

決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 錄

1 開会年月日

令和7年10月16日（木）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（18名）

委 員 長	浅 川	のぼる
副委員長	板 倉	美千代
理 事	吉 村	美 紀
理 事	宮 野	ゆみこ
理 事	依 田	翼
理 事	田 中	香 澄
理 事	沢 田	けいじ
理 事	宮 崎	こうき
理 事	たかはま	なおき
理 事	金 子	てるよし
理 事	山 本	一 仁
委 員	のぐちけんたろう	
委 員	石 沢	のりゆき
委 員	宮 本	伸 一
委 員	小 林	れい子
委 員	名 取	顕 一
委 員	白 石	英 行
委 員	浅 田	保 雄

4 欠席委員

な し

5 委員外議員

議 長	市 村	やすとし
副議長	高 山	泰 三

6 出席説明員

成澤廣修 区長
佐藤正子 副区長
加藤裕一 副区長
丹羽恵玲奈 教育長
新名幸男 企画政策部長
竹田弘一 総務部長
榎戸研 防災危機管理室長
高橋征博 区民部長
長塚隆史 アカデミー推進部長
鈴木裕佳 福祉部長兼福祉事務所長
矢島孝幸 地域包括ケア推進担当部長
多田栄一郎 子ども家庭部長
矢内真理子 保健衛生部長兼文京保健所長
鵜沼秀之 都市計画部長
小野光幸 土木部長
木幡光伸 資源環境部長
松永直樹 施設管理部長
宇民清 会計管理者会計管理室長事務取扱
吉田雄大 教育推進部長
渡邊了 監査事務局長
川崎慎一郎 企画課長
菊池日彦 政策研究担当課長
進憲司 財政課長
横山尚人 広報戦略課長
畠中貴史 総務課長
篠原秀徳 福祉政策課長
瀬尾かおり 高齢福祉課長
鈴木仁美 地域包括ケア推進担当課長
永尾真一 障害福祉課長

坂 田 賢 司 生活福祉課長
佐々木 健 至 介護保険課長
佐 藤 祐 司 事業者支援担当課長
後 藤 容 子 国保年金課長兼高齢者医療担当課長
大 武 保 昭 健康推進課長
橋 本 淳 一 管理課長
村 岡 健 市 道路課長
高 橋 彰 みどり公園課長
武 藤 充 輝 環境政策課長
有 坂 和 彦 リサイクル清掃課長
石 川 浩 司 文京清掃事務所長
熱 田 直 道 教育総務課長
宮 原 直 務 学務課長
内 山 真 宏 教育推進部副参事
山 岸 健 教育指導課長
藤 咲 秀 修 教育施策推進担当課長
日比谷 光 輝 児童青少年課長
木 内 恵 美 教育センター所長
猪 岡 君 彦 真砂中央図書館長

7 事務局職員

事務局長 佐久間 康 一
議事調査主査 杉 山 大 樹
議事調査主査 糸日谷 友
議事調査担当 玉 村 治 生

8 本日の付議事件

- (1) 報告第1号「令和6年度文京区一般会計歳入歳出決算」
 - ア 一般会計歳出
 - ・ 8款「土木費」～12款「予備費」
- (2) 報告第2号「令和6年度文京区国民健康保険特別会計歳入歳出決算」
- (3) 報告第3号「令和6年度文京区介護保険特別会計歳入歳出決算」

(4) 報告第4号「令和6年度文京区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」

午前 10時00分 開会

○浅川委員長 皆さん、おはようございます。

決算審査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席です。

理事者は、関係理事者に御出席をいただいております。

○浅川委員長 それでは、決算審査に入ります。

昨日に引き続き、一般会計歳出、8款土木費の質疑からです。

主要施策の成果の234ページから245ページの部分です。

それでは、小林委員の質疑から始めさせていただきます。よろしくお願ひします。

小林委員。

○小林委員 おはようございます。

昨日、あの後、課長さんのほうから大塚公園は震災復興公園ではないという御指摘を受け、ちょっとそのおわびと訂正を申し上げます。

私がちょっと誤解してしまった理由が、震災復興52小公園を調べると、元町公園の紹介のところで、大塚公園とともに当時の設計思想を現在に伝える小公園となっているというふうに書いてあったため、誤解をしました。

大塚公園につきましては、昭和3年に東京市が造ったところですけれども、もともと関東大震災後、罹災者救護のため、東京市立養育院を使っていましたが、それが板橋に移転して、現大塚病院を造り、大塚公園の場所が崖地と窪地であったので、そこに市街地の画期的な公園とすべく、欧米風の設計施工を行って、東京市が大塚公園を造園したということです。つまり、モダンな建物が今、昨日も露壇とかカスケードとか傘亭とかいろんなものがありますよと申し上げたんですけども、モダンな建造物がいっぱいあるということと、あと、戦後日本を代表する彫刻家の作品が設置されてたり、戦災を乗り越えた石仏が移されてたり、貴重なものがたくさんあるということです。

それで、まとめて昨日の答弁に対しての要望なんですけれども、大塚公園の人研ぎ滑り台は、親子3代で使ってきた思い出があるなど、大切に思っている人たちがたくさんおり、今後の保存と活用を地元の皆さんも願っております。これまでも取り壊して、ステンレス製の

滑り台にするという計画を中止にするなど、地元の住民の声を聞きながら対応してくださいましたけれども、今後も引き続き対話をしながら進めていただけようお願いいたします。

そして、文化財保護、文化財指定については、まだ考えられない状況なのかもしれませんけれども、元町公園のように公園全体についてとか、人研ぎ滑り台とか、先ほど申し上げた様々な貴重な建造物単体、それぞれについてなのかなど、何が適しているかも含めて、これから前向きに検討していただきたいと思います。

カスケードなど一つ一つの貴重な建造物について、滑り台と同様に元町公園のカスケード、今後、修繕されて、水を流すことができるようになると思いますが、それと同じような保存と活用をお願いいたします。

最後に、東邦音大との連動について、お考えがあるという、そのときの時世によって、状況によって、課題を解決するためのものになっていくということを昨日聞きましたけれども、それならばなおのこと、隣接する都営住宅のことも視野に入れていただきたいと思います。現在、老朽化しており、住む人も減って、新たな入居者を募集していない状況で、総括では、都から移管してもらって区営住宅にという要望も出しておりますけれども、大塚公園と隣接していることを意識して、用地拡大も含め、区での活用が将来的にできるように考えていただきたいというふうに要望いたします。

○浅川委員長 要望でよろしいですか。はい。

続きまして、金子委員。

○金子委員 242ページの公衆便所で聞きます。

全部24か所あるうち、浅嘉町の公衆トイレは築63年、猫又橋際は築47年なので、直ちに洋式化してきれいにしてほしいんですね。実態や利用者の声を紹介します。浅嘉町は、男女の区別ありません。和便器のブースでは、床面48センチのところにはめ殺しのすりガラスがあります。さらに、同様に床面から高さ178センチのところには、幅40センチ、高さ15センチほどの長方形の通風口があるんですよ。ここは、いつもぽっかり開いていると。今どきこんな形の通風口があるトイレというのはなかなかないと思うんです。通風口って、ちゃんと製品あるでしょう。ね。

それで、猫又橋際のほうでいくと、これ使っている方はいるんですね。道路巡回の清掃をやっている方が、私の地域の人なんだけど、掃除しながらずっと歩いていて、この辺りで、猫又橋際でちょっとトイレ休憩すると。なくさないでほしいというのは、以前寄せられた声なんです。なので、早く改善をしてほしいと。洋式化は当然ですけどね。いかがですか。

（「関連」と言う人あり）

○浅川委員長 答弁が先でよろしいですか。答弁を先に伺ってからで。はい。

高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 今、委員からお話がございました猫又橋際公衆便所につきましては、都道拡幅部に当たるため、現在、手を着けていないことと、あと、浅嘉町公衆便所につきましては、敷地面積が非常に狭いことなどの理由から、全面的な改修は行っていないところです。このため、2つの公衆トイレとも、個室のほうが現状狭い状態ですけれども、既存の建物を活用した中で、簡易的に便器を和式から洋式に変更できないかなどについては、業者にもヒアリングをしながら、研究しているところですので、まずは洋式化について考えてまいりたいと思っております。

○浅川委員長 関連でよろしいですか。

山本委員。

○山本委員 その浅嘉町のトイレなんんですけど、私、何も興味を持って行ったわけじゃなく、偶然利用させていただいたんですよね。それで、確かに私の小さい頃からありましたよね、あのトイレは。それで、何か探検に行くような雰囲気で、ちょっと遊び場的な感じで行った記憶を今、思い起こしているんですけど、行ってみまして、よく見渡し——確かに、通風口とかあるんですよ、上に、70センチぐらいの幅。入ってみて、まず衛生的でした、非常に臭くなかった。トイレの便器も、確かに洋式じゃない、和式なんですけれども、きれいでしたね、すごく。

それで、私、いろんな公園再整備で新しくなった公園のできた後に、きれいになるとトイレに非常にいろんな方が来て、トイレットペーパーを盗まれたりするって、それ課長ともいろいろ相談して教えていただいたりしたけど、トイレットペーパーもしっかりありましたよ。で、ぱっと外から見渡しても、これある意味、歴史的建造物になるんじゃないかなぐらいの、すごい古い、だけどきれいだと。私は、あれはあれで、私の利用者の声として、私としてね、特に別に問題はないなというふうに思うんですよね。

なので、今、答弁にありましたけれども、物理的な問題とか、あまりにも狭くてとかありますけれども、洋式に替える、替えない、ここはいいんだろうと思いますけれども、ぜひ、そんなことも皆様に、利用者の意見として発言をさせていただきました。

○浅川委員長 それでは、金子委員。

○金子委員 答弁分かりました。それで、私たち、きれいにと言ったけど、臭いとは言ってな

い、ここは。掃除されているのは分かっています。臭いのは、駒込公園トイレなんですよ。入り口に入る前から臭ってきて、ここは園庭のない保育園の子どもさんなんかが来て遊ぶと。午後はもう小学生でいっぱい。だから、ここは、かつて学校でやった特殊清掃なんかは早くやって、こっちの答弁は、再整備でやるとなっているから、それはいいんですけど、早くやってほしいんだけれども、その前言った2か所は、何らかの対応が必要だと、造りが古いのでね。お願いします。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。ただいま金子委員は、御自身の持ち時間を超過いたしました。あとは、会派の中で調整をお願いいたします。

続きまして、山本委員。

○山本委員 私は、241ページの自転車駐車場管理運営のところで、いろいろと今、担当課長からもこの間のいろんな委員会で御答弁いただいたいて、理解はしているんだなと思っているんですけども、改めてちょっと確認と今後の方向性というか、教えていただきたい。

要は、2段ラックの駐輪場に関してなんですが、上にガチャンと上げるタイプのラックのやつが、事実上、今、文京区の自転車のアシスト付自転車の率がほかの区に比べて高いんだと思うんですよね。そうして、前に籠や赤ちゃんを乗っける大きな籠ですとか、前後、大きな荷物を入れる箱とかつけて、余計に幅を取ってしまうということで、それで重たいんですよね。女性の力じゃなかなかあの上によっこらしょと上げるのが難しいということと、あと、じや1階に止めようかというか、1階もすさまじくごちゃごちゃと大中小いろんなのがあって、なかなかその線の中に、枠が空いていても、やっぱりハンドルの幅が大きかったりとか、自転車の車体が大きかったりですとか、なかなか入っていかない。苦労している、特に御婦人の方をよく見かけます。

2段式の上げるラックの駐輪場というのは、今、どの程度、文京区内で設置されているのかというのと、一番近いところには、この下にありますけれども、きっとああいう管理人さんとか、管理人さんじゃないけど、警備の方がいたり、どなたか人を配置しているのであれば、お手伝いしてくれるということもあると思うし、整理してくれるということもあると思うんですけども、その辺の駐輪場の今後の設置についてなんですが、どのように計画をしていく予定かと、あとは、何か改修とかに合わせず、どんどん、そういう上に上げるものは、ガチャンと手動で上げるものではなく、私、調べたら、何か機械、メーカーによると、かなり楽に機械的に上げてもらえるというのもあるらしくて、あまりしづめに、幅を狭めてやるんではなく、広く取って、考え方も変わったということなんですけれども、その辺の考

え方と対応の仕方を改めてお聞きしたいということだけです。

○浅川委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 1点目の2段ラック式の駐輪場の状況でございますけれども、区が設置している駐輪場の中では、茗荷谷中央という駐輪場がございまして、こちらで合計26台の駐輪場1か所が2段式となっております。2段式は1か所のみの設置となっております。今後、整備等を検討していく際には、2段ラックではなくて、場所の状況にもよりますけれども、平置き型、1段式ということを基本に考えております。

それから、ラックの状況によって、自転車の止め方が難しい状況もあるという御指摘でございますけれども、これまでには、ラックの間隔を35センチということで整備しておりましたが、現在はそれより広く40センチとして、また状況によっては45センチの間隔も採用しております。これであれば、最近の大型化している自転車でも、隣とぶつかることが少なく止められるものと考えておりますし、こういった状況で引き続き整備を進めていきたいと考えております。

（「よく分かりました。はい。いいです」と言う人あり）

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

それでは、以上で、8款土木費の質疑を終了させていただきます。

理事者の御移動があります。

続きまして、9款資源環境費の質疑に入ります。

主要施策の成果の244ページから247ページまでの部分です。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。

それでは、宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。

247ページの清掃事業費のところで、収集運搬作業費のところかと思ひますけれども、資源回収について、お伺いしたいんですけれども、作業を委託していますけれども、収集作業する方が1人体制でやっているということで、白石委員も質問されていたかと思ひますけれども、安全確保の意味からも、また人材の確保、定着といった意味からも、2人体制にしていく必要があるのではないかと。つまり、1人が収集して荷台に置く、もう1人が荷台の上で受けて整理をするといった体制ですね。

で、事業者さんからお話を伺ったところ、この仕事を継続してもらうためにも、やは

り待遇改善が非常に重要になっているということでございます。特に、暑い時期が非常に長くなっていますので、そういう意味でも、こういった体制を取っていくことが重要かと思思いますけれども、見解をお伺いしたいと思います。

○浅川委員長 石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長 資源回収作業員の人数についてのお話かと思いますけれども、瓶・缶・古紙などの収集については、業者委託をしておりまして、収集量や作業範囲、内容、それから時間的制約などを考慮しまして、設定のほうをさせていただいております。

白石委員の総括質疑においても御答弁しておりますけれども、現状の体制で安全に作業ができるていると考えております。作業員を増員する予定は今のところございません。しかし、引き続き日々の回収が安全に行えるように体制の確保については、委託事業者とも適切に協議しながら進めてまいりたいと思っております。

○浅川委員長 ただいま公明党さんの持ち時間が超過いたしましたので、申し訳ございませんが、御協力よろしくお願ひします。

白石委員。

○白石委員 それでは、宮本委員の意を酌んで、質問させていただければと思います。

分かりましたよ。安全であるということは確認できているし、今では作業ができるているというのは分かります。ただ、現実的な私とか宮本さんが見ている中では、資源回収等で行われているときに、ドライバーさんが車から降りざるを得ないという現状を見ているということは、今後、安全確保上どうなんだろうかというふうに疑問点を持っていますよということなんです。

他区において、他区の話はしたくないんだけれども、バランスよくやられて、23区一緒ですというだったら、そうなのかというふうに思うんだけど、その実情はまずはどうなんでしょう。

○浅川委員長 石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長 すみません、他区での収集作業員の数については、手元に資料がございませんので、現状で御答弁することができません。すみません。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 業務委託なので、いろんなことを調査した上で委託されていると思うんですよ。そのときの答弁にあったように、仕様書の中で1台2人体制という形で契約を結んでいるというのによく分かりました。で、業者もやっているのも、それで契約を結んでいるのもよく

分かりました。ただ、やっぱり、安全に事を進めていただくためには、区民の協力も必要ですから、区民の目から見て、これ大丈夫なのというような疑問点を抱かれながら、このままの体制でやっていくのは、クエスチョンだなというふうに思っていて、ぜひとも、私たちが持っている多分データの中では、23区では、1台3人体制というのもやっているところもあるというふうに持っているので、そういうところに実情を聞いていただいて、私たちもできる限り安全に、そして持続可能な事業で展開をしていきたいと思っていますので、今後の運営をしっかりと御期待申し上げたいと思います。

○浅川委員長 石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長 失礼いたしました。他区の状況も確認しながら、委託事業者と協議をしてまいりたいと思っております。

○浅川委員長 それでは、沢田委員。

○沢田委員 私からは1点です。245ページの2番、地球温暖化対策推進事業に関連して伺います。

前回、予算審査で、気候区民会議の開催について議論をしました。具体的には、区の推進計画にもある区民の参加の促進のために、地球温暖化対策地域推進協議会をもっと参加型のオープンな会に見直してはという話。また、職員が区民と一緒に取り組むことで、信頼関係を深め、事業効果の向上も期待できるというような話もありました。

ただ一方で、先月の建設委員会では、気候区民会議の設置を求める請願を審査したんですが、このときのお話だと、今もう推進協議会をやっているから、十分だというようなお話だったんですよね。所管課として、推進計画に書かれている区民の参加の促進、これは適正に執行できているという御判断だったのか、これ客観的な根拠もあるのか、伺います。

○浅川委員長 武藤環境政策課長。

○武藤環境政策課長 建設委員会の中でも御答弁させていただきましたが、現在、地球温暖化対策につきましては、この計画に基づく協議会を開催して議論して進めてございます。その中で、区内の関係団体の代表の方も区民ですし、区民の公募の方で5人以内ということで、協議をいただいてございますので、区といたしましては、多くの区民の方に御意見をいただきながら、適正に計画を策定し、それを進行管理しているというふうに捉えてございます。

○浅川委員長 沢田委員。

○沢田委員 区民の参加の促進なんですよね。促し進めるというその根拠が、今、5人以内という話だったので、それで本当に区民に根拠として説明できるのかなというのが疑問なんで

すよ。要は、人数を増やしていくついていますよとかという実績があるなら別なんですが、昨日も計画を執行できているか、適正性を担保するには、自己評価でやっていますよとか、頑張っていますよとかだけじゃ駄目だという指摘をしたんですけど、例えばですけど、公募委員の方から参加してこんなことがありました、こんな糧になりましたとか実りがありましたみたいなフィードバックを受けるとかでもいいんです。そうした人数が増えていくついていますとか、満足感が高まっていますとか、そういう量的な質的な評価を実際やって、根拠として示していただきたいなという、これは要望で結構ですので、お願ひします。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

宮崎委員。

○宮崎委員 私から、247ページの清掃管理費の中の4番の普及啓発費のところについて、ちょっとお伺いいたします。

こちらごみの話になるんですけども、最近、区民の方から、私の下に個人的にいろいろと相談などが寄せられているんですけど、燃えるごみ日ではないのに、燃えるごみを出したり、あと、ごみ集積所じゃない場所にごみを出したりとね、ごみ出しに関してちょっとルールを守らない方が近所にいるから、こういったのをどうにかならないかといった御相談を受けたりしているんですけども、令和6年度ってそのようなごみ出しについてのトラブルや苦情などって、区に届いたり、問題はなかったのでしょうか、ちょっと伺いたいと思います。

○浅川委員長 石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長 集積所への不適正なごみ等の排出の件になりますけれども、このような御相談は日々お受けしております、正確な数については、把握をし切れておりませんけれども、御相談があった際には、清掃事務所のふれあい指導班が調査を行いまして、排出者が分かった場合は、直接その方に適正排出をしていただくように御指導に伺って、指導しているところです。

また、排出者が分からぬ場合については、曜日が違う旨のシールを貼りつけて対応しております。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 状況、ありがとうございました。

次は、ちょっと提案というほどでもないんですけども、家の前で、例えば知らない人が路上喫煙をするなどといったことで困っている方のために、環境政策課のほうとかでは、路上禁止、あと、ポイ捨て禁止と日本語と英語で書かれたステッカーを配布していますけれど

も、リサイクル清掃課でも、家の前にごみを捨てられて困っているという方のために、ここでのごみ捨て禁止など書かれたステッカーなど、これ製作して配布したらいかがかと思いますが、こちらちょっと区の見解を伺います。

○浅川委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 これまで、区道とかそういったところにごみを捨てられている場合には、集積所以外場所に捨てられているものについては、道路管理者であるとか、そういった管理をしている人にお願いをしているところです。委員おっしゃいますように、そういったステッカーとかそういうものにつきましては、他区の状況ですとかそういったものを見ながら、今後、作成等については研究してまいりたいと考えております。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。今後の文京区の住民の環境変化も見据えて、ステッカーの製作配布は個人的な対応に加えて、区内の環境美化にも全体的につながっていくのではないかとも思いますので、ぜひ御検討していただければと思います。どうもありがとうございます。

○浅川委員長 続きまして、名取委員。

○名取委員 私からも、247ページになるかなと思うんですけれども、プラスチックごみの回収が始まりました。約半年ぐらいかな、今、始まって。現状の状況をまず教えていただきたいのが1点ございます。そこからお願いします。

○浅川委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 プラスチックの分別回収につきましては、非常に区民の皆様に御協力をいたしております。今、1日当たり6.54トン回収するというのを目指に行っておりますが、現状、高い水準で、9月につきましても97%以上ということで回収をしております。4月から始めまして、この半年間で983トンを回収しているところです。

○浅川委員長 名取委員。

○名取委員 983トンということで、これは区の目標としていた数字は一応クリアしている数字だというふうに今、お聞きしました。

　プラスごみの回収ということで、様々な区民の人からいろんな話を聞きます。どこまでれいにして出さなくちゃいけないのか、極端なことを言ったら、納豆の容器なんか、きれいにするのに水をたくさん使って、水を使うほうが環境に負荷を与えてるんじゃないとか、様々な意見をいただいていて、清掃事務所の方に、所長さんとかにお話を聞くと、当初はそ

の汚れたものについては、もう燃えるごみで出してもらって構わないよと。それについては、燃やせるほうに回すよということで、そこの判断基準というのかな、が、みんな今、各個人個人の家庭の中で判断して出しているじゃないですか。で、今、全部持つていってくれますよね、取りあえず出すと。1回、汚れているものが混じっていたとしても、回収はしてくれちゃうので、家庭によってはこれでいいのかと思う人もいるし、だから、出す人たちのプラごみを出す意識が様々だろうなと思うんですよ。

そのあたりの統一した目安というのかな、というのは、ある回収の量自体が今、目標にしている中で、この中で、多分、二次処分場のほうで、またそこで選別して、駄目なやつは燃えるごみに出したりするんだろうなと思うんですけれども、そういう手間とかを考えると、もう一つ、ここまで区民の皆さん協力していただいて、プラごみを出しているという中で、一定のルールをもう少し明確に区民に周知する必要があるんじゃないのかなと思うんですけれども、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

○浅川委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 事業開始する前の説明会の中でも、詳しい動画等を作成して、お示しはしておりましたが、委員おっしゃいますように、納豆の容器ですとか、そういうものはなかなか判断が難しいというところは現在に至っても聞いているところです。納豆の容器などにつきましては、水にちょっとつけていただいて、軽く流していただく、ぬめりが取れていれば、今の中間処理施設ではプラスチックとしてきちんとリサイクルできるというふうに聞いております。ただ、どうしてもべたべたなまま入れられてしまいと、ほかのきれいなプラスチックもリサイクルできなくなってしまうというようなこともありますので、なかなかその判断が難しいようなものにつきましては、今後もわかりやすい動画ですとか、紙面等でしっかりとお示しをしていきたというふうに考えているところです。

○浅川委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。まさにおっしゃっていただいたとおりで、すごく判断が難しいんですよ。うちの中でも、私が出す出し方と嫁の出す出し方は違うしね。どこまでどういうふうにやればいいのかということで、今、ちょっと聞いたら、そういう汚れたものが混じっていると、そのパック自体がリサイクルに回せないという話があったので、それもったいない話ですし、ここまで区民の皆様にプラごみの分別ということをやっていただいてるので、そういう無駄をできればなくさなくちゃいけないのかなと思うので、納豆の例ばかり出しましたけれども、納豆だけじゃなくて、いろんな判断に迷うケースってあると思う

ので、そのあたりを、今、しっかりと告知をこれからもしていっていただきながら、例えば今、何曜日にどのごみを回収するという一覧のプレートなんかあるじゃないですか、ああいったところに、かけるかどうかは微妙ですけれども、そのプラごみの出し方みたいなものが常に目に入るような格好で周知していただけるのも一つの方法かなと思いますので、それはぜひお願いしたいと思います。

それと、もう一点なんですが、先ほどもちょっとお話をありましたけれども、曜日以外に出されちゃうごみですとか、粗大ごみで、うちのほうの町会でも結構あったんですけれども、使い古したキャリーバッグがそのまま放置されたりとかというケースがあります。どのタイミングで清掃事務所が持つていってくれるのか。しばらくは貼り紙があって、これは回収できませんという貼り紙があって、置いてはありますけれども、結局、あれもすぐ持つていってくれちゃうと、出していいものかとみんなが思っちゃうし、かといって何日もそこに置かれていると、まちの人たちにしてみれば、ちょっとという。その、そういった不法投棄のごみの回収も、両方、出した人が得するのも変な話だし、勝手に出しているわけなんだから、粗大ごみも申請もしないで、そうやって出しっぱなしにしちゃうというところのルールづくりだとかというのは、もちろん一生懸命考えているのは重々承知していますけれども、もう少し明確なルール化ってできないのかなと。でも、それはあまりルールを決めちゃうとな。今、しゃべりながら自分で納得しているんですけども、不法投棄を助長するような話になつても困るしなと思うし、そのあたりのイメージはどんなイメージをお持ちでしょうか。

○浅川委員長 石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長 委員おっしゃるとおり、非常に悩ましい部分でございます。通常、集積所への不法投棄等があった場合については、先ほどもふれあい指導班のお話をしましたけれども、排出者が特定できた場合は、その方のところに行って、駄目ですよということでお返しをするということをしております。排出者が分からぬ場合については、シールを貼って取り残すということをやっておりますが、粗大ごみに関しては、おおむね1週間程度を見て、引取りがされなければ回収というような基準が清掃事務所内ではあります。おっしゃるとおり、これが明確になつてしまふと、1週間たてば持つていくんんだろうと排出者が思つてしまふので、明確に出すというのはしておりません。

○浅川委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。もちろん、ごみを出す人の意識の問題もそうですけれども、プラごみでそれだけの回収率がある区民ですから、しっかりと守ってくれているんだろ

うと思いますので、ぜひ、これからも頑張ってください。

以上です。

○浅川委員長 それでは、板倉副委員長。

○板倉副委員長 247ページの資源回収についてです。

瓶・缶・ペットボトルの回収については、豊島区が事前に回収コンテナをセットして、回収後の折り畳みも区がやって、区民の方々はそういう作業はやらなくていいということで、特に高齢者の方々に負担がかかるということで、私は、目白台二丁目の方々が、隣がすぐ豊島区で、そういうのを見ているということで、ぜひやっていただきたいということで、2年前の予算委員会でした、要望いたしました。あのときに、当時の清掃事務所長さんは、それはみんなで担うもので、今のやり方は続けます、このように本当に冷たい答弁があったんです。

その後、本駒込の地域の方々からも、そういう同様の声があるということをお聞きをいたしまして、ぜひとも、これをやっていただきたいと要望してきたんですけども、今回、白石委員さんの総括質問に対し、区からは、ほかの区の実施状況も参考にしながら検討しているところという答弁をいただきました。来年度から始められるような、そういう検討をしているんでしょうか。改めてちょっと確認をしたいと思います。

○浅川委員長 石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長 資源回収のほうでの管理の件ですけれども、コンテナの管理を含む集積所の管理については、集積所の利用者に行っていただいているというのは変わりはございませんが、高齢化ですか、共働き世帯の増加といった理由によって、コンテナの管理が負担になってきているという声があるのは、認識のほうはしております。

区では現在、集積所の方でコンテナの管理が難しい場合については、コンテナを使用せずに、資源を種類ごとに、中身の見える袋に入れて出していただくなどの御案内をしているところではございます。

一方、集積所の管理を地域住民で行うことで、地域コミュニティの醸成につながっている側面もあるというふうに考えております。これらのことから、区が資源回収コンテナの管理を始める場合でも、一律に行うのではなく、御希望のある集積所に対して管理を行っていくことになろうかと思っております。

このような運用をすることになると、集積所ごとに対応が変わってきますことから、集積所の管理について、よりきめ細かく行う必要がありまして、この課題を解決するために、D

Xを活用した集積所管理が行えないかということを考えております。

また、コンテナの設置については、業者委託により行うことになりますが、運用上、回収日前日の午後にコンテナを設置することになるために、交通支障にならないよう配慮する必要があること。また、委託事業者の人員、車両、それからコンテナの保管スペースですね、こちらのほうの確保などの課題もあることから、委託事業者とも詳細な調整を行いながら進めていく必要があると考えております。

現状では、来年度からできるかどうかは結論が出ておりませんけれども、可能な範囲で、なるべく早く進められるように検討を進めてまいります。

○浅川委員長 板倉副委員長。

○板倉副委員長 長い答弁をいただきましたけれども、目白台の方々からは、もう清掃事務所に何回もそういうお願いをしているって、あの当時、清掃事務所の方もそういう電話をいただいていることは分かりますというふうに言っていました。ですので、今回は、できれば要望があるところについては、早急にそういう対応をしていっていただきたいということと、地域コミュニティというふうにおっしゃっていましたけれども、主には高齢者の皆さんが出していくという点では、本当にそこに出しに行くだけでも大変なわけですから、そのところは本当に考慮してやっていただきたいということで、ぜひとも、事業化、来年度からやつていただきたいということを重ねてお願いをしておきたいと思います。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 総括で質問させていただいた中に入っていたので。板倉さんに言われるまでもなく、3年以上前から清掃のほうに、他区でいろんな事業をやっているけれども、この資源回収の在り方どうなんだろうかという問合せはあったことはお聞きしています。その中で、この間、いろんな——サービスはいろいろありますよね、個別収集もやっているし、いろんな、文京区、ほかの区になくて、文京区にあるサービスで対応してやってきたというのも把握しています。

僕、今、質疑の中で、板倉さんと1点違うのは、今度やるときには、要望があったところじゃなくて、文京区全体の話だと思っているんです。というのは、さっき話が出た委託業者さんとの契約もあるし、ここだけやってください、そんなことはできるわけがない。さっきから、2人に増やせと言ったりなんかしているんだから。そういうふうな清掃事業の全体像を見極めながら、区で直営でできない、委託業者さんとの話し合いの中で、どういうふうに積み上げていくかというのが大事だと思っているんですが、この間の委託業者さんとのそういう

う話合いの中では、どういう話が進んでいるのか、向こうはどういう話を持ってきてているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○浅川委員長 石川文京清掃事務所長。

○石川文京清掃事務所長 昨年度から委託事業者とはお話をしておりますけれども、詳しくどこの部分を取るのか、置くのかというところまでは、すみません、話が進んでおりませんで、今後、それについては進めてまいりたいと思っております。

他区の状況については、一定程度把握をしておりますが、そちらのほうも参考にしながら、お話を進めてまいりたいと思っております。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 分かりました。よろしくお願ひしますということなんだけれども、ただ、これは、僕、一般質問に入れた清掃一部事務組合の清掃工場の課題というのもあって、これから区内にどんどん、ごみ行政についてもっと知ってもらわなきゃいけないと思っているんですよ。だから、そういうところをセットにしながら区民に伝えていく。私たち、自分たちで、行政直轄でできていところは、民間事業者と本当に詰めて、詰めて、ここをこういうふうに変えていくんだということをまた区民に見せていくという時期に来ているのかなと思っていますので、そういうことも合わせてセットできるように御期待を申し上げたいと思っていますが、いかがでしょう。

○浅川委員長 木幡資源環境部長。

○木幡資源環境部長 今、白石委員からお話をいただきました。ごみの行政に関しましては、私どもも今後、ちょっと大きな絵を描きながら、今後どういう形でやっていくのか。担い手のところも、実は非常に厳しいところもあります。そういう点を踏まえながら、今後どういう形で進めていくかというのは、私ども、多岐にわたる分野、課題が正直言って少なくないですから、今、白石委員がおっしゃった部分も含めて、我々、どういう形で進めていくのがいいのかというのを、区だけで解決することもあれば、場合によっては、23区全体で考えることもある。いろんな課題があるのを、一つ一つ克服していきながら、区のごみ行政を進めてまいりたい、そう考えております。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 ありがとうございます。間違ってほしくないのは、こう見せるときに、特に板倉さんのところの政党は、何、有料化なのなんていう、また区民を不安にさせるようなことを言うことも出てきてしまうので、必ず……。

（「そんなこと言ってないじゃない」と言う人あり）

○白石委員 いや、その昔、よくあったからさ。清掃工場を造るときにいろんなことがあったから。だから、そういうのは置いておいても、有料化ということが出てこないように、しっかりと議論された上で、構築した上で、サービスを持続可能なものに持っていくと。よろしくお願ひいたします。

○浅川委員長 板倉副委員長。

○板倉副委員長 私たち、有料化については、やるべきではないということで、この間、言つてきましたけれども、今、これが出てる話じゃないというふうに思います。

清掃事業者が、作業に携わっている方が、本当に過酷だというか、状況の中で、お仕事をしているというのは、夏、私は、清掃労組の皆さんとの懇談会にも出席させていただいて、お聞きしております。ですから、話し合いを十分にしていただきながら、ぜひ、これについては、豊島区に隣接しているだけじゃなくて、台東区にも隣接している、新宿区も隣接をしているということで、区は、そういう状況も勘案しながらやるというふうになるとと思うんですけれども、ぜひとも、実現の方向でお願いをしたいというふうに思います。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

それでは、以上で、9款資源環境費の質疑を終了させていただきます。

理事者の移動がございます。

続きまして、10款教育費の質疑に入ります。

主要施策の成果の246ページから269ページまでの部分です。

それでは、御質疑のある方は、挙手をお願いします。

ありがとうございます。

それでは、白石委員。

○白石委員 259、261ページの教育振興費のところと、学校給食費のところでちょっと聞いたいと思います。

教育の無償化は国が進めている議論で、一気に進むところとなかなか進まないところがあって、例えば私どもが学校給食の無償化、2023年の選挙のときには意見が分かれて、私たちは、一般財源でやるところは、子どもたちがコロナ禍で痛んだ心をしっかりと取り戻すために、学校教育の充実で、不登校の子どもたちに対する教員のところをしっかりとやっていくこうというところがあったんですが、4月の選挙をまたいで、国の方々が無償化への話が出てきて、やるんだったら、この間の間やればいいという話の中で、軽減措置を取ってきたという

ことも分かっております。

今般、物価高騰、前期の文教委員会で私は、物価高騰に対する修学旅行の在り方とか、様々な面のところをしっかりと応援してくださいねということをお願いさせていただいてきたんですけども、他党においては、教材費というのは昔から無償化というのも言われてきたというのは理解しています。ただ、法の立てつけ上、国の中でやるところとやらないところというのが明確に出ていたものですから、その辺は一定の理解をしながら、余裕の財源があれば、子どもたちに回していくというのは当たり前なところが、15年ぐらい前から議論されているというところなんですねけども、今般、文科省が6月25日に、学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減通知というのを出されたというところで、文科省も何か苦しんでいるんだなというふうに、通知内容を見ると思うんですが、現下の物価高により影響を受ける家計の負担軽減が一層重要となっていることも踏まえ、各教育委員会等における検討に資するよう、保護者等の経済的負担を軽減するために、教育委員会等が工夫しているというふうになっていて、頑張って工夫してくださいよと、財源措置がつくのかどうかというのは、まだこれからの話で、調査しますよというようなところがあります。

それを受けた東京都は、教育庁が動き出して、いろいろ議論が始まったというところがあるんですが、令和6年度決算なので、まず、6年度において、そのような物価高騰に対する対応がなされたことがあったのか。また、それを受け、令和7年に入り、文科省の動きによって、文京区として考える物価高による影響、このことをどういうふうに受けているのか、お聞きしたいと思います。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 令和6年度における物価高騰の対応についてですけれども、ちょうど給食費の無償化というのも進めていたところではありますが、併せて、米の高騰は非常にフォーカスされたところでもあり、区としましては、米のほうを現物支給という形で、各学校のほうへ11月から年度末にかけて支給したところでございます。

並行して、その物価高騰、給食費どういうふうに対応していくのかという検討委員会を学長、栄養士等を持っておりまして、令和7年度は、令和6年に引き続き給食費の単価の引上げも行ったところでございます。

また、令和7年度の事業とはなりますけれども、物価高騰による保護者の費用負担の増加を鑑みまして、修学旅行費の一部補助のほうをスタートさせており、今後も社会情勢を確認しながら、これについては継続していく考えでおります。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 ありがとうございます。さすが文京区教育委員会はすぐに対応してくださって、食育と子どもたちの体験となる修学旅行にはすぐに対応するということで、令和6年、感謝を申し上げたいと思います。

ややこしいのが、令和7年のこの通知をもって、来年に向けてどうやって動き出すかというところがあるって、今、この文科省の通知では、どのような区、例えば学生服があるところについては、リサイクルを進めているかどうかとか、非常に細かいところまで事例を出して、みんなで頑張ってやっていきましょうというような話でございます。

国のはうは、今、不安定な状態が続いている、私どもの高市さんが総理になるのか、ならないのかというところで、政策が進むのか、もしくは野党になって政策が進むのか、その辺が全然分からぬところなんですけれども、とはいえ、今、文科省がこうやって上げてきたということは、今、家庭環境の中で起きている、現実な話だというふうに認識しているんですね。やっぱりこの物価高騰に対して、子育てしていく中で、学校教育上、大変なところはあるよねと、というような認識が文科省もしたんだと。

さあ、これを受けて、東京都は東京都で今、どうするか考えていらっしゃると思いますけれども、文京区としては、待っていることなく、何か方針を、今後考えていく方針なのかどうか、というところを聞きたいんですが、いかがでしょう。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 まず、学用品費等の対応につきましては、先日、部長のほうからも御答弁いたしましたとおり、就学援助制度等により、支援が必要な世帯に対しては、一定の経済的負担の軽減が図られているというふうには認識しているところではございます。

一方で、委員御指摘のとおり、この現下の物価高により影響を受ける家計の負担軽減が一層重要だということを増してきており、国のはうからも、学校における補助教材及び学用品費等に係る保護者等の負担軽減についての通知がございました。

都では、保護者等で負担していた、購入していた教材の学校の備品化等の議論も進んでいるというふうにも聞いております。

区としましても、今後も引き続き国や都、またほかの自治体の動向等も注視して検討していきたいと考えております。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 教育長の御答弁の中で、僕、いただいたのが、その昔、区は、子育てのメニュー

を様々用意して、広く支援をしているよねと。子育て世帯への支援全体の枠組みの中で、教育の中でも課すべき課題を検討していますよというような御答弁をいただいております。ともすれば、先行き不透明な中で、子どもたちがしっかり勉強できる環境をつくっていくというために、今、本区も検討しているんだというふうに認識していますので、どうぞ——この政局の中で、どうしてもお金がかかることなので、1回始めれば、B一ぐるのようにもう二度と止めることはできなくなっていく中で、文京区の子ども人口は増えていきますので、どういうふうなところを捉えて支援していくかというのは、すごい重要なと思ってます。御検討いただいて、いい結果が出るように御期待したいと思います。

以上です。

（「委員長、関連」と言う人あり）

○浅川委員長 それでは、金子委員。

○金子委員 今の教材費の無償化のところですけれども、総括で石沢委員が質問したときには、私たちは、剰余金があるということを言って、どうなんだと言ったけど、従来どおりの、就学援助でやっているから、負担軽減は図られていると。今の質問は、国の通知、文科省の示しがあると。そこ違いますよ。だけど、最後、今後検討すると出たわけだね。これ答弁、矛盾しているんじゃないですか、どうなんですか、そこは。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 先日、部長が御答弁差し上げましたとおり、本区としましては、先ほどもお伝えしましたけれども、就学援助制度等により支援が必要な世帯に対して一定の経済的負担の軽減は図られていると。その認識については変わりません。今、御答弁差し上げましたが、その後、都のほうでも議論が進んでいるというところも加味しますと、区としても、国であったりとか都であったり、またほかの自治体でも同様の政策のほうが進んでおりますので、ここはしっかりと注視していきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 金子委員。

○金子委員 自由民主党さんは国の通知を示した。私たちは財源を示したということで、検討よろしくお願ひしたいと思います。

○浅川委員長 それでは、依田委員。

○依田委員 おはようございます。

先週の水曜日以来の発言で申し訳ありません。

P259ページの教育指導費の26番、世界に向かって学びを紡ぐプロジェクトについて、お尋

ねしたいと思います。

こちら、昨年度に関しては、IB、国際バカロレア機構と覚書を結びましたので、それと今年度に向けてのシンポジウムの関係の経費と聞いておりますけれども、実際に事業が始まつたのは今年度になります。基本的には、バカロレア機構と提携をきっかけとして、文京区の教員に研修をしていくというプロジェクトになります。

まず最初、このプロジェクトの必要性についてのところでお尋ねしたいんですが、教育指導課が5月に作った「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトの推進について」というペーパーがございます。こちらについて、国際バカロレア機構の知見を活用した教育の必要性については、全国学力・学習状況調査で、本区の児童・生徒の平均正答率が常に全国及び東京都の平均を上回っている一方で、社会を生き抜く力については課題が見られるというふうに書いております。

そのペーパーの中で、その具体例として挙げているのが3つあります。それが同じく全国学力調査での児童・生徒への、これ学力調査ではなくて、質問調査というやつなんですねけれども、この30番と37番、そして38番なんですけれども、最初に、多分、このペーパーで数字が1個間違っていると思うんですよね。37番に当たるところ、友達や周りの人の考えを大切にして、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいますか。これ当てはまるが、教育指導課のペーパーだと、まず小学校42.7%が当てはまるとなっていると思うんですけれども、多分これ56.1%の間違いじゃないかなと思うので、ちょっとまずそれを確認いただければと思います。

もう一回、30番に戻りますけれども、30番、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいましたかという質問で、これに当てはまるが、本区の小学生は41.3%であると。これが何か要は低いという例で出ているんですけど、そもそも全国平均は29.5%で、東京都の平均でも32.3%であると。そもそも本区の小学生のほうが数字が全然高いと。本区の中学生に関しても、当てはまるが30.1%、対して全国は27.2%、東京都の平均は27.7%であると。全てに関して、本区のほうが上回っているということです。

次に、37番、繰り返しになりますが、友達や周りの人の考えを大切にして、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいますか。これが当てはまるが、本区の小学生は56.1%で、対して全国平均が47.3%、東京都の平均が47.8%です。本区の中学生に関しては、当てはまるが47.4%、全国平均が46.1%、東京都の平均は43.3%、こちらも本区のほうが全てに対して上回っております。

次に、38番、総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて、情報を集め、整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか。当てはまるが本区の小学生は55.3%、全国平均がそれに対して36.5%、東京都の平均が41.3%。本区の中学生は、当てはまるが43.6%、全国平均が33.7%で、東京都の平均は35.1%です。これも本区のほうが全てに対して大幅に上回っております。

そもそもIB教育は必要ということで、何で必要なのかということで、この社会を生き抜く力とか、どの程度身についているかについては課題が見られるということだったんですけど、それ例示として書いてある数字を見る限り、本区は非常に優秀でして、全国平均も都平均も上回っているということなんですが、だから、このIB教育をやらなきやいけないという根拠がそもそも何かないんですよね。少なくとも、ここに書いてある数字を見る限りは、ほとんど虚偽なのではないかと思われるんですが、この必要性についてはどのように判断して、この事業を導入したのかというのを教えてください。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 御指摘のとおり、この調査で分かったことは、都の平均や全国の平均を上回っているということについては分かりました。一方で、教育委員会としましては、これからの中学生、具体的に申し上げますと、先行きが、見通しがなかなか持てない不安定な社会で生き抜いていくために、子どもたちどういった力を身につけさせていくべきかと考えたときに、主体性であったりとか、問題を解決する力であったりとかというふうに考えています。

そういう意味では、都の平均、全国平均を上回っているものの、これからの中学生を生き抜いていく子どもたちには、さらに力を身につけて、活躍したいというふうな思いもあり、この事業を開始するに至りました。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 取りあえず数字が間違っているのかどうかを答弁いただきたいんですけれども、それ、後でいいんですが。

今の御趣旨だと、別にそれ自体は分からないではないんですけど、やっぱり数字的、定量的な根拠がないわけですよね。そもそも定量的な根拠であるというふうにして書いてあるところが、全く根拠になってないわけですから、それはもう一度、なぜそういう力が必要だと判断したのかということについて、何をもってそう判断したのかという、その根拠をちゃんと教えてください。

あと、数字の間違いも、取りあえず合っているか、間違っているのか。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 数字におきましては、今、私の手元の資料でございませんので、ちょっと確認する時間をお貸しいただけます。

根拠の部分でございますね。先ほどと重なる部分もございますが、都の平均や国の平均は上回っていることは事実でございます。文京区教育委員会としましては、さらに一層子どもたちに身につけさせる必要があるというふうな考えが根拠となります。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 では、少なくとも、このペーパーに関して、この調査、30番と37番と38番を挙げて、課題が見られるという、こういう論拠の立て方はそもそもおかしいんじゃないかと思うんですよね。このペーパーの作り方がおかしいと思うんですよね。それに関してはどうでしょうか。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 御意見として承ります。今後、どのような視点を持って課題としていくべきかのための、大事な意見として、承りたいと思います。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 ですので、なぜこのプロジェクトが必要なのかということの論拠については、しっかりと理由を説明できるようにしていただければと思います。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 私たち教育委員会としては、そもそも、そこの今、御指摘いただいたところについては、課題意識、問題意識は持っているものでございます。ちょっと今、担当課長のほうが言葉足らずだったんですけども、例えば文京区教育委員会教育指針においては、視点1として、持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成ということで、持続可能な社会を切り開く新たな未来の創り手を育成するため、様々な教室活動の中で答えが一つではない課題に向き合うなどしながら、他者と協働しつつ、創造的に生きていくための資質・能力を育みますというような大きな視点を持って、それを課題として捉えているので、そこの課題を解決するための一つの方策として、今事業というものを推進したというようなことでございます。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 課題意識は分かったんですけど、その実現するための一つの方策がバカラアで

なければいけないのかというところの話になってくるんですね。その話は、これからゆっくりしますけれども。

次に、この年の5月に、区は最終的に、IB機構との覚書が3月ですかね、その後、5月に、文京区は最終的にシルバーファーンホールディングスという企業、都内にある企業と研修委託の契約を結んでおります。実際の契約先はそちらになります。この契約先の代表者が——（削除部分）さんという人なんですけれども、ところが、区と国際バカロレア機構の打合せ記録というのが、延々とここ2年ほどあるんですけれども、そうすると、IB側の担当者の名前というのが、ずっと黒塗りになって隠されております。私、情報公開請求でいろいろ取らせていただいたんですけども、何でIB機構の側の、要は区と折衝している側の担当者の名前を隠すのかどうかというの、その理由を説明してほしいというのが1点。

次に、最終的に区が契約を結んだ会社の代表である——（削除部分）氏は、国際バカロレア機構の政府パートナーシップアドバイザーという肩書で、IB側の代表という触れ込みで、区と交渉していると。つまり、この黒塗りの人物が——（削除部分）さんであるということは確認しております。この名前を隠す必要性がまずよく分からんんですよね。この点はちょっとまず抗議をさせていただければと思います。

それから、私としては、バカロレア側の担当者は、この——（削除部分）さんだということはもう確認しているので、今後は全てこの名前で呼ばせていただきます。

ちょっと話ずれるんですけども、このほか、一切合切の打合せの記録は情報公開請求させていただいたんですけども、多数黒塗りのところがございます。最終的に、バカロレアの研修を担った講師、資料ではファシリテーターというふうに呼ばれておりますけれども、こうした人物たちの所属や名前も全部黒塗りになっております。何かこんな感じで黒塗りで出てまいりました。

区の事業で呼ばれた有識者ですよね、研修の講師なので。そういう人の名前を黒塗りにするのは、ちょっと理解しがたいところなんですけれども、もちろん、検討段階で名前が挙がっただけのいろんな何かシンポジウムのゲストとか、そういう人が黒塗りになるのは別に理解できるんですけども、実際に研修を行ったファシリテーターの名前を黒塗りにしたのは何でなのかというのを、こういうことをしてもいいのかどうかと、それを情報公開の所管の総務課とかに丁寧に確認した上でやられているのかということを伺います。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 国際バカロレア機構の担当の名前のところと、あとファシリテ

ーターの所属、名前と黒塗りになっていたということにつきましては、まず我々所管課としては、文京区情報公開条例の第7条第2項に示されている個人情報に相当するというふうな判断で、黒塗りの状態で公開をさせていただきました。

なお、このことに関しては、法規担当のほうにも連絡、相談をしながら、最終的に我々で判断したという経緯でございます。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 法規担当のほうというのがどこなのかよく分からんんですけど、多分、何か総務課はその話は聞いてないようなことを言っているんですけども、総務課の方にも御答弁いただければと思います。

ちなみに、愛知県春日井市で情報公開審査会の答申では、同じように市が契約した講師の名前を非開示にした件について、開示するようにと決定をしております。そもそも一般に公表が予定されている情報であって、別に、この先生よかったですよとかいって、受けた人も話していい話なので、特に隠す必要がないという判断なんですけれども、ちょっと話すれますけれども、そこの情報公開の所管としては、その点、どういうふうに指導課から連絡を受けて、どういうふうに判断を受けたのかと。今、相談はしたという話があったんですけど、それについて御答弁ください。

○浅川委員長 畑中総務課長。

○畠中総務課長 御指摘の情報公開の件につきましては、総務課の情報公開の担当のほうに御相談をいただきました。総務課といたしましては、情報公開条例に基づいてということなんですけれども、原則公開ということで行っておりますけれども、そのうち個人情報に関しましては、逆に原則非公開ということで進めております。ただし書がございまして、そのただし書に該当する場合についてのみ、本来非公開であるものを公開にすることは可能であるというような運用をこれまでやってきております。そのあたりの話を改めて所管課のほうにはお伝えをした上で、最終的には所管課のほうで、これに該当するか否かというところで判断をされたというところでございます。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 分かりました。こちらに関しては、最終的には所管課の判断ということなんですけれども、ごめんなさい、では次に行きます。

ここから、ちょっと打合せ記録に基づいてお話をさせていただければと思います。まず、最終的にシルバーファーンという会社と区が契約したということなんですけれども、その前

に、令和6年6月13日の区の打合せ記録の段階では、IBの側の代理人と称している——
(削除部分) 氏が、岐阜市のNPOスマイルバトンと契約してほしいという話を初めて出して
おります。—— (削除部分) 氏は、NPOスマイルバトンは実績のある団体というふうに
話しております。ここが、まず非常にいい加減なところで、特定非営利活動法人、すなわち
NPO法人としてのスマイルバトンというのは、登記簿によると令和6年の10月25日に設立
されております。この6月の打合せ記録の段階で、NPOスマイルバトンと契約してほしい
と言っているんですけど、その時点ではNPOスマイルバトンというものはそもそも存在し
ないんですよね。

このNPOスマイルバトンは、御丁寧に、目的及び事業のところに、国際バカロレア機構
と教育行政や教育機関の連携プロジェクト、事務局運営事業とてわざわざ書いてあるわけ
なんですけれども、そもそも事業の提案のときには、このNPO法人のスマイルバトンは存
在しなかったわけなんですよね。実際、10月15日時点のスマイルバトンからの見積書とい
うのは、NPOのスマイルバトンではなくて、株式会社スマイルバトンというふうになってお
ります。こちらは、少し前から存在する法人になります。同じ場所にあって、同じ代表者な
ので、実質同じ組織ではあるんですけども、少なくとも—— (削除部分) 氏は存在しない
組織を推薦していて、かつ実績がある団体というふうに言っています。

当時、所管課としては、これら辺の事実関係をちゃんと把握していたのかどうかというこ
と。スマイルバトンについて調べたり、指摘しなかったのかということを伺いたいと思いま
す。

それから、実際のところですね、そのスマイルバトンは、NPOだとしても、株式会社の
側だとしても、非常に零細な会社にすぎないわけですね。当然ながら、IBの研修の実績も
全くありません。単独でそれをする多分能力もなかったというふうに思います。なぜそれを
スマイルバトンでよしというふうにしたんでしょうかということですね。それが2点目です。

区の内部資料では、スマイルバトンと契約を締結することについて、IB側に説明責任を
求める必要があるとか書いてあるところもあるんですよね。10月15日の打合せ記録によると、
—— (削除部分) 氏がスマイルバトンに入つてもらいたいという、IBと契約する直接では
なくて、スマイルバトンに間に入つてもらって、スマイルバトンと契約してもらいたいという
発言に対して、藤咲課長が、税金での支出があるため説明責任があるというふうにも言って
いるんです。それに関しても明確な回答は見当たらないまま、話はそのまま進んでいっちゃ
っているわけなんですね。

一度、課長が、ＩＢＯ研修プログラムは、スマイルバトンからしか利用できないとの認識でよいかというふうに聞いていて、——（削除部分）氏からその認識でいいと言われて、それっきりになっています。

改めてなんんですけど、当時スマイルバトンが代理店として問題ないというふうに思った理由は何なのか教えてほしいと。または、問題だと思って、何か行動を起こしたのであれば、それはそれで教えていただきたいと思います。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず、1点目のNPO法人なのか、あるいは株式会社なのかというところにつきましては、当初、私たちが初めてスマイルバトンの話を受けたときには、株式会社だったというふうに記憶しております。ただ、そのときに、今後NPO法人に変わっていく可能性があるというふうにも伺っていましたので、その過程で株式会社からNPO法人に変わったというふうに認識をしております。

また、当初、スマイルバトンが、国際バカロレアが指定したプロバイダーとして能力が足りなかつたんじゃないかという御指摘につきましては、我々は、代表の方からお話を聞くとともに、ホームページである情報ではございましたが、このスマイルバトンについては、一定程度調べておりました。かつ、国際バカロレア機構の代表窓口である方から、国際バカロレア機構の意向を伺っていたので、そこに関しては、やれると、問題ないという判断でございました。

最後の、スマイルバトンに最終的に任せることにつきましても、答弁が重なることになりますが、こちらも我々とやり取りをしていた国際バカロレア機構の窓口の方、この方は、国際バカロレア機構が地方自治体とやり取りをする際に、その交渉役の役割として、国際バカロレア機構からその役を指定されている方です。その方が国際バカロレア機構の意向をおっしゃったことに対しては、我々としては、問題ないというふうに考えてございます。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。では、スマイルバトンがNPOではなかったということは認識した上で、お話を進めていたということですね。要は、——（削除部分）さんから、このスマイルバトンがいいんですよというふうに言われたので、別にそれ以上は特にあまり考えずにそうしたことだと理解しました。

その上で、その後、結局、3月18日の打合せ記録によると、国際バカロレア機構の代理人といっている——（削除部分）氏は、この日に契約先を、スマイルバトンじやなくて、シル

バーファーンホールディングスに変更したいというふうに言い出したわけですね。——（削除部分）氏は、IBOとしては著作権管理の関係上、スマイルバトンではなくて、シルバーファーンに一元管理してもらいたいと言っているというふうに説明して、特に深い議論もなく、業者が変更になっております。

で、もともとは、いずれにしても、スマイルバトンと随意契約しようとしていたのが、いきなり変更になったわけなんですけれども、随意契約というのは、そもそもどういう理由なら変更ができるのかというところをちょっと認識を伺いたいんですけども、随意契約というのは、そこと契約しない限り業務が果たせないので、随意契約としているはずなんですかけれども、これうちの会派で総務区民委員会でも少し触れてますけれども、そんな簡単に切り替えていいものなのかというところを伺いたいと思います。

本会議場の答弁では、国際バカロレア機構が内規に従って適切に事業者を変更したものと認識しておりますというふうに述べておりますけれども、そう思う根拠は何なのかということを伺いたいと思います。それ2点目です。

それから、国際バカロレア機構日本研修プログラムは、日本国内においては当該事業者のみしか提供できないことを確認いたしましたので、それ以上の確認は不要であると判断いたしましたというふうな答弁もありました。国際バカロレア機構に確認したというのは、具体的にどこの部局の誰に確認したのかということを教えていただければと思います。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず、随意契約の契約する相手に関して、簡単に切り替えてよいのかということにつきましては、あくまでも、その都度、国際バカロレア機構が内規に従って検討した結果でございますので、簡単に切り替えた、変わったということではないというふうには認識を持ってございます。

そして、答弁の中で、国際バカロレア機構が、内規に従って、シルバーファーンホールディングスを指定したことにつきましては、この根拠を示せということだったと思いますけれども、こちらは、先ほど申し上げた国際バカロレア機構の窓口である担当の方が、国際バカロレア機構を代表して発言したことございますので、それでもって、正しく、適正に内規に従って判断を国際バカロレア機構がしたものというふうに認識をしております。

そして、最後、国際バカロレア機構のほうに確認したということで、どこの誰に確認したことのお尋ねだったかと思いますが、こちらに関しましても、我々、文京区教育委員会とやり取りをした国際バカロレア機構の窓口の方に確認したということになります。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 つまり、だから、ＩＢ機構の代理人だとしてきた——（削除部分）氏の言うことをそのまま聞いて、特に何も調べてないということですね。ま、いいんですけど、別にそれは。

最終的に、シルバーファーンホールディングス、つまり——（削除部分）氏が経営する会社に直接契約してくれというふうな話になったわけですよ。本来、そこはちょっと、えつと思うべきところだと思うんですけど、ちょっとそれは後回しにして、業者をスマイルバトンからシルバーファーンに切り替えた経緯については、ただ、区の打合せ記録においては、——（削除部分）氏の側が言い出したというふうになっているわけなんですけれども、これ——（削除部分）氏側とはちょっと言い分が食い違っているところがあります。

私が、——（削除部分）氏本人と電話で話したところでは、もともとスマイルバトンの代表の三原さんとは親しかったと。どっちも岐阜市の中にあって、すぐ近くに本拠地がありますのでね。

で、——（削除部分）氏がファミリーで経営するサニーサイドインターナショナルスクール、こちらは——（削除部分）氏が校長を務めておりまして、幼稚園と小学校とあって、そのＩＢのプライマリーの認定を受けておりますＰＹＰというやつですけれども、もともとスマイルバトンと——（削除部分）氏は組んで事業を実施しようとしていたということなんですね。実際の講師の派遣は、——（削除部分）氏の側でやるつもりだったと。なぜか事務のところはスマイルバトンで受けてもらうと。

で、何かスマイルバトンで、ただ契約をしようとしたときに、結局、その下請けがシルバーファーンになるということで、それを区側に伝えたら、実際にコンテンツを持っているところと契約する必要があるというふうに言われたと。だから、スマイルバトンを経由してではなく、コンテンツを、著作権とかを持っているのがシルバーファーンであるならば、シルバーファーンと直接契約してくださいというふうに区側から言われたんだというふうに——（削除部分）氏は言っております。何かスマイルバトンも、本当に零細な会社なので、結局は担えないということもあって、契約業者を切り替えることになったんだというふうに言っています。

区の打合せ記録では、あくまで先方が切り替えるというふうに一方的に言ってきたというふうになっているんですけど、——（削除部分）氏の説明とは大分食い違っているんですね。そちら辺は、どちらが契約の変更を主導したのかというところを教えていただけないで

しょうか。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 今の話を実際当人から私ども伺ってないので、ちょっと事実確認が必要な部分もあるかなと思いましたが、答弁できる範囲でお答えいたします。

恐らくなんですけれども、スマイルバトンが当初唯一のプロバイダーとして指定されていましたが、そちらのほうから部分的に業務を再委託できないかというふうな相談がございました。ただ、契約上、再委託の内容によっては、できないこともありますので、そういう意味では、再委託は難しいというふうな回答を、電話でのやり取りだったと思います。そういう相談を受けて、そういうやり取りをしていたかと思います。恐らく、今、委員がおっしゃったことについては、その電話での相談やり取りのことではないかなというふうに思います。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 分かりました。では、多分そういう意味では、——（削除部分）氏の言っていることも一理あって、逆に打合せ記録には、電話でのやり取りみたいことは全然入ってないで、一方的に先方が切り替えるといつてきただというふうに読めてしまうわけなんですけれども、そこら辺はちゃんと記録として経緯を残しておいていただければと思います。

で、次なんですけど、このシルバーファーンというのがどういう組織なのかということなんですけど、これをちゃんと区が把握しているのかということなんですね。随契業者の登録申請書は、従業員12人となっているんですけど、私が厚生年金保険・健康保険適用事業所検索システムで13桁の法人番号を打ち込んでも、保険の適用者がいないんですよね。要は、従業員がいない場合は、これ該当なしにもなるというふうに年金事務所は言っておりました。逆に言えば、従業員がちゃんといたら、何人という表示があるんですよね。例えばスマイルバトンだと、NPOのスマイルバトンは被保険者数4人、株式会社スマイルバトンは2人とかってちゃんと出てくるわけなんですよ。

シルバーファーンは、所在地は港区にあって、品川駅の港南口にあるということになっているんですけど、そのある場所は、実際はバーチャルオフィスで、オフィス機能はなくても登記だけはできるみたいな、そういう場所になっております。

もちろん、——（削除部分）氏自身は、岐阜市にあるバカラレアのPYP認定を受けたサニーサイドインターナショナルスクールの校長なんですけれども、シルバーファーン自体は、このサニーサイドインターナショナルとはあくまでも別の組織だというふうに思います。

その点、どのように確認して、シルバーファーンが信用できる企業だというふうに判断したんでしょうか。先ほど、スマイルバトンはホームページ等を見ましたというふうにおっしゃっていましたけど、そもそも、シルバーファーンはホームページすら存在しないわけなんですね。

それから、IB機構の代表者をうたって、区と交渉してきた人が、契約の段階になって、団体と関係のない自分の会社を通して契約してくれと言つたら、普通、それはちょっと怪しむと思うんですよね。どうしてここで一旦立ち止まらなかつたのかということなんですよ。それちょっと理由を教えてください。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず、1点目のシルバーファーンホールディングスにつきましては、書類上で申し上げますと、随意契約等をする際に提出される申請書であつたりとか、登録書、そちらのほうで、このシルバーファーンホールディングスについての中身については確認してございます。

2点目のどうして立ち止まらなかつたということにつきましては、従来から御答弁差し上げていますとおり、国際バカロレア機構の代表者として、我々と折衝していた方からの、国際バカロレア機構からの意向として、我々としては常に把握しておりましたので、そのように最終的には判断はしてございます。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。後で申し上げますけど、国際バカロレア機構が一枚岩の組織ではなくて、その中でいろんな人がある種自分の利益のためにいろいろ動いているというところがありますので、IB機構の代理人だというふうに言つてきた人をまるっと信用して、自分の会社にお金を流そうというふうに契約を求めてくるというのは、言われたとおりに契約するというのは、非常に問題があるなというふうに思っております。

それから、シルバーファーンが信用できる企業だと判断した根拠はあまりよく分からなかつたんですけど、それは申請書に書いてあることをそのまま受け取つたら、従業員も12人いますみたいな感じになるのかもしれないんですけど、そこら辺はちょっと改めて答弁いただければと思います。その登録申請書だけで企業が存在するとか、ちゃんとした実績あるものだというふうには多分判断できないと思うんですけど、そこら辺ちょっともう一度教えていただければと思います。

ちょっと次も行つちゃいますけれども、業者がスマイルバトンからシルバーファーンに切

り替わったんですけれども、最終的な見積価格が全く同じんですよ。令和6年10月15日に株式会社スマイルバトンが示した見積書は、税込みで744万4,800円なんですね。これ教材の準備とか講師の派遣というのは、多分、シルバーファーンが再委託で入るという前提だったと思うんですけども、ところがシルバーファーンが単独になった契約書でも契約金額は全く同じ744万4,800円なんです。これはどういうことなのかということなんですね。普通は間に挟まる業者が利益を抜くわけなんで、下請けと直接契約したら安くなりそうなものなんですけど、全く金額は同じと。どうして安くならないのかということを説明してほしいし、その何で安くならないのかということについて疑問を持たなかつたのかということ。だから、先ほどのもう一回の質問とこれと併せて答弁をお願いします。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 1点目のシルバーファーンホールディングスの内容の確認につきましては、先ほど申し上げたとおり、提出された書類プラスアルファ、御本人にも内容については、こちら口頭になりますけれども、確認の上、契約を進めていたという経緯がございます。

もう一点の見積りの金額につきましては、あくまでも金額を指定したのは、文京区教育委員会ではなくて、業者が国際バカロレア機構とのやり取りの中で、国際バカロレア機構のほうから受け取った金額というふうに認識しておりますので、シルバーファーンホールディングスのときに安くなるかどうかにつきましては、国際バカロレア機構のほうの判断になるのかなというふうに思います。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 まず、何ら客観的な資料なく、シルバーファーンホールディングスがちゃんとした会社だというふうに判断したというのは、ちょっと驚きです。

それから、今、IB機構の指示というか、根拠に基づいて、金額は決まっているんだということなんんですけど、もちろん著作権的なところはそうだとは思うですけれども、私、IB機構の日本担当政府パートナーシップマネージャー、—————（削除部分）さんからメールをもらっているんですけど、文京区とシルバーファーン社の間で締結された契約（財務条件を含む）は、IBとは独立したものであり、両者の直接的な合意に基づくものですというふうに書いてあります。

ですので、あくまでも、シルバーファーンと区の契約に関しては、別に関与しませんよみたいな、あくまでもここのシルバーファーンを指定して知財を提供しますというところは、

あれなんですけれども、というふうにいただいているので、やはり随意契約なので、本来そういった間の業者が消えたのであれば、そういった金額が同じなのはおかしいんじゃないかなというふうにちゃんと指摘をすべきじゃなかったのかなというふうに思います。

そして、この——（削除部分）氏がどういう方かということについて、ちょっと御説明させていただきますけれども、——（削除部分）氏の事業については、様々な評価がございます。文科省がIB教育を進めようということで、文部科学省IB教育推進コンソーシアムというサイトを作っております。こちらには、今年の3月11日付で非公式サービス提供に御注意くださいというページがございます。ちょっと長くなりますが、引用させていただきます。

最近、日本的一部の関心校や後補校が、教員研修やIB候補校申請作成の支援など、有償のサービスを提供する個人や団体から接触を受けていることが判明しました。

国際バカロレアは、黒川礼子と星野あゆみからなるIB日本開発チームを通じて、学校に対する公式サポートを提供していることに御留意ください。このサポートは無償で提供され、学校が支払うのは、IBに直接支払う候補校申請費とIB公式教員研修ワークショップの費用のみです。

IB認定や教員研修に関連した有償サービスを提供する個人や組織から、教員等の個人もしくは学校に連絡があった場合は、その申出の正当性を確認し、慎重に行動することをお勧めします。また、そのように申出があった場合は、IBまでお知らせくださいというふうに書いてあります。

これは、IBの認定校を目指すところに対しての注意書きではあるんですけども、ここで名指しこそされてないんですけども、この非公式サービスというのを売り込んでいるのが——（削除部分）氏なんですね（当該下線部については、12月1日の本会議一般質問に対する教育長答弁で否定されています。以下抜粋「区と国際バカロレア機構間の調整担当者が、国際バカロレア機構が注意喚起している非公式サービスを提供しているとの決算審査特別委員会での委員の発言につきましては、そのような事実はないということを同機構に確認いたしました。当該の注意喚起は、特定の団体や個人を対象としたものではなく、幾つかの学校や教育委員会から情報が寄せられたことを受け、一般的な注意喚起として発信したものであることについても確認しております」）。そのことは、いろんな各方面を確認して、裏を取っておりまます。

実際、私も、こうした売り込みを受けた複数の自治体の担当者から話を聞きました。IB

の候補校になったところで、公立の学校ですね、候補校になったところで、IB機構の正規の代理人と付き合いがあるので、そういう売り込みを受けたというんですね。正規の代理人に聞いたところ、それは個人としてやっていることなので、IB機構とは無関係なので、絶対話に乗らないでくださいというアドバイスを受けたそうです。

このように、IBの正規のラインにいる人間ではない人間なんですよね。IB機構の中でも、問題視されているような人物がこの——（削除部分）さんなんですかけれども、区としては、このことを知っていましたか。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 今、委員がおっしゃられた内容につきましては、把握はしてございません。一方で、今、委員は、その当該の方は国際バカロレア機構の人間ではないというふうな発言もあったかと思いますが、我々としては、政府パートナーシップの役割を国際バカロレア機構のほうから指定されているというふうには認識を持ってございます。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 IB機構と全く無関係だと言っているわけではないんですけど、通常のラインにいる人ではないということを申し上げましたので、そのIB機構の中でも、こういった路線の対立というか、何といったらいいのかちょっと分からぬんですけど、こういうものがありますよということは認識しておいていただければと思います。

あと、サニーサイドインターナショナルスクールについてなんですかけれども、この——（削除部分）氏が校長をしている岐阜市のサニーサイドインターナショナルスクールは、幼稚園と小学校でバカロレアの認定を受けております。このうち幼稚園は、教育基本法で定める、いわゆる一条校であって、——（削除部分）氏の父が理事長を務めている学校法人渡辺学園というところが運営しております。その学校法人渡辺学園は、ほかにも、ながら幼稚園とそのサニーサイドの幼稚園とか小規模保育園なんかをやっています。

ただ、サニーサイドインターナショナルスクールの小学校に関しては、一条校ではないということで、ちょっとあまり詳しく法律の制度は分からぬんですけど、学校法人立では運営できなくて、別の株式会社の運営になっているということなんですね。法人としては、だから一応別組織なんですけれども、とはいっても、学校としては、幼少で一体的にバカロレアの認定を受けているし、運営はされているということなんですね。

ちなみに、学校法人の渡辺学園は、経営が非常に思わしくなくて、帝国データバンクの企業情報によると、2025年度3月期の決算は、売上高が前年比9%減の4億4,600万円で、当

期純損失が3,215万円、前年の2,248万円の純損失から拡大しております。自己資本比率が5%だったのが、何と2%に下がっております。小学校に関しては、運営企業の名前がそもそも非公表で、法人名すら分かりません。

これら辺の事実を区は把握していますか。実際に教員が、ファシリテーターか、講師が送り込まれてくるのは、この組織から送り込まれてくるんだと思うんですけれども、これら辺の事実を把握していましたかということをお聞かせいただければと思います。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず1点、誤解を解いておきたいのですが、ファシリテーターが派遣されたのは、今、委員御指摘のサニーサイドインターナショナルではなくて、あくまでもシルバーファーンホールディングスになりますので、その点は誤解のないようにお願いいたします。

また、委員御指摘の学校法人渡辺学園の経営状況につきましては、我々としては把握しておりませんでした。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 先ほど来の委員のほうの御質問の中で、我々との間に立っていただいている、IBOとの間に立っていただいている方が、さもIBOから問題視されているというような趣旨の発言かというふうに理解しましたけれども、私どもは、IBOとシンポジウムも行って、教員に対する研修を行っているということで、そもそも問題視されている方が間に入っているということであれば、シンポジウムにIBOの総裁がパネリストで来るということは、私の感覚であり得ないので、IBOで当該の方が、IBOにさもうさんくさいような問題視されている人物というのは、客観的に見ても、私どもとしてはそういう認識はないし、把握できないというふうに考えております。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 今、部長おっしゃったことに関しては、IB教育推進コンソーシアムに載っている、この方々に聞いていただければすぐ裏が取れる話ですので、少なくともこのホームページに掲載されている「非公式サービスに御注意ください」の非公式サービスを提供しているのは——（削除部分）氏であるということ（当該下線部については、12月1日の本会議一般質問に対する教育長答弁で否定されています。以下抜粋「区と国際バカロレア機構間の調整担当者が、国際バカロレア機構が注意喚起している非公式サービスを提供しているとの決算審査特別委員会での委員の発言につきましては、そのような事実はないということを同

機構に確認いたしました。当該の注意喚起は、特定の団体や個人を対象としたものではなく、幾つかの学校や教育委員会から情報が寄せられたことを受け、一般的な注意喚起として発信したものであることについても確認しております」）は、私、関係各方面から確認しております。

今、講師、ファシリテーターの派遣は、あくまでもシルバーファーンであるということで、それはそれでいいんですけども、ですから、やっぱりシルバーファーンという会社の実態がよく分からないんですよね。シルバーファーン自体がほとんど実態のない会社であって、そこが講師を抱えているというふうには考えにくくて、恐らくサニーサイドインターナショナルの先生が兼務しているか何かだと思うんです。ですから、そこら辺は、しっかり確認していただければと思うんですよね。

かつ、サニーサイドの小学校に関しては、法人名すら不明だったりするわけなので、何かどういう組織かよく分からぬということです。

次、改めて随意契約の話に戻りますけれども、今回、スマイルバトンからシルバーファーンに委託先が突然切り替わったんですけども、区としては、随意契約を締結しましたと。これ海津委員の一般質問に関して、国際バカロレア機構に本研修プログラムは日本国内において当該事業者のみにしか提供できないということを確認しましたので、これ以上の確認は不要であるというふうに判断しましたということでした。これはだから、要は、――（削除部分）氏に聞いたということだと思うんですよね。

ただ、やっぱり改めてなんんですけど、本当に――（削除部分）氏経由でしかIBの研修を受けられないのかどうかというのがまず疑義があるんですよね。先ほどから申し上げているように、別に国際バカロレア機構も、何というか、一枚岩の組織でないんですよね。認定組織って、意外とそういうものなのかなと思うんですけども。

国際バカロレア機構のサイトを見ると、IB機構は、教員向けに様々なワークショップをしております。私が見る限りは、IB認定校を目指す学校だけではないというふうに書いてあるんですよね。これはもちろんワールドワイドの話なんですけれども、この点をどう認識しているのかというのを知りたいんです。

こうした研修を実際に各国で担っているのは、既にIB認定されている学校なんですよ。32校が約15か国で展開していたりするんですけども、もちろん実態のない株式会社なんて、謎の株式会社なんていうものは載ってなくて、現地でIB認定されている学校が研修を担っていると。もちろんIB機構としては、直接何かをやることもあるし、現地のIBの認定校

に委託というか、やってもらうというようなことはあるはずなんですね。

で、研修が可能と思われるバカロレアの認定校というのは、日本にもたくさんあると思うんですね。この事業を考える上で、こうした認定校に対しても、同じようなことができないかということをやっぱり打診してみるべきだったんじゃないかと思うんですが、そこを、このシルバーファーンに決め打ちした理由というのも含めて、ちょっとそこ、ほかを打診してみるべきだったんじゃないでしょうか。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 國際バカロレア機構が実施している研修であったりとか、ワークショップにつきましては、まず日本においては、このように地方自治体を通じて行う研修については、初の試みであるというふうに聞いています。という意味では、国内に似た事例を探すのは困難な状況にあると。

そして、世界では、委員御指摘のとおり、様々行われているようです。2つ、認定校に対してと認定校以外の方々に対する研修を行っていると。この認定校以外の方々への研修やワークショップを行う場合は、外国で行う場合は、やはりプロバイダー、間に業者を入れた状態でやるというふうに聞いています。

については、今回、文京区で認定校以外の教員が研修を受けるに当たっては、諸外国で行っている間に、業者を入れるタイプがいいのではないかということは、國際バカロレア機構のほうからは伺っておりますし、その業者としてふさわしいのは、シルバーファーンホールディングスであるというふうに伺ってございます。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 分かりました。だから、サニーサイドインターナショナルスクールがこの契約の相手方であるのであれば、まだ何か話は分かりやすいんですけども、なぜこの何かよく分からない会社なのかということなんですね。だから、もしかしたらサニーサイドインターナショナルスクールの小学校部というのが株式会社立なので、それがイコール、シルバーファーンなのであれば、また分かるんですけども、そのあたりを御存じだったら教えていただきたいということがあります。

要は、教員を抱えているのは、あくまでサニーサイドであって、シルバーファーン自体は教員を抱えているわけはないはずなんですね。もちろん、同じ法人であるならば、話は別なんですけれども。

で、次は、だから、そもそも広い意味での随意契約の妥当性なんですけれども、その探究

的な学びができる児童・生徒を育てるために、教員の能力アップを図るというのが、本来の目的だったんですよね。それはだから、では国際バカロレアにしかできないのかどうかということなんですよ。それを検討したのかどうかということを教えてください。

探究的な学びを強化する教員研修ということで検索してみれば、文京区でもお世話になっているカタリバさんとかをはじめ、たくさんの事業者が出てくるんです。本来なら、別にプロポーザルでもやってもらって、いろんな事業者からいろんな手法で教員研修、その探究的な学びの強化みたいなところを選べばよかつたんじゃないかなと思うんですよね。最初からバカロレアを決め打ちにした結果、随意契約となっているわけなんですけれども、これはちょっと行政の政策立案として不適切じゃないかなと思うんですが、なぜバカロレア決め打ちなのかということも教えてください。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 なぜ国際バカロレア機構ということにつきましては、まず一つの切り口としては、委員御指摘の探究的な学びについてです。探究的な学びにつきましては、国際バカロレア機構は、もう何十年にもわたり、世界中で大きな実績を残している団体でございます。そういった意味では、文京区で探究的な学びを進めるに当たっては、ぜひ国際バカロレア機構の知見を活用していきたいというふうに考えました。

また、これからグローバル化がますます進んでいく社会に巣立っていく子どもたちを成長させる点では、やはりグローバルな視点を持ったりとか、物事を広い視野で考える必要があります。そして、我々としては、大きな理念になりますが、平和な世界を構築するのに貢献できる子どもたちに育ってほしいなというふうに考えてています。今、申し上げたような理念は、国際バカロレア機構が掲げている理念でございます。

また、一つ、全人教育という面でも、今、日本で行われている学習指導要領の理念と非常に親和性が高い、そういった意味で、総合的にトータルで考えて、国際バカロレア機構がふさわしいというふうに考えてございます。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 ですから、それは随意契約の理由にはならないですよね、多分ね。だから、ほかの国際バカロレア以外の業者も探究的な学び、教員の研修しますよというプログラムいっぱいあるわけなんですねけれども、それを排除して、バカロレアに決め打ちすることは、できるんでしょうかと。その目的に対して、その手段として、そういうふうに行政手続として、それは可能なのかということをちょっと伺いたいんですけども。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 隨意契約に関しましては、国際バカロレア機構が日本で研修を行なう際に、間の業者として指定できるところは限られているという意味では、随意契約にならざるを得ないというふうに考えてございます。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 すみません、その話はもう終わっていて、なぜ国際バカロレアをやらなければいけないのかという話ですよ。探究的な学びをやるに当たって、国際バカロレアと全く関係のない、いろいろな枠組み、いろいろあるんですよ。その中で、なぜ国際バカロレアを選ばなきやいけないのかということについて、それを決め打ちで国際バカロレアを選んでいいんですかという話なんです。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 なぜ、探究的な学びをやるのに、国際バカロレア機構なのかということにつきましては、先ほど御答弁申し上げたとおり、一つは、探究的な学びという切り口はございます。その他、総合的に考えて、国際バカロレア機構が必要であるというふうに判断いたしました。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 ごめんなさい、私は法的な観点を言っているので、法的に答えていただけますか。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 今、分かる範囲で、探求をやるなら、国際バカロレア機構でしかあり得ないという法的根拠については、ちょっと確認できてございません。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 ということで、要は、最初から国際バカロレア決め打ちで、勝手に決めて、それが探究的な学びによからうということで、勝手に判断したということなんんですけど、本来だったら、先ほど申し上げたように、何か私がぱぱっと適当に検索しただけでも、カタリバさんとかをはじめ、いろんな事業者が、教員研修で探究的な学びしますよというので書いてあるわけなんですよね。だから、それは、行政の立案としてちょっと安直なんじゃないかなというふうに思うわけです。

次なんですけど、中の話になる。今度はもうちょっと細かいに話なんんですけど、先ほどから、ファシリテーターの方がシルバーファーンホールディングスから来ているということだったんですけども、これ90分掛ける3こまを3クールやるというので、今年度はそうなっ

ております。対象は、幼小中の先生が40人で、管理職が10人と。だから、90分掛ける3こまで掛ける3クール掛ける50人ですね、が、今回の対象になっております。研修全てオンラインで、教材もオンラインなので、中身をちょっと見ることはできなかつたんすけれども、だから、改めてそのファシリテーターというのは、どういう人物が何人関わっているのかということなんですね。

で、私が推測するには、サニーサイドインターナショナルの先生がやられているんだと思うんですけども、そこに関しては、シルバーファーンホールディングスの従業員であるというなら、もちろんそれはそれでいいんですけども、そうじゃなくて、所属がサニーサイドのほうの法人であるのであれば、またそれは何か再委託とかになって、何か問題になるんじゃないかなというふうにちょっと思いました。そこら辺、確認が取れていますかということが1点。

それから、IBに詳しい人だと、何かワークショップリーダーの資格があるわけでもないというような記載も打合せ記録にありましたけれども、IBに詳しいけれども、認定は受けおらず、ワークショップリーダーの資格があるわけではないというような記載もあるけど、これどういうことなんでしょうかということ、2点目。

それから、バカラレアの認定校にも、プライマリーと何かPYP、MYP、DPというふうにあって、それぞれ発達段階において、いろいろ中身が違うということなんですね。仮にそのサニーサイドから先生が来ているのであれば、それは幼稚園と小学校の資格しか持っていないわけなので、もちろん幼少の先生に対して教えることはできるかもしれないんですけど、中学校の先生に対してとか管理職に対して教えることは、バカラレアの規定上はあり得ないというふうに言っている方がいらっしゃいました。そこら辺、ちょっと確認していますでしょうか。だから、カリキュラムが、小学生までと中学校以上と全然違うのに、小学校の先生がそんな中学校の先生に対して教えられるのかということなんですが。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず、1点目のファシリテーターにつきましては、国際バカラレア機構、いわゆる国際バカラレアに通じていらっしゃる大学に勤めている方であったりとか、あとは、国際バカラレア認定校で働いた経験のある方であったりとかという方々が、ファシリテーターとして選出されてございます。

2点目の国際バカラレア機構が掲げているワークショップ等で教えることができる資格につきましては、今、申し上げた方々については、その資格は持っていないというふうに聞い

ております。

3点目のカリキュラムにおきましては、こちら実際、幼稚園、小学校、中学校の教員と管理職が対象者としてこの研修を受講しました。国際バカロレア機構のほうからの説明によりますと、かなり内容につきまして汎用性が高いものであるという意味では、広く幼稚園から中学校までカバーできる内容だというふうに聞いておりましたし、実際、私のほうも、その研修を受講いたしましたが、国際バカロレア機構の説明どおり、かなり汎用性の高いもの、幼稚園でも小学校でも中学校でも同様に活用できる内容だったかなというふうに思います。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 分かりました。研修の内容自体がそんな駄目なものだと言っているわけじゃないんですけども、何かIBの本部からすごい問題視されそうな手法だなというふうには感じました。特に資格とかその他ですね。

次なんですけれども、直近の9月の——（削除部分）氏と教育指導課の打合せの記録では、——（削除部分）氏が、利用者からのフィードバックを基に、1こま90分の研修を120分に延ばすことを要望していて、教育指導課の課内でそれは妥当だというふうな認識を示していました。また、ファシリテーターの業務量が多いため、謝礼を変更する予定とも書かれております。

時間数が90分から120分に増えるということになって、かつ、何か今年度は、こまが3クールなんですけど、それがさらに3単元増えて、6クールになる見通しになっていると。そうすると、1こまの時間数が伸びて、さらに3クールが6クールに増えると、今、今年度、744万円なんですけど、これが単純計算ですが、1.33倍掛ける2倍になると、ほぼ2,000万円の事業になるというふうに見えます。

こういう話が何か簡単に進んでいるように見えるんですけど、どのような根拠でこの時間を増やすということになっているのかということなんですよね。最初は、そもそも60分掛ける3回とか、掛ける2クールとかといっていたのが、なし崩し的にどんどん延びていっていいるという感じなんですけど、そのあたりどのようにちゃんと判断をして、時間数等々を決めているんでしょうか。何かこれを見ているだけだと、ただ言いなりに見えるんですが。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 今年度は、90分1こまで実施しまして、来年度の実施方法につきましては、今年度の実施状況を踏まえて決めていくものであって、現在、決定というわけではございません。今、検討しているところです。

同様に、今年度、3クールだったのが、では来年6クールになるのかということにつきましても、今年度の状況を踏まえまして、適切な回数、時間等を、また国際バカロレア機構のほうとも協議しながら、検討してまいります。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 分かりました。ありがとうございます。

で、この事業の費用対効果について、改めて考えてみるんですけども、この研修を受講するのは、公立の学校の先生ですよね。だから、幼稚園を除いては、東京都の職員になるわけなんです。定期的に広域に移動してしまう存在なわけですよね。特に若ければ、自治体を越えて結構異動したりします。

この点から、今回の事業の費用対効果をどう考えるのかということなんですねけれども、文京区の公立の学校の教師に対して、今までこれほどの高額の研修をしたことはあるんでしょうか。教員研修、通常どのような枠組みで、どのようなものが実施されているかということを知りたいんですけど、実施主体、通常は東京都がやっているものが多いとは思うんですけど、文京区独自でやっているもので、どういうものが、これに類するような金額をかけるようなものってありますかというのをちょっと知りたいんです。

それからあと、その成果なんですけれども、費用対効果の効果のほうなんんですけど、何が達成できたら成果が出た、効果が出たというふうに言えるんでしょうか。どうやって授業の成果をはかるんでしょうか。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず、研修におきましては、法に基づくもののほか、区独自で行っている研修もございます。そのときの教育課題に応じて、区独自で研修、例えば特別支援教育のことであったりとか、プログラミングのことであったりとか、人権課題がございましたら、区独自の人権の課題であったりとか、あとは、今、1人1台タブレット端末の活用なんかも非常に課題となっておりますので、そういった全国大会に教員を派遣して、学んできて、それを校内で還元するとか、そういった研修もございます。

続きまして、効果につきましては、教育を行う効果は、なかなか目に見えて表れるものではないというふうには認識はしております。にもかかわらず、税金を使って行う事業でございますので、何かしらの形で効果測定をしていく必要はあるというふうに認識してございますし、こちらは、教育委員会定例会のほうでも御指摘をいただいているところです。そういう意味では、先ほど委員御指摘の全国学力状況調査の先ほどの質問紙において、その数値

が改善したのか否か、または、今回研修を受けた教員の授業を我々が参観しに行って、その子どもたちの様子に変容がもたらされたのか、そういったところで、この研修の効果が表れているかどうかということは見てまいりたいというふうに考えてございます。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 今、担当課長のほうが申し上げたとおり、この効果のところですね、ここは、委員御指摘、もうそのとおりなんです。なかなか教育は、私、いろんなところで管理職をやってきましたけれども、教育分野で、子どもたちにこういった、今、課長のほうがこういった目的で、この事業を進めていくというような、特にワールドワイドで活躍できるような、あるいは世界平和に貢献できるような人をつくりしていく、人づくりをしていくというような、この遠大な、長大な目標に対して、すぐに効果測定ができるかと言われたら、それは教育委員会としても明確な答えは正直なところ今、持てないです。ただ、課題がある、こういった課題がある、今、文京区の子どもたちに対して、教育指針でも述べているように、そういうような素養をつけてほしい、教育をしたいという課題があるときに、それについて、私どもとしては、できる限りのことをしていきたいというようなことがあるので、短期的、短絡的に効果が測定できるというものではないというのは、教育委員会としても認識はしているところです。

○浅川委員長 それでは、12時になりましたので、続きは午後1時からということで、よろしくお願いいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時59分 再開

○浅川委員長 それでは、皆様おそろいですので、午前中に引き続きまして、午後も委員会を開かせていただきます。

先ほど午前中に、依田委員の質疑で、区が個人情報として非公開にしていると思われる氏名について発言がありました。この点については、後ほど個人情報に該当するかも含めまして、委員会記録を確認の上、必要に応じて、委員長のほうで会議録を整理させていただく場合がありますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑、依田委員からですね。

依田委員。

○依田委員 先ほど部長からも答弁ありましたけれども、効果の測定がなかなか難しいんだということはもちろん分かっておりますし、それでもやらなきやいけない場合があるということとも、それはそれで理解いたします。ただ、最初に申し上げたように、そもそも課題が存在するのかということですよね。この課題が存在するという根拠が、そもそも何か怪しいわけなので、そこら辺をしっかりと説明していただきたいと。そもそも根拠として数字を出しているのに、その数字が全然的外れなものでは意味がないので、なぜこの文京区においてそういった探究的な学びの力を強化しなければいけないのかと。そもそも、学習指導要領においても強化されているわけなので、さらに上乗せして何かをする必要があるのかということについては、疑問に思っております。それは、根拠は示していただきたいと思います。

それから、そもそも、この話、どうして始まったのかというところです。今、委員長から注意があったところなんんですけど、引き続き——（削除部分）さんの話をしますが、ちょっと昼休み中にもやり取りをさせていただいて、——（削除部分）さん本人も中継は御覧になっているそうです。

で、この事業が始まった経緯なんですけれども、——（削除部分）さんから聞いたところでは、もともと——（削除部分）さんは区長とお知り合いで、その話の席で、IB機構と調整して、IBの研修を受けられる方法を構築中だという、そういう話をしたところがきっかけだということなんですね。区長の中にも、教育をどうするかという問題意識があったのは間違いないと思うんですけども、そもそも——（削除部分）さんの売り込みというか、提案から話は始まっているということです。

2023年のIB機構との打合せにおいても、最初から区長も参加しておりますし、それから7月のシンポジウムにも登壇しておりますし、また、今年の8月の——（削除部分）さんからのメールにでも、シンポジウムの後のお礼ということで、このたび成澤区長の御理解とお導きの下、日本の学校の授業改革への貢献、日本の地方創生に係る貢献という新たなビジョンを掲げることができましたと。中略ですけれども、これはひとえに成澤区長の御理解の賜物ですといった言葉が書かれております。

その親密さをアピールしているわけなんですけれども、要は、ここまで様々、手続上の問題等々いろいろ指摘はさせていただいたんですけども、その中で、区の職員の皆様が何も疑問に思わず、どんどん話を進めていってしまったということで、特にその随意契約という例外的な方式で契約に至ったということは、区長によるトップダウンの事業だからということが大きいんだろうというふうに推察しております。

この事業を進めるに当たって、担当課としては、私がこれまで指摘してきたようなことについて、何も疑問に思わなかつたのかどうかということを改めてお聞きしたいと思います。皆さん教育指導課の方々は、本来的には、もちろん今、行政、区の一員ではあるんですけども、本質的には東京都の職員、教員であつて、やはり別に区長の——この話はやめよう。

ですので、正直に、法令と良心に基づいて、仕事をしていくださればいいんですけれども、今回の件、途中で何か疑問に思うことはなかつたんですかということを伺いたいと思います。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 これまで御指摘いただいたことに対して、疑問を持たなかつたのかということにつきましては、様々な御指摘があつたかなというふうに思います。教育委員会としましては、区における教育課題、課題意識というのを持っていましたところ、国際バカロレア機構が協力してくれるということになりました。それを実現するために、シンポジウムを開催したり、覚書を締結したり、教員研修を今、始めたところです。長きにわたり、国際バカロレア機構の方と、代表の方と区と様々話合いながら進めてきたところではございますので、委員御指摘いただいているところについては、疑問ではなく、常に区の教育課題を改善していくこうという気持ちを持ちながら進めてきているところでございます。

また、もう一点、課題が存在するのか根拠を示してほしいというところにつきましては、1点目につきましては、先ほど申し上げたとおり、全国学力状況調査の児童・生徒質問紙の数値及びこの間学校、幼稚園の管理職とヒアリングを行っている中で、各幼稚園、小・中学校における課題は何なのかというヒアリング等行っております。そういった中でも、今、授業の持ち方については、どの管理職も課題意識を持っています。

そういった中で、国際バカロレア機構の知見を生かしていけるということについては、大変肯定的に捉えてくださつて、その結果、今年度、来年度、この国際バカロレア機構の知見に関連した校内研修等を続けていくという学校も出てきております。そういった意味では、根拠につきましては、ヒアリング等から、各幼稚園、小・中学校の課題をヒアリングしているところについても、根拠としてなるのかなというふうに思います。

あわせて、長くなつて申し訳ありませんが、午前中に御指摘いただいた数値の間違いじゃないかということにつきましては、おっしゃるとおりでして、小学校42.7%というふうに記載されていますが、こちらは56.1%の誤りでした。おわびして訂正させていただきます。

また、午前中のやり取りの中で、国際バカロレア機構を研修の相手として選択することの

妥当性についてなんですかけれども、この国際バカロレア機構は、東京都においては都立学校でもIB認定校がございます。文部科学省においても、国際バカロレアを広めるために、国際バカロレアコンソーシアムを立ち上げたという意味では、やはり研修を担っていただく相手として、国際バカロレア機構を選択するというのは、妥当であるというふうに考えています。

ただ、このことについて、具体的に法令に示されているかということについては、改めてになりますが、示されてはございませんので、その旨、付け加えさせていただきます。

○浅川委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。いずれにしても、最初の話、数値のところの学力調査のところは、非常に根拠の薄い数値を挙げて誘導しているなというふうに思いますので、これは非常に問題があると思います。

それから、ヒアリング等々の結果であるというふうにおっしゃっていたので、それが何かまとまったものがあるのであれば、出していただきたいというふうに思います。

それで、この件、区長や教育長にも伺いたいんですけれども、区役所の外からは様々な事業の売り込みがあると思いますし、もちろん、いいものであれば、全然取り入れていただけたらいいと思うんです。ただ、今回、ちょっと手続上の問題が大きいというふうに私、思っております。ですので、今回の経緯を振り返って、どう思うか、今後どうしていくべきなのかというところで、お考えをそれぞれ伺いたいと思います。

○浅川委員長 成澤区長。

○成澤区長 国際バカロレア機構との連携協定の申入れについては、私の人間関係の中から、教育委員会の中で十分議論した上で、話を進めてほしいということを仲介したのは事実でございます。その際に私が付言をしたのは、IB認定校を文京区でつくるつもりは、設置者としてないと。なので、そのほかの方法でどんなことがあるのかも含め、IB側とよく検討してほしいと。結果として、IB機構との協定締結ということになったわけですから、そういった信頼される国際的な機関との間で、今後、教員研修を含め、様々なものが今後組み立てられていくのだろうというふうに考えております。

また、依田委員が言われているきっかけについてですけれども、教育委員会側の問題意識は、教育委員会側でお考えいただくとして、私自身としては、例えば渋谷区は、平日の午後の授業を探求に充てると形で、カリキュラムを大幅に変えるような取組も始めています。委員も御承知のとおり、中学校や高校、そして大学受験についても、探求やAO入試等々の探

求に結びつくような入試の形態が数多く出てきているというのも事実でございます。

教科学習のみで、文京区の子どもたちが将来大学——大学進学率もかなり高まっていますから、大学に進み、そして社会人や世界で羽ばたけるような人材になれるかどうかなどというのは、かねてより長としての問題意識として持っていました。今回、国際バカロレア機構という、文科省が進めているのは、IB認定校の数を増やそうということですけれども、それに基づいている、その根底にあるものは、IB教育の根底にある様々な考え方をこの国でも一定広める必要があるということで、文科省が判断をされているんだろうというふうに思いますので、その観点からも文京区での取組というものが必要なのではないかということでおつなぎをした次第であります。

○浅川委員長 丹羽教育長。

○丹羽教育長 委員は、学力テストの結果について、根拠がないということを何度もおっしゃっていますけれども、それは一つの事例でございます。先ほど担当課長のほうからもお答えいたしましたが、例えば私も教育現場の教員からも聞いておりまして、例えば中学校の探求学習でテーマを設定できなくて困っていると、そういう生徒の例を耳にすることがあります。

また、一般的に言われていることで、探求学習を進めるという中で、教員の皆さんができるように探求の学習を進めていったらいいのか分からないといって迷っていると、そういうこともあります。そういうことで、IBのカリキュラムを参考にするということは、全然間違ってないと思っております。

子どもたちの問題解決力や自ら考える力を積極的に養っていくことは、先ほど部長からも答弁ありましたけれども、文京区の教育指針の方向からいっても、文京区の教育課題の一つであるというふうに認識しております。

また、こちらIB認定校をつくらないということですね。IBのほうは何を言っているかといいますと、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、よりよい、より平和な世界を築くことに貢献する。探究心、知識、思いやりに富んだ若者の育成、これをIBが使命としていると。そういうときに、私ども文京区の教育のほうで、インクルーシブ教育に大変力を入れておりますけれども、そういうところとも価値観として合っているということで、探求を基盤にインクルーシブな考え方に基づく指導を行っていく。そして、それを、認定校をつくるのではなくて、公教育にその教育の価値観を入れていきたいということで考えているものでございますので、この研修を教員に行うことで、文京区の子どもたちの力をつけていく

というふうに私は考えております。

○浅川委員長 依田委員は、御自身の持ち時間を超過いたしました。あとは、会派の中で調整をお願いいたします。

依田委員。

○依田委員 私、別に、皆様が悪気があるてこの事業をやっているというふうには全く思っておりません。ただ、やはり今回、IBにとっても新しい事業ということで、様々思考錯誤があったんだと思いますけれども、そこは調整していろいろここまで来たんだとは思いますけれども、やはりきっかけが、先ほど区長御本人からも答弁ありましたけれども、個人的な関係から始まったというところもありまして、その後の内部の手続がかなり杜撰なように見えるということだけは、今後も指摘させていただければと思います。

時間がないので、以上です。

○浅川委員長 それでは続きまして、山本委員。

○山本委員 249ページになるのか分かりませんが、私立高校入学支度資金ということで、質問をさせていただきたいと思います。

今年の夏に、中学校PTA連合会のほうで、これは何か総称、これ分からんんですけど、進路フェアというイベントが開催されたということで、私もお声がけをいただきまして、見学しに行かせていただきました。

ちょっと状況を、後でいろいろと調べさせていただいて、何となく理解をしてまいったんですけども、区民センターで今回開かれたということで、しかも、第1回目ということでやられて、非常に会場が活気があって、熱気があって、非常に盛り上がりを見せておりまして、そんな印象の中で、まず小中PT連の方々が非常に頑張られて準備をされて、そしてその目に至ったということで、非常に御苦労があったんではないかなと、非常に実感をさせていただきました。

入試に関わることで、受験生やその御両親にいろんな機会を提供しよう、学校の状況をお伝えしてあげようということで催されたというふうに聞いておりますけれども、既に、他区の状況なんかでも、そういったことをやられているという状況も聞いております。

まずは、そういったことをされた関係者の皆さんとの熱意ですね、非常に熱いものを感じさせていただきました。事前に、教育委員会のほうにも御相談や御協力の要請や様々あると伺つておる中で、あの会が開かれたということでございますけれども、教育委員会、部局としては、こういった進路フェアという名前が、総称なのか分かりませんけれども、こうい

った取組に対して、どのようなお考えをお持ちかどうかをまずお聞きしたいと思います。

○浅川委員長 热田教育総務課長。

○热田教育総務課長 いわゆる進路フェアというふうに呼んでおりますけれども、こちらは中学校 P T A連合会のほうで、独自の事業として、ぜひやりたいという話を昨年度いただきまして、今年度、共催ということで、会場を区のほうで押させてというところで、協力はさせていただいて、あと、当日の運営も、職員のほうを派遣してお手伝いをして行ったと。 P T Aのほうで、いろいろ段取りから全てやったというところでございます。

今回、私も見させていただきまして、山本委員おっしゃったように、非常にたくさんの方が来られて、活気があって、有意義なものだなというふうに思っております。

P T Aのほうからは、いろいろ、その経費等も含めて、また来年に向けて御協力をいただきたいというふうに依頼を受けているところでございます。そのあたりにつきましては、また P T A連合会とも協議をしながら、その支援のほう拡充してまいりたいと考えております。

○浅川委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございました。热田課長のその答弁で、非常によかったなということで、終わってもいいんですけども、ぜひ、支援の在り方、要望が多岐にわたってきていると思います。私の聞いている中では、予算的な措置は全面的にやらせていただきますよと。予算といつても、10万ぐらいなんですよね、13万なんか出ていますけれども。あとは、どちらかというと、人的支援、マンパワー的な支援、これを非常におっしゃっていました、今の課長の御答弁ですと、人的、マンパワー的なものもやっていっていただけるし、やっていているということではございますけれども、今後の、まだ始まったばかりではありますけれども、ぜひ、次年度に向けてのいろんな課題や、主催者側の悩み事にしっかりと応えていただきたいなと思います。

今回は、かなり、場所の都合で、キャパの都合で、ここの来られる参加者も選定をして、選定をせざるを得ないということで、限られた中でやられたということでございまして、今回は 2 Aか 3 Aか、区民センター、どちらか使われたと思いますけれども、次年度は、2 フロアでできないとか、あとは、場合によっては、小ホール、大きいところでやらせてもらえないかとか、私の見て、肌感覚でなんですかけれども、やっぱりある意味、進路なので、非常にプライバシーにも配慮しなきゃいけないということで、お隣さんともうブースを挟んで、ブースというか、机が並んで板があるだけなので、プライバシーというところではないんですけども、できるだけ場所の広いところで確保して、あとは、個室じゃないですか

ども、そういったこともできるような形にして、周りにあの親御さんはあの学校を受けているんじゃないとか、そういうプライバシー的なものにも配慮していただければというふうに思っておりますが、今後の場所の確保なんかについては、何かお考えはありますでしょうか。

○浅川委員長 热田教育総務課長。

○热田教育総務課長 まず、今、お話の予算については、全面的にやらせていただきますというようなお話をございましたけれども、私、特にPTAのほうにそういったようなことを言った記憶はございませんで、予算もこれからですし、ただ、経費的な面は検討しますというお話のレベルだったというふうに認識しております。

マンパワーのほうなんですけれども、こちらは、どこまでできるかというところは、これからまた協議になりますが、基本的には、やはりPTAが自主的に行う事業というところの性質だというふうに認識しておりますので、その部分、一定、マンパワーとして出せる部分はかなり限られてくるのかなというところは認識しておりますので、そのところは御理解いただければと思います。

そして、会場のほうなんですけれども、確かに今年度、一部屋だけだったということで、かなり狭くて、一部は会議室からはみ出して、隣の会議室だったというようなところもありますので、来年度につきましては、もっとゆとりのあるスペースを確保したいなというふうに考えておりまして、そこをこれから調整してまいりたいと考えております。

○浅川委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。ぜひ、場所の確保は、そういった前向きなお話をありがとうございましたので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

非常に私も、ある意味、課長がおっしゃったような形で、今回は中PT連の役員さん、理事、OB、OG、各校PTAの役員、青少年委員さん及びそのお子さんということで、かなり幅広く、本当に皆さん手づくりでやられているという、それもそれで、一つのやり方正在いかなと思うので、マンパワーをもしこれからさらに確保しなきゃいけないということであれば、教育委員会も人間に限りがありますし、仕事もあります。例えばどこかほかの業者に委託するとか、そういったことも考えられるんですかね。

○浅川委員長 热田教育総務課長。

○热田教育総務課長 いわゆる運営の委託を区のほうで行うというところについては、現時点ではまだそこまでは考えてはいないところでございますが、我々の教育総務課のマンパワー

の中でどこまでできるかというようなところで、検討してまいりたいと考えております。

○浅川委員長 山本委員。

○山本委員 主催者側が、終わったときにいろいろアンケート調査をやられたようでございます。場所、開催の時期ですよね、時期も賛否両論いろいろあるようなんですが、その辺の場所の確保するに際しての時期なんかもいろいろと一つ焦点になってくると思いますが、その辺に関しても、できる限り臨機応変に協力をしていただければというふうに思いますので、一ついい取組だと思いますので、できる限り御協力をしていただきたいということで、終わらせさせていただきます。

○浅川委員長 それでは続きまして、たかはま委員。

○たかはま委員 265ページの6番、柳町第二仮設の契約方法について、競争入札すべきであったにもかかわらず、区の意向で随意契約されたものではないかと私は問題視しており、伺います。

令和6年1月31日に議案決定された文書には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、つまり性質または目的が競争入札に適しないという用件を根拠に、随意契約をすると記載がありますが、法の趣旨に照らして、入札に適しないという、区としての決裁には間違いがなかつたのか、改善すべき点があればお伺いいたします。

○浅川委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 今の質問の御趣旨は、いわゆる随意契約をした、いわゆる決裁に関してについての御質問ということで、私のほうからお答えします。

随意契約については、私のほうで決裁をしておりますけれども、今回、所管分、教育委員会のほうから出てきたこの随意契約のいわゆる申請書ですか、こちらのほうの記載内容を確認いたしますと、これはまず、この業者ではないとできないという観点が1つと、あと、緊急性の観点、この2点が今回の随意契約のいわゆるポイントだったのかなと思っております。

実際に、まず、緊急工事であるということの観点でいきますと、一応、令和7年4月のいわゆる教室などの供用開始をする必要があるということで、一定限られた期間の中で工事を短縮してやる必要があったといったところが1点目。

また、こちらの事業者でしかできなかった理由ということでいきますと、いわゆる既存の仮設校舎の渡り廊下とか設備配管との接続など安全に行う必要があるということで、既存の仮設校舎を設計施工した事業者を随意契約とすることが妥当だという判断をしたところでございます。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 では、担当課にお伺いいたしますが、2024年2月29日の総務区民委員会で、配管との接続と今、部長が御答弁いただいたようなところですけれども、を理由として、既存の仮設校舎を建設した事業者と随意契約としたほうが有利であるというふうに判断したというふうに教育推進部副参事の答弁がございました。確かに、自宅の工事を発注するならそういうなるだろうなという気持ちは分かりますけれども、地方自治法の規定では、技術的に他者ではできないと客観的に言える特段の事情があるからこそ、特命随契が認められているのではないかでしょうか。どういった判断で起案したのか、担当課に確認をさせていただきます。

○浅川委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 柳町小学校の第二仮設についてのお尋ねでございますけれども、私たちとしましては、今回、随意契約とした根拠については、地方自治法施行令第167条の2に該当するとまず考えてございます。その中においては、令和7年の教室不足というものが想定されてございましたので、スピード感のある対応というものが必要であるというふうに認識しております。その上で、既に第1仮設校舎を建設してございます同事業者のほうにお願いしますと、既存の仮設校舎の設計や建築を実施して現地をまず熟知しているという点でも、工期の設計期間の短縮が見込まれるというところもございますし、建築に当たりましては、先ほど答弁ありました既存の仮設校舎の渡り廊下や設備配管といったものが、この事業者のリース物件でありますので、こちらの接続はこの事業ではないとできないというふうに考えているところでございます。

また、最終的に解体工事を実施する予定でございますけれども、同じ事業者が既存仮設校舎と第二仮設校舎の解体を同時に行うことができますので、仮囲いや現場事務所も一つで済むというところであったり、工事動線の取り合いが起きないというところもございますので、本体工事の影響も最小限に抑えられるというところで、このような形で判断したというところでございます。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 最後に御答弁いただいたようなメリットがあるというのは、熟知しております。私も自分だったらということで前置きをさせていただきましたけれども、総務区民委員会でも、2社目からの見積りの旨答弁がございましたよね。私も実際に情報公開請求で、数千万安い概算の見積りを確認しております。概算で見積りが出せてしまうような工事を、先ほど御答弁いただいたように、ここでなければできないという理由で競争入札ができる

いうのは、ちょっと無理があるのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。あるいは、業者指定依頼書を出すに当たって、見積りを取得した、誰でもできる工事だと。それはちょっと言い過ぎかもしれないですけれども、他者でもできるというところは伏せて、提出したのでしょうか。

○浅川委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 2社目のほうから見積りをもらったところでございますけれども、こちらにつきましては、やはり1社からの見積りという中で、金額の妥当性というところを判断するというところで、契約予定の事業者以外からの見積りを徴収しているというところでございます。

やはり、繰り返しになってしまいますけれども、令和7年4月に間に合わせるように迅速に対応するという観点におきまして、やはり随意契約というものを進めていくというふうに当時考えていたところでございます。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 承知いたしました。ちょっと教えていただきたいんですけれども、発注しない前提で見積りを取るということはよくあるんでしょうか。発注しない前提で、妥当な金額を出してもらうとすると、何か不正の温床になりかねないのかなというふうに感じたんですけれども、いかがですか。

○浅川委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 一般的な契約の考え方でちょっとお答えさせていただきますけれども、通常、金額の妥当性というものを判断したりとかというのもありますし、また、例えば予算要求の段階なんかもそうかもしれないんですけれども、実際その事業がどのくらいお金をかけてやるべきなのかといったところを考えるときに、例えば複数の事業者が相見積りという形で、下調べも含めまして取るようなことというのは一般的にあるのかなと思いました。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 承知いたしました。では、今後に向けてといいますか、随意契約のガイドラインについてお伺いしていきたいと思います。

先ほど挙げた起案文の中に、ガイドラインのうち2つの用件に該当するというふうに記載がございます。1つが、2号5の23、特殊な物品や施設の借上に関し、履行上の経験、知識、対応力を特に必要とするもので、専門性を要する特定のものでないと、契約の目的を達することができないと。これは、先ほど私が指摘したとおり、全く該当しないと思うんですけれ

ども、いかがでしょうか。

次に、5号の2、緊急工事等ということで、緊急ということで先ほど竹田部長からもいただきましたけれども、緊急に施工しなければならない工事等であって、競争入札に付する時間的余裕がないとき。このところに例として幾つか上がっていて、1つが、小中学校の年度当初における学級数の変更決定に伴う教室整備工事という記載がございます。まさに該当するように見えるんですけども、この項目のほかに例示されているのが、災害復旧に伴う緊急の工事ですよね。つまり、想定外の児童急増に伴って急遽特別教室をリフォームするような工事をここでは例示しているのではないでしょうか。工期が遅れたので、校庭に校舎を建てます。これ5億円です。これが許されるような項目ではないというふうに私は解釈したんですけども、違いますでしょうか。

○浅川委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 今、委員が御指摘いただいたのは、ガイドラインに載っているところ、そのとおりでございまして、この契約管財課、いわゆる契約担当の解釈といたしましては、先ほど委員がおっしゃった、災害対応ぐらいじゃないかというふうなお話もあったんですけども、こちら教室が例えば足らないという形で、新年度を迎えてまいりますと、教育環境に大きな影響を与えることもあります。それについては、この緊急工事に該当するだろうという形で、こちらとしては解釈運用しているところでございます。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 今、緊急工事等の御答弁をいただいたところは、そのさらに上に注意書きが書いてありますよね。事務処理が間に合わなかったという理由で、適用することはできないと。このところ、区のちょっとお考えを伺いたいなと思っていて、人口推計の見込みがずれた、それから埋文の影響で工期が遅れることが予見できていなかつたと、こういった事務処理上の課題があったんではないでしょうか。本件は、緊急の必要というふうに判断してはならないのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

それから、第二仮設の必要性を認識したのはいつか、それを学校と連携したのはいつか、児童、保護者に伝えたのはいつか、教えていただけますでしょうか。

○浅川委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 まず、いつ、足りないかというところを把握したかというところでございますけれども、こちらは、令和5年8月頃の埋蔵文化財調査の結果が出たタイミングで、把握したというところでございます。その後、学校とは、学校面に影響がございますの

で、協議を開始させていただきまして、最終的に翌年令和6年3月に保護者会、あ、地域に
対しての説明を行ったというところでございます。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 それでいうと、緊急工事として判断するには、私の感覚ですけれども、そこ
から入札に動いていれば、十分に間に合ったのではないかなどというふうに感じたんですけれ
ども、いかがなんでしょうか。

○浅川委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 その時期が、先ほど申し上げた令和5年8月でございますけれども、
確かにそのときには結果は出てございました。確かに、そのときには第二仮設建設以外に選
択肢というものは持ち合わせていなかったんですけども、ただ、そのところの、いわゆる
予算的な裏づけでしたり、その代替場所や輸送手段の確保、そういう学校運営などの対策
がない状況では、なかなか、そういうものもちょっと検討しているというところもござい
ましたので、すぐの動き出しというのはできなかつたかなというふうに考えてございます。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 今の御答弁のとおりで、すぐの動き出しができなかつたのであるから、緊急
工事じゃないんじゃないですか。法律の専門家じゃないので、ここで白黒つけることは当然
できませんけれども、区民の方から疑念を抱かれない契約だったんじゃないかなということ
は指摘させていただきたいなというふうに思っています。つまり、他者でもできる工事を推
計で当たるに当たり、事業者さんから何か受け取っちゃってないですかという疑念を、客観
的に排除してほしいわけですよ。

契約管財課としては、こういった手続で反省すべき点はないかどうか確認したいと思いま
す。文京区においては、今後もこういった形での特命随契は許されていくのでしょうか。私
としては、こういう状況が続くと、随契ガイドラインが形骸化してしまってはいけない
かという懼れを抱いておりますけれども、いかがでしょうか。

それから、そういう隨契ガイドラインが教育部局にはしっかりと伝わっているか、所管
か任せになつてないかどうか伺います。

○浅川委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 この随意契約については、事例に応じて、このガイドラインを厳格に適用さ
せていただいているつもりで私はおります。

また、当然、このガイドラインについては、教育委員会も含めまして、全序的に御案内し

ておりますので、このガイドラインに基づいて、適切に今後とも事務を行っていきたいと思っております。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ちょっと視点を変えさせていただきます。児童、保護者への説明と合意が十分ではないんじゃないかなという点にも課題があります。そもそも本事業は必要だったのでしょうか。1年5か月使って、すぐ壊す校舎、5億円かかります。ほかに方法はなかったのでしょうか。もともとの計画では、令和7年4月に新校舎が完成する予定であったので、令和7年度の1学期のみであれば、学級数増について、既存校舎内を改修して対応していくことが検討されておりましたね。工期が予定どおりであれば、児童数の増加に対しても、半年間何とか対応していくことで、その認識は合っていますでしょうか。

ただ、埋蔵文化財が出た等の理由で、それが1年5か月となったので、第二仮設校舎を建設し、教室数を確保する計画ということで、あくまでも選択肢ですが、校庭を維持する代わりに、既存校舎の改修でこの期間しのぐこともできたのではないかでしょうか。そういったことを、児童、保護者を巻き込んで、教育環境をどうしていくかと考えるいい機会だったと思いますが、本当に時間がなかったと言えるんでしょうか。

○浅川委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 まず、既存校舎を改修して、普通教室を確保できたかというところでございますけれども、やはり学校運営が大前提という形になりますので、その教室を確保する観点で、学習環境に欠かせない特別教室であったり、職員室、保健室等の管理諸室を確保した上で、これ以上の造設というのはなかなかできないという状況の中で、今回、第二仮設校舎を建設したというところでございます。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 最後に、行財政運営についてお伺いしたいんですけども、1年5か月で5億というのは、あまりにも非効率なお金の使い方なんじゃないかなと私は思うわけですよ。そういった議論は、財政の観点から行っているのかどうか。例えば、教育費でいうと、スクール・サポート・スタッフ5年分になるわけじゃないですか。それがこの仮設校舎でいいんですかというような議論はできているのか、または、なじまないのかもしれないんですけども、教えてください。

○浅川委員長 進財政課長。

○進財政課長 費用の面に関しましては、やはり所管と綿密なヒアリングを重ねながら、本当

にその事業が必要なのかとか、金額というよりも、やはり中身で判断をしております。専門性が必要だとか、あと、費用対効果の中で、実際に複数年かかるってでもやっぱりやるべき事業は、今のスタンスとしては、区としては、予算措置するというふうなスタンスを取っておりりますので、そういったところで判断をしているところとなっております。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 では、次の質問で、265ページ下部の八ヶ岳高原学園管理費について、これもっと一般利用を促進していただきたいなということで、4点提案させていただきたいと思います。

1つは、ネット予約ができるようにしてほしい。2つは、予約の期限が2週間前は長過ぎです。5日程度にしていただきたい。3つ、区内在学の学生が排除されているのはおかしいのではないか。これ教育施設ですから、区内大学のサークルが使えるようにしていただきたい。そして、10名以上の区民利用は、1日1団体しか認められていないということで、先日、宿泊してきた依田議員から聞いたんですけども、事実であれば鍵を設置することで対応できるのではないか、伺います。

それから、267ページ、下から2番目の埋蔵文化財保管について、皆さん、本郷に台町収蔵庫という施設があるのは御存知でしょうか。そのところが面積は414平米、出土品の保管をしているということなんですねけれども、都心部ですから、ここはもっとほかの活用ができるのか。不動産物件で検索すると、おおむね月額150万円ぐらいの価値があるようになります。区内の喫緊の需要のために譲っていただくという考えはないでしょうか。具体的には、育成室、ショートステイ事業、障害児通所支援やグループホームといったものが思い浮かびますが、ふるさと歴史館の事務スペースを使うですか、それから東屋、岩井学園、柏学園の状況をもっと整理することで有効な敷地活用ができるのではないかと思いますが、伺います。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 八ヶ岳高原学園の一般使用についての御質問ですけれども、まず、ネット利用はいかがかというお話をいただいております。もともと八ヶ岳高原学園自体は、区立学校の移動教室の活用を主たる目的に設置しているものでございまして、かといって、活用していない期間は、区民の方にも広く使っていただきたいということで進めているところです。

設置してある場所の関係もあるんですけども、冬季はどうしても使えない、雪深いところになってしまいますので、実際活用できるのが、4月に準備期間スタートしても、ゴール

デンウイークぐらいから10月までと、それ以外は冬季閉鎖という期間になりますので、そこへ小学校20校、中学校10校、移動教室を入れておりますから、一般利用者にお使いいただけれる期間というのがそれほど大きくないというところもありまして、今まででは紙の申請で十分対応するところではありました。

社会環境のほうの変化がございますので、ネットの活用というのは、スピード感というよりは、利便性を高めるという意味で活用していく方向についても、一つ研究課題かなというところは感じたところでございます。

また、在学者を含めるべきだという御指摘ですが、おっしゃるとおり、八ヶ岳高原学園の一般使用につきましては、条例におきまして、区立学校の移動教室、林間学校、もしくは在勤・在住者が社会教育活動またはスポーツ活動を行う場合というようなことが示されているところではございます。

在学の方につきましては、これまでのところ、やはりそのどちらか、在住か、在勤ということはなかったわけですけれども、在住者で十分対応して、実際のところは、在学者の団体であっても御利用いただけていたという背景がございまして、今まで特段、現在の運用を進めてきたところではございます。現在の枠組みの中でも、利用いただけるよう適切に対応しているところでございますけれども、別途また条例の改正等必要なときには、併せて検討したいと思います。

もう一つ、10人以上の活用の場合には1団体でという仕組みで、今、行っております。建物自体は、やはり、林間学校に対応できるようにということで、指定管理者のほうに、そこを中心に構成しておりますので、複数の団体を入れて、いわゆる民間の宿泊施設のような利便性の高いサービスを提供するに至らない部分はあろうかと思います。そういう形で、今、10名以上の場合には1団体、トラブルや事故等が起こらないように進めるということで、そのような条例で進めているところでございます。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 台町の文化財収蔵庫についての御質問にお答えします。

埋蔵文化財は、資料的な価値ですとか、活用の頻度に応じて、A、B、C、Dとランク付をされておりまして、この台町の収蔵庫にはAランクのものが収蔵されているというところがございます。これは出し入れが比較的多いという状況です。

それから、ここには別の機能もありますて、出土された文化財を洗浄して、仕分をしたりですとか、あるいは様々な文化財に関する文献がその収蔵庫の中に保管されていまして、そ

れを利用して、職員がそこで調査をしたり、そういう目的でも使われているということで、非常に必要な施設であるという、区内のシビックセンターから近いところに必要であるという認識をしております。

したがいまして、これと同等以上のスペースが確保されれば、話は別なんですけれども、そうでない限り、これを廃止することはできないというふうに考えております。

○浅川委員長 たかはま委員は、御自身の持ち時間を超過しましたので、発言はできませんので、よろしくお願ひします。

それでは続きまして、石沢委員。

○石沢委員 私からは、まず、265ページの学校施設快適性向上の部分で、質問させてもらいます。

総括の質問でも取り上げさせていただきましたけれども、今、特別教室の改修工事が進んでいるということで、この特別教室の改修工事については、明豊ファシリティワークスのサウンディング調査に基づいて、設計者をリストアップして、学校を4グループに分けて、設計を行ったと。この経過に関しては、明豊ファシリティが行った調査結果を踏まえ、設計施工、工事監理などの発注を検討しているということで、当時の教育長さんからも御答弁いただいております。

ただ、このことについて、総括の中で質問させていただきましたけれども、今回、設計と工事監理を行っている事業者が別だと。具体的には、工事監理は今、教育委員会職員が行っているということでの御答弁がありました。この行った判断については、設計状況等を総合的に判断した結果、今、教育委員会職員が行っているということでの御答弁でした。通常ですと、設計を行った会社に随意契約で工事監理も行ってもらうというのがこれまでのやり方だったんじゃないかなというふうに思うんですけども、今回、総合的に判断したということでおわかれているんですけども、この総合的ということは、具体的に言うとどういうことなのかということを御説明いただきたいというふうに思います。

○浅川委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 総合的な判断とは、具体的にどのようなことかというところでございますけれども、設計の状況であったりとか、工事監理における監理体制ですね、そういう体制も含めまして、検討したというところでございます。

○浅川委員長 石沢委員。

○石沢委員 今、体制の状況ということもおっしゃられました。では、今回、設計を行ってい

ただいた会社というのは、体制がなかったという、そういうことなのでしょうか。明豊ファシリティワークスがサウンディング調査を行って、そういう工事監理までやれるところを今回選んできたというふうに、当時教育長さんはそういうふうに答弁されているわけありますけれども、そういう工事監理まで行えるような体制が、いろいろ総合的にやった結果、体制がなかったと、そういうことなんでしょうか。

○浅川委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 コンストラクションマネジメント事業者のほうでサウンディング調査を行ってございますけれども、その段階においては、請け負い可能な事業者の数であったり、業務量等を把握するためにまず行っているものでございます。

実際に、工事監理と今回設計をした事業所が同一でないというところの御指摘でございますけれども、設計と工事監理は本来もともと別契約というところでございますので、そういったところを踏まえまして、現在、教育委員会のほうで対応しているというところでございます。

○浅川委員長 石沢委員。

○石沢委員 別契約というふうにおっしゃいますけれども、本来であれば、工事監理をやっていただいている会社というのは、設計会社に随意契約でやってきたというのがこれまでのやり方だったんじゃないかなというふうに思います。それが、体制のいろんなことが課題として持ち上がって、今回、教育委員会職員がやるということになっているわけでありますけれども、そうしますと、明豊ファシリティワークスにサウンディング調査をやっていただいているわけでありますけれども、こうしたコンサルティング業務というものそのものがどうなのかというようなことも疑念として上がってくるということは思いますが、その辺は指摘させていただきたいなというふうに思います。

それからもう一点は、250ページからの学校教育費全般に関わるところなのかなというふうに思うんですけども、国が中学校の35人学級化というのを2026年から3年かけて進めいくと。東京都は今、独自に加配なんかもやって、中1については、35人学級になっていきますけれども、それを今年度から、国が、35人学級を1、2、3と順次進めていくということの方針は示しているわけでありますけれども、これに関して、東京都校長会と副校長会が、26年度から始まる35人学級に関しまして、1学年だけでなく、1、2、3全部の学年で一気にやってほしいというような、そういう要望を東京都の教育長と都議会の各会派に要望を行ったということが分かりました。

35人学級については、校長会の方々、この要望書の中でアンケートなんかも示しているんですけれども、35人学級によって、教育指導、生活指導がきめ細かく対応できるとか、学級の雰囲気が落ち着いてきているだとか、教員に精神的なゆとりが生まれてきている、こういうような効果があるということで、35人学級、ぜひ進めてほしいと。今の40人学級編制では、学校が抱える課題は拡大して、多様化していて、子どもに求められる力を身につけさせるためには、現在の40人学級編制では困難を来していると、こういうような形で要望書をまとめられて、東京都の教育長と都議会各会派に要望されたということでした。

ですから、現場の先生方や校長先生なんかから、やっぱり35人学級を26年から段階的にといわずに早くやってほしいと、そういう声が出ているということが、ここでも示されたということだと思うんですけども、ぜひ、そういう形で、35人学級、中学校でもやっぱり来年度から一気に進めていくと、そういう方向で区としても取り組んでほしいなというふうに思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 委員おっしゃるような生活指導のことですとか、担任の負担軽減とかということは、十分お話を聞かせていただきました。先日も、請願のほうでございましたが、現在、文京区では教室の問題や、また教員の配置等の問題もございまして、一気に35人学級を全学年やるというのは考えてございませんので、今後も国や都の状況に合わせて、1学年ずつ進めていくつもりでございます。

○浅川委員長 石沢委員。

○石沢委員 現場の先生方からは、やっぱり35人学級で教育効果が非常に上がっていると。40人学級編制ではもう困難を来していると。こういう声が上がっているということはあると思いますので、こういう現場の声に応えて、やっぱりしっかり取組を進めていただきたいな。その際に、中学校の選択制、こういうので人気校に集中してしまうということもやっぱりあるというふうに思いますので、こういうところはいろんな形で見直しなんかも含めてやっていくことも必要なというふうに思いますけれども、そのことも指摘して、これはぜひやつていただきたいなということで要望させていただきたいと思います。

以上です。

○浅川委員長 それでは、宮野委員。

○宮野委員 ちょっと駆け足になってしまふんですけども、4点続けていきたいと思います。

まず、251ページの創立記念式典についてです。

現在、区では、1校当たり30万円の補助が行われておりますが、この額は30年間据え置かれていると伺っております。一方で、実際には、記念史の作成だけでも現在100万円以上かかっているというような実態も聞いております。多くの学校が卒業生やPTAなどへ寄附を募ったり、クラウドファンディングをしたりしておりますが、なかなか難しいというふうに伺っております。補助額の引上げについて、区の見解をお伺いします。

それから、255ページの中学校部活動関係経費です。

中学校の部活動の地域移行後、世帯収入にかかわらず、活動の場を保障することが重要と考えます。利用者負担ではなく、国の財源確保を求めておりますが、ふるさと納税と連動した基金を創設して、活動機会の保障に取り組んでいる自治体もあります。文京区としても、子どもたちの活動を持続的に支えるための基金創設を検討すべきと考えますけれども、見解をお伺いしたいと思います。

それから、259ページの学校支援関係事業のところで、不登校への対応力強化としての校内の居場所は、拡充を図ってくださっていて、利用者から好評の声を私も聞いておりますけれども、一方で、設置校においても、人員体制の不足によって利用できない子どもがいるというような実態も聞いております。未設置校との格差もあるのではないかと考えております。設置校において、さらなる体制の拡充を図ること。また、全校設置を見据えたような拡充も今後検討していただきたいんですけれども、方針をお伺いします。

最後に、261ページの学校給食無償化のところで、学校教育費の負担軽減が大きく進んで、評価しております。一方で、先ほど白石委員からも隠れ教材費への対策について質疑がありました。軽減策の検討を私も加速していただくようお願いしたいと思います。

また、新しく始まった修学旅行費補助では、これは償還払いの仕組みになっていて、就学援助世帯の方からは、一時的な負担が大きいという声を聞いております。このような補助制度の構築に当たっては、現物給付や代理受領など、自己負担のない仕組みの検討を併せてお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 創立記念式典の経費についてのお尋ねですが、まず、現在、式典経費、食料費、印刷費、郵便料金、合わせて、1校当たり38万円ということで措置をしているところでございます。古い話で、ちょっと資料が残ってなくて、確認できないんですけれども、過去5年遡ってみる限りでは、この予算については変わってないというところは御指摘のと

おりでございます。特に印刷物などについては、各実行委員会でどのレベルものをどのぐらい作るかというところは、実行委員会の意向によるところもありますので、それを全て賄うような形での負担というのは難しいとは考えておりますが、一方で、この間、物価高騰というところはございます。実際にこの5年間でも物価は上がっておりますので、そのところにつきましては、来年度に向けて検討してまいりたいと考えております。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 255ページの中学校部活動関係費のところでございますが、まず、部活動の地域展開に向けては、区では2つの会議体で、その方法について検討しているところです。そこでは、まずは第一義的に、国の補助金をしっかり得られるように進めようというふうな共通理解は持っているところです。

ただいま御指摘いただきました、ふるさと納税と連動した基金の設立に関しては、今後の検討課題にしてまいりたいなというふうに思っております。

○浅川委員長 木内教育センター所長。

○木内教育センター所長 校内居場所の拡充についてですけれども、設置校の人員配置が足りないことによって、利用できないお子さんがいらっしゃるということにつきましては、学校のほうでは、対応指導員のほかに、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教員などとともに、お子さんに不利益がないように今、便宜を図っていただいているところでございますが、さらに学校の声を聞きながら、必要な人員については検討していきたいと考えております。

また、未設置校につきましては、これまで学校のニーズを聞きながら、希望する学校全てに配置をしてきたところですけれども、さらに未設置校の小学校にもヒアリングをしまして、必要性の高い学校には、配置できるように検討してまいりたいと思います。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 学用品費の無償化等につきましては、就学援助制度によって、支援が必要な世帯に対して、一定の経済的負担の軽減が図られているという認識ではありますけれども、国からの通知もございましたので、今後も引き続き国や都、ほかの自治体の動向を注視して、検討したいと思っております。

1つ、修学旅行の支払いの方法につきましては、今現在、就学援助の支援世帯に対しては、中学校2年生の3学期にその該当部分お支払いという形を取っております。そのことによつて御負担がかかっているというお声は我々も認識しているところでございます。

一方で、事業者のはうは、積立払いという形で、皆さんに一定共通な方法でのお支払いの方法を希望しているところでありますけれども、そのタイミングの調整が図れないかといったあたりも含めまして、検討したいと思います。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

宮崎委員。

○宮崎委員 私から、まず、259ページ、1つ目が、教育指導費の28、学校支援関係事業について、お伺いいたします。

こちらが、決算額が2億5,291万円で、96.7%の執行率ということで、こちらですね、いろいろ相談事業とかも、スクールカウンセラーのこととかもやっていると思うですけれども、私も以前、学校に行っても教室に入るのは難しいという子どもとその保護者からも御相談を受けたことがあるんですけれども、その御相談者の方は、スクールカウンセラーの方には本当に世話になつていて大変感謝されておりました。ただ、子どもの早退も多いことから、仕事をしている以上、その頻度が高いと仕事にも影響が出てしまうということで、大変悩んでおりました。子どもはもちろんですが、その保護者の仕事関係にまでつながってくる悩みにも対応していくける、さらなる取組って、今後は検討していただきたいと思いますが、その点につきまして、どのようにお考えかお聞かせください。

○浅川委員長 木内教育センター所長。

○木内教育センター所長 教室に入ることが難しいお子さんの中で、早退の頻度が高い児童につきましては、各学校に配置しておりますスクールソーシャルワーカーが保護者様からの御相談を受けて、登下校支援を行うこともございます。

また、継続した支援が必要な場合においては、例えば主任児童委員さんですか、ファミリー・サポート・センターの協力を得たり、また、家庭と子どもの支援員による支援、調整を行うなどして現在、対応しているところでございます。

委員おっしゃるとおり、お子さんだけ出なく、保護者の方につきましても、1人で悩みを抱え込むことがないように、お話を伺いながら、引き続き関係機関と連携して支援してまいりたいと思います。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。早退の頻度が多い児童の保護者の方からは、そのお迎えの対応の頻度からも、働いている保護者の方などは、自身の職場での早退の回数が増えてしまって、職場での理解が得られにくくなる状況が出ててしまうということで、大変悩んでいる

方が結構いらっしゃるということで、そういった保護者のフォローも引き続きしていっていただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

2番目の質問が、ちょっと戻りまして、257ページの教育指導費の8のいのちと心の教育の推進事業について、お伺いいたします。

令和6年度は、道徳の授業地区公開講座では、保護者から道徳授業や道徳教育への取組に関するアンケートを取って、その結果を各校の道徳授業における質の向上等に生かすことができたとも聞いておりますけれども、その工夫したことなど、その成果もお聞かせいただけますか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 まず、令和6年度の実例として、いのちと心の授業、あるいは弁護士によるいじめ防止の出前授業、がん教育の推進事業など、各校が様々な授業を行っておりました。保護者のほうからは、例えばなんですが、アンケートの中から、将来の生き方・学び方、また、これからのお子様にも必要な道徳心など、将来の生き方、進路の取り方、保護者が家庭で意識することなどが学ぶことができたというようなお話をいただいております。

また、アンケートを基に、教員間で、子どもたちに対して夢が持てるような授業や、教育活動をすることなどという確認をするなど、次の授業に生かせるようなアンケート結果をいただきてございます。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。こちらは、今後とも子どもたちが自分以外の人とも共によりよく生きるために道徳性を育んでいけるために、引き続き、学校、保護者や地域が一体となって、この道徳教育を推進していただきたいと思います。

こちら最後になりますけれども、264ページ、3番の移動教室事業費について、ちょっとお伺いいたします。

こちら、移動教室、八ヶ岳やあと魚沼とかがありますけれども、あとは、ほかにも修学旅行の話をちょっとさせていただきまして、先ほどもほかの委員からも出ていますけれども、修学旅行費、就学援助の話なども出ております。こちらは、本当に隠れ教育費として、修学旅行費などは最も大きな支出になると言われていますし、こちらは、本当に子育て支援のさらなる充実につなげるためにも、子育て世帯への保護者負担の軽減等は本当に急務とも言える部分かと思います。

また、物価高騰の影響を受ける中でも、そういったところが必要となってくると思うんで

すけれども、こういった移動教室や修学旅行に係る保護者負担の隠れ教育費の無償化、昨年の決算委員会やその前の代表質問でもちょっと私、聞いているんですけれども、この隠れ教育費の無償化を今後検討していっていただきたいと思いますけれども、現在の区のお考えを最後、お伺いいたします。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 まずは、修学旅行費につきましては、支援が必要な世帯は、先ほど答弁しましたとおり、就学援助制度で必要な費目として対応しているところではございます。また、物価高騰による保護者の費用負担ということを鑑みまして、本年度から修学旅行費の一部補助のほうは全体に対して行っているところでございます。

また、移動教室につきましては、実施に当たって交通費や宿泊費の保護者負担はない状態でして、食費がおよそ三、四千円程度と、あとは、体験費は学校によってちょっと異なるんですけれども、こういったところに限られているところであります。

こちらも、就学援助の費目には含まれているので、支援が必要な方のところはしっかりと支援できているのかなというふうに考えているところで、これをまとめて一律に無償化することは、今現在は考えてないところでございますが、先ほど御答弁したとおり、学用品費についての考えについては、国からの通知があり、今、盛んに都ったり、他の自治体でも議論されているところでありますので、今後も引き続きまして、国や都、ほかの自治体の動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。令和7年度から、葛飾区などは修学旅行費などは無償化されるといったことがありますけれども、こういったほかの自治体の今後の動向を見ていたいで、修学旅行が学校行事の一環としても、あと教育費としての概念からも、今後、文京区におかれましても、この修学旅行の無償化については、どうぞ検討していただきたいと思います。ありがとうございました。

○浅川委員長 ただいま宮崎委員は御自身の持ち時間を超過しましたので、よろしくお願いします。

続きまして、沢田委員。

○沢田委員 私から3点です。まず1点目、269ページ、図書館費の8番、資料購入費に関連してです。

先月、本会議の上田議員の一般質問で、地域の書店と図書館との連携は、国の書店活性化

プランに沿って進めていくというお話をいただきました。地域の書店からの図書館資料の購入も、現状の雑誌中心から拡充を検討するという話なんですが、昨年度は、資料購入の状況はいかがだったでしょうか。例えば一般図書や電子書籍など含めた全体の割合で、どこからどのぐらい購入しているかくらいで構わないので教えてください。

○浅川委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 図書館購入費についてのお尋ねになりますが、昨年度、資料の購入、また購入した資料の装備費を含めまして、全体で約1億1,500万円になります。これに対しまして、区外の事業者から購入した分が約6,300万円、全体の55%、区内の事業者から購入した分が5,200万円、全体の45%程度となっております。

○浅川委員長 沢田委員。

○沢田委員 区外のほうが多いということなんですね。私、ちょっと細かい部分も伺ったことがあるんですけど、区外というのは、多分、大手の書店さんなんですよね。これが、全体のバランスでいうとやっぱり多いと。この割合はちなみにどういうふうに決まっているんでしょうか。見直しをしたら、その手続などもあるんでしょうか。いかがですか。

○浅川委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 先ほど区外の事業者から購入しているといった、その理由といたしまして、やはり調達価格が一番安いというのが大きなところを占めてございます。割引率というところでいきますと、区外から購入すると約2割程度の割引になると。区内からいきますと、約8%程度の割引というところで、そこが大きいということで、区外の事業者から調達しているというところが多くございます。

ただ、先ほど委員からお話ありましたとおり、書店の活性化プランというのが本年6月に国から示されておりまして、その中におきましても、地元書店の購入というところも一つ示されているところでございます。今後、区内の事業者とも意見交換しながら、どういった形で協力関係が組めるかというところを議論してまいりたいと思っております。

○浅川委員長 沢田委員。

○沢田委員 ありがとうございます。コスト面では大手書店のメリットがあるということなんでしょうけど、地域の実情を知る書店さんと連携すれば、図書館の選書の質の向上など、質のほうで見込めると思うんですね。ですので、あとは、区内でいうと、TRCさんとかの大手で区内でやっている事業者さんもあるので、地域の書店と連携も可能だと思いますので、ぜひ、前向に検討いただければと思います。

続いてですが、2点目が248ページの教育委員会費に関連して、教育委員会のレイマンコントロールに関して伺います。

これは前回の予算審査で、教育委員会に住民の意思は反映されているのかという議論をしたんですけど、今回、決算ですので、その執行の適正性について、伺いたいんですね。

重ねてですけど、教育委員会の主眼はレイマンコントロールですので、住民の意思が教育委員を通して反映される仕組みということなんですね。前も述べたのは、児童・生徒や保護者にとって身近な存在であってほしいと、特に教育委員さんです。そこで、この間の議会では、定例会のネット中継であるとか、教育委員とのオープン参加の懇談会とか、そういうものを、他区を参考に進めてはという提案もあったんですけど、教育委員会での検討状況はいかがでしょうか。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 教育委員会のネット配信、それから御提案の今あった懇談会でしょうか、そちらにつきましては、現時点では検討はしておりません。今の教育委員会の運営と情報の公表等で、必要な区民への情報提供は図られていると認識しております。

○浅川委員長 沢田委員。

○沢田委員 昨日も議論したんですけど、執行の適正性を担保するためには、セルフチェックでやっている感じは駄目なんだという話なんですね。ですので、その情報公表で十分だということは、それは教育委員会の定例会の教育委員さんたちの総意としてのお話なのかというところが重要で、せめて、つまり定例会で議論してほしいんですよね、そういう問題を。例えば区立学校の児童や生徒会主催で定例会傍聴ツアーとかをやると、そういう、もうウェルカムですというメッセージを出していくと、きっと定例会自体も盛り上がりますし、教育委員さんたちの職務、質も——定例会も盛り上がりますし、保護者の関心も高まると思うので、ぜひ検討いただければと思います。

続いて、3点目です。250ページの学校幼稚園管理費に関して、これ子どもの権利条例と学校の主権者教育のつながりについて、伺います。

子どもの権利条例は、来年4月に施行予定ということなんんですけど、予算審査で議論したとおり、条例の理念に沿う各部署の部課の具体的な取組がなければ、絵に描いた餅になりかねないですよね。ですので、骨子の一つである子どもの意見表明権を具体例に挙げると、これまで学校では主権者教育の一環で、区立学校の児童・生徒会や、校則、それから学校ルールの見直しなどで、子どもの意見表明の機会を保障してきたと伺っているんですけど、条

例が制定された後、これら権利保障の仕組みや、予算はどのように拡充する方針なのか、お考えを伺います。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 この手の質問については、従来答えてきておりますけれども、我々としては、しっかりと児童・生徒、子どもたちの意見を聞いて、それを学校運営のほうに生かしていると。先ほどあったように、校則、沢田委員も文教委員でしたから、例えばいろんな会合で聞いていると思いますけれども、校則などについても、しっかりと中学校では生徒たちの意見を聞いて、校則を改定して、学生服などの更新といいますか、そういうこともしているので、その辺については、しっかりと十分に機能を果たしているというふうに考えておりますので、今般、区長部局で条例のほうが制定されますけれども、引き続き従来の形でしっかりと対応していきたいというのが教育委員会の見解でございます。

○浅川委員長 沢田委員。

○沢田委員 その今までどおりという話では、絵に描いた餅にならないかということなんですね。要は、生きた条例にするには、取組を、これから何をしていくかということをできるだけ具体的にしていくことが大事なんじゃないかと。念のため、ちょっと留意点ですよ、私、現場からの話も伺ったので、2点お話すると、1点なんですが、意見聴取のために教員や子どもの負担が増えるということがないようにしないとというのはあるんですね。具体的には、現場の教員、先生たち、あれもこれも意見を聞かないとと善意で先走りしかねないので、それが裏目に出で、いわゆる意見表明疲れにならないような、そうなっちゃうと本末転倒ですので、そうならないような配慮が必要じゃないか。つまり、児童・生徒が義務感ではなくて、回答の是非から自己決定できるような、そんな配慮をいただきたいというのが1点と。

もう一点なんですが、寄り添う大人のマインドのほうもあるんです。前回の予算審査では、現代の子どもたちに求められるのは、権利の尊重よりも、人間関係のケアだという意見もあったんですよ。いわゆる、コミュ力を高めていこう、コミュ力志向なわけですけど、これって同調圧力とか集団志向で個性や異論が抑圧されないような注意が必要なんですね。具体的には、空気が読める子が、集団から浮いた子とかコミュ力のない子を排除して差別することのないように、あらかじめ予防線を張っておかないといけないんじゃないのかと。いじめにつながりますからね。心理的安全性の高い教室づくりとか、対話リテラシーの教育、こういったものも充実いただきたいと要望2点でした。

以上です。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 前半のところの、まさにそれは沢田委員おっしゃるとおり、この条例が制定することによって、今、学校現場には、子どもの意見を聞くということで、相当数、かなり多くの意見照会ですとかいうのがあって、確かに学校現場でも、本当にこれ全部聞いて、答えなくちゃいけないのかという現状はございます。ここは、やはり健全な学校教育ということを進める上では、学校現場ともよく相談しながら、区長部局ともしっかり協議をしていて、当然のことながら、子どもの意見表明権がありますから、そこは重視するんですけれども、それが学校運営、それから子どもの学習に対して影響が及ばないようにということは、これは留意すべき点だというふうに教育委員会では認識しております。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

それでは、金子委員。

○金子委員 最初に、269ページの図書館費ですけど、学校図書館への司書派遣を直接雇用にしてほしいって、これも従来からお願いしています。これはお願いしておきたいと思います。259ページの世界に向けた学びを紡ぐプロジェクトですけれども、先ほど来の議論の中で幾つか疑問があるので聞きます。

1つは、文科省のIB教育推進コンソーシアムが2025年3月11日に、注意喚起したと、非公式サービス提供に御注意くださいということなんですね。そうすると、文京区がこのプロバイダーを通じて今、研修をやっていますけれども、これは、公式サービスなのか、それとも非公式サービスなのか、どっちなんですか。

それから、この注意喚起の中で、先ほど区長の答弁で、私の人間関係の中から教育部局のほうにおつなぎしたと、こう答弁されました。この注意喚起が言っているのは、教育研修に関連したサービスを提供する個人や組織から連絡があったら、IBにお知らせくださいと言っているんですね。お知らせくださいと言った3月11日の10日後に、IBと文京区は覚書を結んでいるんだけれども、その前に、IBにお知らせしたんですか、していないのか、どちらか。

それから3点目に、随契の用件というのは、随契ガイドラインの2の(17)というんですね。これについて聞きますが、これは条件があると、随契の場合ね。履行上の経験、知識、技術を特に必要とし、高度の専門性を要すると、こうなっているんですよ。それで、履行上の経験というのは、日本で初めて自治体と組んで研修をやるというので、これ履行上の経験がなかったことは明確なんですね。

で、聞きますけど、知識と技術、これが高度に専門性を持っているということについては、夏に研修をやったので、一定、分かったと思うんですね、実際やってみて。どうだったんですか。

それで、外国語の研修書を翻訳してやるというんだけど、その翻訳の精度なんかはどうだったのか、お聞かせいただきたい。

それから3つ目に、履行の場所というのは、この業務委託の履行地ですね、仕様書上は、学校、幼稚園になっているんですよ、30校と幼稚園ね。だけど、オンラインでやっているわけですね。検査は後で報告書をもらうから、それ検査すると思うんだけど、履行の場所というのは、実際どこだったのかと。

つまり、12人の社員がシルバーファーンホールディングスにいると。随契登録の業者登録に書いてあるんだけど、先ほど依田委員が指摘したけど、社保の適用ある人は何かいないみたいになって、みんな正社員じゃないみたいな話になっているんですけども、実際その業務をやること、ではどこにいて業務を履行したのか。これは契約の中身を随契でやって、どうだったのかと確かめるという重大なことなので、お聞かせいただきたい。

というのは、品川にある本社のイーストワントワーというの、私、行ったんですが、看板どこにもついてないですね、シルバーファーンホールディングスって。4階にもないと。オンラインオフィスだと。コワーキングスペースもあって、登記もできるって、サービス提供しているから、それはそういうことあると思うんだけども、レンタルオフィスになっているんですか、シルバーファーンホールディングスはね、そこに名前を置いているということは。履行地どこだったのかということをお知らせいただきたい。

それから、再委託は、実際に本当にやってないんですか。シルバーファーンホールディングスのことを、あまり情報ないけれども、少し調べるだけでも、これ履行に足るのかと、再委託もしないでね。逆に心配になっちゃうぐらいですよ。だから、再委託はしていないのか、しているのか、どっちなんですか。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 文京区が行った研修等を、公式なのか非公式なのかにつきましては、国際バカロレア機構と直接やり取りをしている中で行っている研修なので、公式なものであるというふうに認識を持っております。

については、公式であるので、そのことについて、非公式、公式ということについて、国際バカロレア機構のほうに特段それに特化したお知らせをしたということはございません。

3点目に、研修の知識、技能等が相当優れているから、実際、受講者等の反応はどうであったかということにつきましては……。

（「翻訳も……」と言う人あり）

○藤咲教育施策推進担当課長 では、まず受講者については、アンケート等を見ましたところ、肯定的な意見が多く、2学期の授業に早速生かしたいなどの意見が多かったなというふうに思います。私も実際受講しました。で、授業する立場ではないんですが、授業をやってみたいというふうに率直に思ったところです。

翻訳のところにつきましては、私も実際受講し、受講者のほうからもありました、少し分かりにくい表現が散見されたということです。もともとは全て英語で行われている研修を日本語に訳して行ったものですので、幾つか今後改善を必要とするところがあるのかなというふうに認識を持っております。

最後に、履行場所につきましては、研修自体はオンラインで行われております。そういう意味では、委員御指摘の品川とかというふうな、具体的に判断するのは難しいのかなというふうに思います。

（「再委託」と言う人あり）

○藤咲教育施策推進担当課長 失礼いたしました。再委託は、ございません。

○浅川委員長 金子委員。

○金子委員 ちょっと時間ないので、まとめておきますけれども、先ほどの区長の答弁で、私たちは、この事業については、区長部局の教育への介入のおそれとか介入じゃないかというふうに指摘てきて、やっぱり個人の人間関係の中からおつなぎしたということは初めてだと思う。区長自身、答弁されたけれども、やっぱりそうだったというふうに、これで断定せざるを得ないんですね。それで、その点については、そういうのはまずいというふうに言っておきたいと思います。

中身の検証については、今後、私たちもしていきたいと思いますけれども、総務委員会のときには、個人的な人間関係とか属性に基づくことが取りざたされているといったけれども、それについての検証はさらに必要だというふうに指摘をしておきたいと思います。

○浅川委員長 続きまして、浅田委員。

○浅田委員 私は、ちょっと皆さんの御意見を伺っていて、文京区の小中学生、幼稚園も含めて、文京区の公教育で何が必要なのか、何をしなきゃいけないのか、そういう観点から、何点か質問させていただきます。

まず最初に、先日、窪町小学校の吹奏楽部、部なんですよね、部活動ですよね。先日、東日本大会に行って、山形でしたか、行かれて、金賞を取られたという話を伺いました。これ、いわゆる全国大会に準ずるようなことですね。ほかにも、様々スポーツであるとか、いろんな書道であるとか、合唱であるとか、様々なことで、いろんな大会に出かける機会を得た、子どもたちが努力をして、そういう機会を得て、地方に行く場合に、これまでやっぱり旅費であるとか、宿泊費が自己負担であったというふうに伺っていますけれども、今後、こうした、本当に努力をされてきた子どもたちへの、ある意味、挑戦する機会ですよね、こういったものに、区としてはどういうふうな対応をされていくのかというのを、ちょっとまず最初にお伺いいたします。

○浅川委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 小・中学校の部活動等で優秀な成績を納めて、関東大会以上の大会に出場する場合、その交通費、宿泊費、大会参加費及び機材運搬費、こちらを教育委員会のほうで公費で負担をしております。今、御指摘いただいた今年度の窪町小学校の件につきましても、同様に区の方で負担をしたというところでございます。

○浅川委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひ、これからも子どもたち——あ、関係者、行かれた方の声ですけれども、行かれたって、保護者の方の声ですけれども、やっぱり本人が物すごく自信になっているといふんですね。自信を持つ。こういうことが行われていることについては、ぜひ区として、今後も支援をお願いしたいというふうに思うわけです。

もう一つは、文京区の子どもたちにとって、自然体験を学ぶということですね、先ほど来、ちょっと幾つか八ヶ岳高原学園の話が出ましたけれども、私は、あそこについては、もう全面的に文京区の教育機関として、教育施設として活用してほしいというふうに思っているわけです。

で、学園なんですけれども、地方、田舎なんですよね、田舎の山の中なんです。で、あの環境もすばらしい。で、先ほど来ちょっとかはまさんも御意見あったみたいで、あそこを請け負っている軽井沢フードさんというのは、私たちがちょっと描いているT R Cとかそういう指定管理のイメージではないんですよね。要は、ちょっと言葉は的確じゃないんですけど、田舎のおじさん、おばさんというかな、なんですよ。そういう方が竹とんぼを作ったり、それから、文京区の先生じゃ何か分からぬらしいんだけど、キャンプファイヤーのまきを割って組んで、トーチも、オリンピックのトーチじゃないんです。棒切れに布を巻

いて灯油をつけてやるので、キャンプファイヤーをやる。こういうことを教えてくれる、そういう指定管理者なんです。名前は軽井沢フードで格好いいけど、内実は本当そうなんですね。

そういうことも含めて、ぜひ、文京区の子どもたちが自然体験をしてほしいなと。もう晴れたら満天の星空、星座の説明もしていただけます。

あと、都会の子が飯盛山というところへ登山に行くんだけど、これ一夏で草がこうなっちゃうから、文京区の子どもたちのためにといって草刈りまでしていただくような、そういう指定管理者さんなんです。

ですから、ちょっとその辺も考慮しながら、先ほど言われた要望なんかも整理されたらいかがじやないかなというふうに思いますので、ぜひ、お願いをします。それは後でまとめていいです。

それと、先ほど来バカラレアの話がありましたよね。私たちも——私たちというより、私個人の意見のほうが強いかもしれませんけれども、私自身は、10年間、子ども食堂に携わってきて、いろんなボランティアの方の受入れ、その中でも高校生、それから大学生、大体文京区の近場でいえば、大体皆さん聞いたことがある高校、それから大学、大体見えています。非常に難しい大学の方もいれば、普通の方もいらっしゃるんですけど、その中で、今、大学のほうがボランティアを送り込んでいるときに、個人的にじゃなくて、大学としてボランティアを受けてくださいというふうに言われているんですよ。ここから先ちょっと名前を出しますけれども、東京大学のその窓口になっている職員の方と話をしたら、ボランティアを受けてくださいという話もそうなんですねけれど、今、学生にとって何が一番必要かといったら、コミュニケーション能力が欠落していて、そのことを、少しでもいいから、地域に出ることによって何らかのものを学んできてほしいというのが狙いですと言うんですよ。

これは、校舎のパソコンで物すごいデータを処理したり、グラフを作ったり分析したりする能力は、これはもうトップです。だけど、一方、社会に出て、みんなと一緒に協議をしたり、計画をつくったり、みんなと一緒に営業なら営業をやっていく、そうなってくると本当に今の学生というのは弱いんですよねと言うんですよ。こういうことを地域に出て少しでも学んできてほしいということで、地域に出るボランティア活動を推進しているというふうにおっしゃるんですね。

これは、本当に優秀な東大だけに限らず、下というわけじゃないんですけど、ボランティアをいっぱい送ってきていただいている拓殖大学というところがあるんですけど、ここの先生

に伺えば、自信を持ってほしいというんですよね。そのために、地域に出て怒られてこいと。その代わり、もし何かあったら責任は全部大学及び先生が取りますから、行ってこいというんですね。そういうことを学んでこいと。これが今、本当に問われているんだということでもって、ボランティアの方も本当にたくさん受け入れています。

それが、私は、実は、文京区の公教育の課題でもあるんじやないかと思っているんですね。つまり、私たちが話しているのは高校生、大学生なんですけれども、やっぱり今の小学校、中学校において、子どもたちにそういう本当にコミュニケーション能力をつける教育、これが問われているというふうに思うんです。それを私はやっていただきたいというふうに思っているんです。ちょっとここまで御意見等いただけたら。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 今、お話をございましたが、区として、子どもたちに何を身につけさせていくかというところで、担当課長のほうが先ほどバカラレアについてお話をしておりましたが、学生のボランティアについては、本区でも、東大生に限らず、学習支援ボランティアですか、図書館、また部活動指導員等で多くの子たちが入ってきてています。私も、若干そのコミュニケーション力が足りない子というのも見たことございますが、今の大学生なりに一生懸命子どもたちのためにコミュニケーション力豊かに頑張ってくださる方が文京区には多いかなというふうに私のほうでは感じてございます。

今後、またそういったボランティアの方々も多く、我々のほうで雇う場面というものを、活用していく場面というものをつくっていきながら、子どもたちの教育もそうですが、そうした若者も文京区として育っていくことが大事だなというふうに私のほうでは考えてございます。

○浅川委員長 浅田委員。

○浅田委員 あわせて、ボランティアでみえている方の最近の特徴というのは、国際性ということなんですよね。一例を挙げると、中国からの留学生がボランティアで見えてます。日本に来てまだ3年ぐらいだというんだけど、非常に日本語上手ですよね。ぜひ、大学が終わったら、何らかの形で日本と中国をつなぐ仕事をしたいというようなこともおっしゃっています。例えばね、そういうこと。あるいは、今、やっぱり国際性なのかなと思うんですけども、お母さんが中国人でお父さんが日本人だと。私、大学へ行って、ぜひ私は日本と中国の橋渡しになるような何らかの仕事をしたいから、中国語を勉強したいですという方もいらっしゃいます。

そういう仕事に就きたいというすばらしい夢を持っている方はもちろんあるし、それからもう一つは、非常に難しい今、社会になっていますよね。戦争一つとっても、僕らの常識じや考えられないじゃないですか。あの中東の戦争とかロシアの戦争なんてね。何でこんなことするんだろうと思いますよね。だから、そういう非常に困難な課題に対して、決めつけるとかではなくて、まず何が起こっているのかということをきちっと学ぶような、そういう教育というのは、私は問われているんじゃないかなと思うんですよね。ですから、バカロレアの教育の内容で、私もちよと見させていただきましたけれども、国境を越えて活躍できるような感覚を学ぶとか、バランスの取れた人材形成とか、自分と異なる考え方をまず受け入れて、お互いが学び合うような、そういう教育が私は問われているというふうに思うんです。

で、バカロレアの問題で、手続の問題で、今、随分議論がありましたけれども、ちょっとそこについては、ぜひ疑念を抱かれないようにしていただきたいというのは、これお願いではありますけれども、問題は、その内容ですよね。内容については、私はぜひチャレンジしていただきたいというふうに思うんです。

その中で、まずは先生方がしっかりと学んで、それをどう教育に生かすのかということをどんどん私はアピールしていただきたいと思うんです。数字としてはなかなか見いだせない問題があろうかと思いますけれども、立ち止まっているよりは、私はやったほうがいいと思うんですね。これだけ社会が多様化して、複雑になっている中で、一方的な切捨てとか押しつけとかということじゃなくて、理解し合いながら、お互いに成長していくという教育、これは、私は本当に今、求められているというふうに思います。ですから、ぜひお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 この夏、国際バカロレア機構が文京区のために作成、そして実施してくれた教員研修を受けた教員がこの2学期、実際にそれを生かして授業を行っているところです。我々としても、それをやらせつ放しではなく、しっかり学校現場に赴いて、その研修の成果がどう発揮されているのか、しっかり見て取りたいなというふうに思っておりまます。

また、管理職からのヒアリングでは、学校現場では、授業をどうしたらいいかということについて、非常に教員は困っていると。けれども、どうしたらいいか分からぬという教員が非常に多いというふうに聞いております。そのような意味では、この国際バカロレア機構の知見を生かした授業を開拓して、そこの部分、改善できるようにしていきたいなというふ

うに思っております。

○浅川委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひお願いいいたします。冒頭、お願いというか、しました。やっぱり努力を一生懸命されている方、それから結果に対して自分が自信を持てるというのは、私は大切なことだと思うんですね。ただ、どの子にもやっぱり教育の機会均等、きちんとした、同じラインに立てるということは、私は必要だと思うんですよね。それが崩れちゃうと、それはやっぱり本来あるべき教育には私はつながらないというふうに思います。

それで、ちょっと所管が変わるかもしれませんけれども、文京区、これは私立のでもいいんですが、今度、区制80周年記念事業ってありますよね。これを私は予算をつけて、有名な演出家とかいうことではなくて、文京区で頑張っている子どもたち、音楽だけじゃない、スポーツもそうですし、様々なジャンルはあろうかと思いますけれども、こうした子どもたちがきっと何らかの形で発表できるような、そういうことを文京区として、ぜひお考えいただいて、区制80周年の事業には、ぜひ区民参画、子どもたち参画のことを考えて、準備をお願いしたいというふうに思いますが、答えられますか。

○浅川委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 80周年記念史については、総務課のほうで今、取りまとめをしている最中でございますけれども、委員の御提案のようなものが例えば所管部のほうから上がってくれれば、またそういったものについても、こちらとしても検討することになるかと思います。

○浅川委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひ、これから次の社会、次の世代を担う子どもたちが努力をしている、あるいはこれから頑張っていこうという、そのことを私はもっと評価を、文京区が、私たち大人がすべきだと思うんですよ。ですから、そういう観点から、文京区の教育だけにもちろん押しつけるわけじゃなくて、文京区全体として、80周年ということもぜひ考えていただきたいということで、終わります。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 今、委員おっしゃったとおり、私どものほうは新たな試みとして、IBとの連携によるこういった機会をつくって、それをまず教員のほうに研修をして、それを授業に生かすことによって、子どもたちに還元をしていこうという試みをしているところでございます。

80周年とかそういったような事業でというような個別なことではなくて、我々は、学習の

そういう質を高めていくとか、教育をしっかりと、公立学校として、いろんなところであるよりも、もう少し、レベルが高いというと少し語弊があるかもしれませんけど、ほかでやってないようなこともチャレンジャブルにして、それをその子どもたちに与える機会を設けることによって、そういう頑張っている子どもも、また、今ちょっと頑張っていないような子どもたちにとってもしっかりと将来的に自分の進むべき道を定めていけるような、そういう学習機会の提供については努めていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 浅田委員。

○浅田委員 私から言わせると、それって狭いんじゃないのって思えちゃうんです。そうじやなくて、文京区として私は取り組んでいただきたいということ。

それから、ちょっと私、漏れましたけれども、なかなかそういう学校教育に参加できない子、いらっしゃいます。学校に来れない子。そういう子たちにも、私は、ぜひ機会を一緒に与えるといったらちょっとあれですけれども、一緒に参画できるような授業にね、授業というか、そういう文京区としての体制を、教育委員会だけじゃなくて、一緒に私はつくっていただきたいということをお願いをして、終わります。本当に終わり。

○浅川委員長 ありがとうございました。

続きまして、名取委員。

○名取委員 私は、257ページになります。学校防災宿泊体験学習事業といじめ問題対策という2点について、ちょっとお伺いしたいです。

学校防災宿泊につきましては、毎年、小学校4年生と中学校2年生が学校に泊まって、様々な防災の体験をするという事業で、間4年あって、小学校4年生でやって、次が中学校2年生、4年ですからね、ちょうど変わり目のときにもう一回、防災についての知識なりを深めていただけるということで、大変ありがたい事業だなとは思っています。

まず初めに、聞きたいのが、これ学校ごとで、最初に小学校のほうを聞きますけれども、学校ごとで1泊2日のプログラムというのは、基本的には決めているのか、教育委員会のほうで、こういうプログラムでやってくださいというような投げかけになっているのかというのをまず最初にちょっとお聞きしたいんですが。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 ただいまのプログラムの件ですが、この学校防災宿泊体験につきましては、我々のほうで要綱等を設けて作ってございます。始めた当初は、我々のほうで、こうしたプログラムのほうがというところでモデルを出していますが、現在では、多くの学校が御

自身の学校ごとで、その子どもの実態に応じた内容を行っているのが現状でございます。

○浅川委員長　名取委員。

○名取委員　ということは、学校ごとで、地域に合わせたとか、子どもの特性に合わせた防災宿泊をやっているよというイメージで動いていると。これ中学校もそうですか。

○浅川委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　プログラムの内容は、やはり4年生と中学校2年生の実態が違いますので、中身は違いますが、中学校も同様でございます。

○浅川委員長　名取委員。

○名取委員　ありがとうございます。そうなってくると、基本的な考え方みたいなところは一応教育委員会で投げて、あとは、地域の特性に合わせてやってくださいということで動いているんだなというのは分かりました。

以前、小学校で、私が町会の役員として関わった防災訓練があったんですけども、そのときにわざと各班ごとに、10人の班が10個あるときには、その10個の班に7つずつパンを配って、どうやってこれ配るというようなのをやらせて、それぞれ4年生の子どもたちに考えさせて、そうするといろんな考え方が出てきて、体の大きい何とか君は先に1個食べていいよとか、単純に7個を10人で分けましょうとか、あと、先生の分、ここからどうするんだとか、いろんな話が出てきて、物すごいそれは、私、横で見ていて勉強になったんですよ。

そういう経験って、なかなかしないじゃないですか。数の少ないものを均等に分けるなり、みんなお腹すいてときにどうやって分けるんだみたいな訓練というのはなかなかないので、これは一つの例ですけど、そういった形で、ふだん経験できないような、防災宿泊だからこそ経験できるようなことをぜひ小学生には経験をしていただきたいなと思うのと、学校に泊まるということがイベントになってくるんですよ。特に、小学校も中学校もそうですけれども、実際、男女の関係とか、開催する時期には非常に暑い時期とか寒い時期とかあるので、そういう意味では、泊まること自体が、子どもたちのほうで楽しいイベントになっている部分も多少あると思っているんですね。

そういったときに、実際の災害が起きたときにはそうじゃないよというようなことも併せて、例えば一晩中というのはしんどいかもしれないけれども、例えば暗くなつてから9時までは寒い体育館で寝てみるとか、暖かくなつているかもしれないけれども、逆に暑いさなかでしたら、その暑い体育館で3時間過ごしてみるとか、本当に電気が来なかつたら真っ暗な中でどうやってみんなコミュニケーションを取るんだとか、そういう実体験も含めた企

画をどんどんやってほしいなと思いますし、そういった中で、子どもたちの意識が少しづつ変わつていけばいいのかなと思うんですけれども、そのあたりはいかがでございますか。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 本区が行っている防災宿泊訓練については、他の自治体ではなかなかないものです。こうした中で、当初は東京都のほうからも視察に見えていただけるような、興味深い内容でして、学校のほうでも、年数を重ねて、今、委員がおっしゃってくださったような、例えばパンの活用ですとか、これについては、本当に友人同士で話し合って、考えを深めていく活動にもつながっていきますし、また、ある学校では、小学校の体育館に寝る場合に仕切りがないので、段ボールを立てて、そこにちょっと寒さがあるので、新聞紙で少し布団みたいなものを作つてみるような、そんな活動を子どもたちの発想からやってみるなど、様々な、学校ごとによって、子どもたちの発想や教員の経験から、今、すばらしい体験ができているというふうに教育委員会としても認識してございます。

○浅川委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。そういった気づきの中で、文京区の子どもたちの防災意識が高まってくれるのは大変ありがたいと思っております。

次に、中学校なんですけれども、これは入りのときにもちょっと話したんですけども、中学生というのが、実際災害が起きたときに地元にいる大変力強い子どもというか、若い戦力といったら語弊がありますけれども、昼間、災害が起きたときには、高校生、大学生というのはそれぞれの学校へ行っていますし、地元にいるといったらやっぱり中学生なのかなと思うので、この子たちが最低限必要な防災知識を身につけて地域に帰ったときに、もちろん自分の身の安全というのは一番に考えるというのはありますけれども、地域の力になってくれるようなプログラムをぜひ中に入れてほしいなと思いますし、そういった意味では、中学校によっては、地域の様々なイベントに、ボランティアとして子どもたちが出ていて活動している場面があります。そういったことで、地域のみんなと中学生が顔見知りになるイベントも通じて、地域でそれぞれの中学生が活動できるような場を広めながら、この防災宿泊につなげていっていただければ、私とすれば、大変うれしいなと思うんですが、そのあたり、いかがでしょうかね。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 今、お話をあつたように、我々も地域につなぎながらというところは大きく考えてございます。小学生においては、まず自助というところで、自分の身を守る、そ

して中学生については、自助から、そして他者にもというところで、例えば幼い子、それから高齢の方、障害がある人等を守ることですとか、それから地域の防災・減災のためにボランティアとして非難所運営に協力するなど、そういった能力も身につけられるようなカリキュラム、中身について、学校のほうで指導してございますので、そうした中で、また、地域防災にも関わるような、そんな中身で地域の方々と連携して、この行事のほうを進めていきたいなというふうに考えてございます。

○浅川委員長　名取委員。

○名取委員　ありがとうございます。ぜひ、進めていっていただきたいと思います。

次に、いじめのほうなんですが、いじめ問題対策ということで、令和5年度、区内の小学校で149件、中学校で69件というのがいじめとして認知されたというのがあるんですが、6年度はどのくらいの件数がまず最初あったか、いじめの認知件数。

○浅川委員長　山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長　6年度については、まだ問題行動調査の結果が東京都のほうから来てないもので、現在ではちょっと分かりません。申し訳ありません。

○浅川委員長　名取委員。

○名取委員　ありがとうございます。これから数字は出てくるということなので、その5年度で、小学校で150件近く、中学校で70件ということで、文京区が、2013年に施行された、いじめ防止対策推進法というのに基づいて、様々な取組を行っていただいていることは、十分承知していますし、それによって早期発見や早期対応に取り組んでいただいているということは、承知はしております。

そういう中でも、170件と69件という数字が出てくるということは、すごく、いじめの定義、私がここで言う話かどうかはちょっとあれなんですが、いじめの定義は、自分がいじめられたと思ったらいじめになっていって、そこら辺のお互い友人同士のふざけ合いなのか、いじめなのかというところの線引きというのが、言葉は違うかもしれない、すごく厳しくなってきてているのかな、その言われた本人の感じ方みたいな感じで。

そういうところの線引きというのは、一定ガイドラインとかで示していただいているのは分かるんですが、各学校でどういうふうに運用していく、これ幼児の虐待の通報に似ているかもしれないんですけども、子どもが泣いたら必ず連絡してくれみたいな話が出てきたときに、通報件数は多くなったけれども、実際はそれほど重篤なケースじゃないよというケースも大変増えていると思うんですが、このいじめについて、区の見解として、この件数

に対して重篤なケースというかな、になる、ならない、生徒同士、子ども同士の話合いで収まったとか、そういうケース・バイ・ケースで把握している状況の中で、全体の傾向というのは、どういう傾向があるかというのをちょっと教えていただきたいんですが。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 お話ございましたように、やはりここ数年、いじめの認知件数については増加しているのが現状でございます。この増加に関しては、もちろん子どもたちの捉え、いじめについての指導、それから学習というのも各学校でしっかりとやっていますので、どういったものがいじめかというものの把握というのも、最近の子どもたちはしっかりしています。その中で、やはり被害者側がいじめというふうに訴えた場合には、それをいじめというふうに1回としてカウントするような形になっておりますので、そういったところで、子どもたちのいじめに対する感覚も変わってきておりますし、教員のいじめに関する、今まで例えば少し悪口の言い合いぐらいだったものが、それも相手側がいじめだというふうに認識した場合には、必ず学校のほうでも1というふうにカウントするようになりましたので、こうした認識が深まってきたので、これだけの認知件数が上がってきているというふうに教育委員会としては捉えてございます。

○浅川委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。教職員だけじゃなくて、保護者や地域に対しても、どういった行為がいじめに該当するかという、いじめの定義というのは、ある程度共有していくて、また学校の対応方針などについても、共通認識を持つのがすごく大切じゃないかなと思うんですよ。

で、保護者、学校、地域が微妙に認識がずれていた場合には、なかなか問題がうまくかみ合わなかつたりするのかなと思いますし、その共通認識の上で、安心して相談できるような体制というのが、区としてはつくっていかなくちゃいけないのかなというふうに思っていますし、そのあたりで、実際、私が体験というか、関わったいじめ問題というのが最近あったんですけども、これはどうしても子どもの感覚と親の感覚のずれがあって、親が過剰反応してちょっと先走った動き方をして、子どもに学校での負荷とは違う負荷をかけて、お子さんが大分病んじたというケースがあって、そのケースは、結局、元の学校に戻ることで、元の学校がみんな優しく受け入れてくれて、今は落ち着いているというお話を聞きました。

このように、認識のずれとか、親と学校とかというののすり合わせというのは、これからもすごく大変になってくると思うんですが、そういったところの、今あるいろんな相談とか

じやなくて、もっと日常的に学校と保護者が相談できるような、相談室というふうに大上段に構えるんじやなくて、ふらつといつでも話に行ける、少ない……。

（「3時になりました」と言う人あり）

○名取委員 3時になりました。はい。いや、答えをもらったら終わるからいいです。

で、何だっけ、ほら忘れちゃったじやないですか、言うこと。

（「休憩して……」と言う人あり）

○名取委員 いやいや、休憩じやなくてもいい、どっちでもいいです、委員長。はい。

○浅川委員長 それでは、3時になりましたので、休憩に入らせていただきます。3時30分から次始まりますので、よろしくお願ひいたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時30分 再開

○浅川委員長 それでは、皆さんおそろいになりましたので、休憩に続いて、再開させていただきます。

それでは、まず、名取委員。

○名取委員 ありがとうございました。

重大案件になる前に、いじめの芽というのは摘んでいかなくちゃいけないということで、区もしっかりやっているのは十分承知はしておりますけれども、そういった中で、スクールカウンセラーですとか、様々な窓口をつくっていただいているのは、大変ありがたいなと思いますし、私が言いたかったのは、そのスクールカウンセラーなり何とか相談室に行く前の段階で、もう少し気持ちが追い詰められる前の段階で相談に行けるような窓口というかな、友達みたいな関係というのかな、友達って変な言い方だけれども、何か困ったときすぐにすぐ、ちょっとこんなことがあるんだけれどもと言えるような、制度というか、そういう人もつくってほしいなとは思うんですね。そういう窓口というかな、気軽に相談できるところというのをね。ぜひ、それは前向きに検討してほしいなと思うんですが、それに対して区のお考えを聞いて、終わりにいたします。

○浅川委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 先ほど御質問いただいた件も併せてお答えさせていただければというふうに思います。

本区のほうでは、国のいじめ防止対策基本方針にのっとりまして、文京区でいじめ防止対策基本方針のほうをマニュアル化して、各学校のほうに通知してございます。それに基づい

て、各学校が学校のほうで学校いじめ防止基本方針をつくってございます。こちらのほうを、学校における共通の理解、それから未然防止、早期発見の取組にというところで、年間の取組計画も作成した上で、教育課程のほうにも反映してございます。

また、こちらの改善、あるいは保護者、地域への周知というところで、現在ではホームページのほうでも公開してございますので、そういった意味では、いじめに対する区の取組、あるいは学校の取組というものを保護者、地域あるいは子どもたちのほうに大きく周知できるようなシステムで現在、いじめの対応を行ってございます。

また、委員のほうから保護者が気軽に、重大事態に陥る前に御相談できる場というところで、現在は、一義的に担任のほうが対応して、その後、学年あるいはスクールカウンセラーが入ったり、そういった対応を行ってございますが、学校のほうでは、いつでも窓口を開いて、保護者の方が御相談できるような、そういった体制ではございますので、より一層教育委員会のほうからも各学校に呼びかけをしながら、保護者が安心安全に学校に御相談できるようなシステムをつくりていきたいなというふうに思っております。

現在、教育センターのほうでもいじめ相談室があつたりですとか、気軽に電話等でも相談できるシステム等がございますので、そういったところもまた我々のほうで周知させていただければなというふうに考えてございます。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

続きまして、小林委員。

○小林委員 私のほうから、3つ、先に質問をさせていただきます。

まず、255ページ、部活動の地域移行についてなんですが、私も明るい話題から提供したいんですが、今年の夏、文京十中の男子卓球部が全国大会に出場しました。全国大会ともなれば、私立の強豪揃いの中、初心者もいる公立中学校の活躍はとても話題になったそうです。十中には、地元のクラブチームで卓球連盟もやっているT & Tのコーチが外部指導員として入っており、週末などの試合や大会の引率もやってくださっております。既に、区の部活動には、部活動指導員、指導補助員を配置できる制度があり、現在、指導員は87名、補助員62名入っていると伺っていますが、全部活動に対して配置率はどのくらいで、今後、増やす予定があるのかどうかをお伺いします。

続きまして2番目が、258ページの教育振興費のところで、就学援助の卒業アルバム補助が7,500円となっていますけれども、我が子の例なんですが、小学校の卒業アルバムは約2万円、何かこれは生徒数が少ないともっと高額になると聞いております。就学援助の補助が

7,500円では足りないということと、先ほど来教材費、修学旅行費等の無償化の話がありましたが、当然それらも実現してほしいですけれども、卒業アルバムの無償化も検討に加えていただきたいということが2点目。

それとあと3点目が、263ページ、学校施設整備費のところで、音羽中などで行われている学校プールの地域開放は、今後もぜひ進めていただきたいのですが、それも含めて、茗台中のプールについての要望があります。茗台中は、地域開放ができるような動線が既に出来上がっている施設です。今後、プールの改修が行われますが、その際、温水プールにして、地域開放できるようにしてはどうかと思います。そうすれば、例えば小日向台町小の改築中のプール学習の際、そういうことがあった際にも、また、今後プールのない学校がたとえできても、時期をずらして活用することができると思います。いかがでしょうか。

以上3つ、お願いします。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 御質問いただきました部活動指導員、部活動指導補助員の配置率については、今、お手元ですぐお答えできませんので、御用意でき次第すぐ御答弁申し上げます。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 卒業アルバムの就学援助での支援している件でございます。費目に入っているとおりでございまして、で、就学援助費につきましては、生活扶助、補助の考え方には合わせて、額の方も調整しているところではあります。全体に向けて、何を学用品費で賄うのかというのを検討していくところかなと思っておりますけれども、やはり限られた予算の中で、全て賄えるかどうかというのは、そこは検討が必要なのかなとは思っております。

あと、茗台中学校のプールの地域開放についてなんですかとも、まず地域開放、そもそもプールをどのように使っていくかということについては、ちょうど今、千駄木と文林中学校の一体的改築の中でも、小中一緒にプールが使えるのかというのを含めて、今、地域懇談会というので、地域の方の御意見を聞きながら検討を進めているところではあります。そういったところから、プールの在り方については、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 御答弁いただいてないですけれども、先ほどの部活の地域移行についてなんですかとも、スポーツのことできちんと今回言いますけれども、卓球でいえば、各学校の平日

の部活動に関して、十中のように固定の外部指導員が入ることが、そういうふうな進め方が一番いいと思っていますけれども、各学校にコーチがみんな行くとなれば、コーチの人員確保が課題となります。

また、週末に合同部活動でコーチによる指導を行うことも、卓球の場合可能かと思いますけれども、それは地域のスポーツ振興で活躍してこられた地域に根ざしたクラブチームが、例えばT&Tとかある、そういう強みでもあると思いますので、そういうことも踏まえても、地域移行というのは、卓球の分野ではいいかなというふうに、できるんじゃないかなというふうに私は思いました。

しかし、学校が全く関わらないで、クラブチームに丸投げというのは、責任の所在や保護者対応のことも考えれば、非現実的で、部活動の衰退にもつながっていくと思うので、ベースとして、学校部活動の存在が必要というのは、関係者の御意見として伺っております。

また、今、モデル事業として、ジャイアンツアカデミーが野球部に入ったり、東京ユナイテッドソレイユFCがサッカー部の指導に入ったりしていると思いますけれども、部活動の種類や請け負うスポーツ団体ごとに多様な地域移行の在り方があると思います。なので、部活動の地域移行については、指導を担うスポーツ団体等の意見や、保護者、子どもの意見をよく聞いていただくこと。

また、専門コーチの人員確保を行うスポーツ団体への予算も必要で、現在の部活動指導員への報酬を上げる必要もあるかと思います。

また、これまでどおりとはいからくとも、部活動に関わる教員は必要ですし、教員自らが熱心に御指導してくださって、今、実績を上げている様々な部活動もありますから、現在、平日は無休のところに部活動指導の手当をつけること、週末に関わる場合にも、3時間しか出でていない報酬を、関わった時間どおりに出すようにすることが必要だと思います。そこは、都や国にも今後申入れをしていっていただきたいなというふうにお願いいたします。

また、プールのほうは、今、プールの在り方が検討されるということで、これは前向きに考えていただきたいなと思います。

あと、卒業アルバムの件は、まずは就学援助の卒業アルバム補助の援助費用が足りないで、給食は無償化されているので、見直されていますし、見直されているというか、もうかかっていませんし、修学旅行費のほうも援助が入って、そういうのは動いていて、一番最初、総括の最初に伺った、就学援助の基準額が、この物価高騰に合わせて真っ先に上がったというの私は評価したんですけども、それは給食費の値上がりに対しての値上げがあったか

ら変わっているんだよということを教えていただきましたが、卒アルもすごく今、3万円近いお金がかかったりしている例もありますので、ぜひ、前向きに検討いただきたいというふうに思います。

あと、最後に、250ページのところは、総括の答弁を受けて、要望だけ申し上げたいんですけれども、長期欠席の不登校について、教育センター以外の選択肢は増えたとはいえ、その児童・生徒に合う、合わないもあり、まだ限られていますので、学びの保障については、今後も拡充するようお願いしたいと思います。

また、中学を卒業した途端につながりが途絶え、公的支援の切れ目にならないよう、きちんと後追いして、現状を把握していただき、支援を継続させていただきたいというふうに、こちらのほうは要望いたします。

また、御答弁の中で、今年度離職した教員がいなかったというのがありましたけれども、それはとてもよかったです。しかし、欠員補充については、相変わらず非正規ばかりで、非正規のうちでも時間講師であることが多い現状があると思いますので、正規の教員補充ができるように、都にも働きかけていただきたいというふうに要望いたします。

○浅川委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 先ほどいただきました部活動指導員、部活動指導補助員の配置率におきましては、令和7年度はまだ調査しておりませんので、令和6年度の配置になります。部活動指導員が72%、部活動指導補助員が54%となります。（後程、訂正発言あり。）

○浅川委員長 木内教育センター所長。

○木内教育センター所長 学校に通えていないお子さんについての学びの保障については、御要望ということではありますけれども、お子さんの状態に沿って、学校を含め、教育センターも一体となって、それぞれに合った形で、学びたいと思える状況にしていくとか、学びたいと思ったときに学べる環境を用意するという取組は、引き続き充実させてまいりたいと思います。

また、中学校卒業と同時に、関係が切れてしまうということがないように、各学校、進路が決まっていないお子さんに対しても、ちゃんとその後見届けるつながりは持っておりますので、教育センターも含めて、丁寧につなぎはやっていきたいと思っております。

○浅川委員長 ただいま、区民が主役の持ち時間を超過いたしました。

（「数字がちょっと違うんじゃないかな」と言う人あり）

○浅川委員長 数字が違う……。

（「全部学童に対してなので、学校に対しての……」と言う人あり）

○浅川委員長 では、後ほど伺ってもらっていいですか。すみません。

で、次に進みますね。申し訳ございません。会派の時間が過ぎておりますので。

最後に、板倉副委員長。

○板倉副委員長 私は、小・中学校教材費のことでお聞きをします。

総括質問もさせていただきましたけれども、今、卒業アルバムの話が出ましたけれども、私が区議会に出させていただいていたときは、卒業アルバムは全て無償、区が全部負担をしていたということですから、ぜひともそこに戻していただきて、区がきちんと負担をしていただくように、これも併せて要望しておきたいと思います。

教材費については答弁いただいて、この答弁では、就学援助でその支援が必要な世帯に対して、一定の経済的な負担の軽減が図られているというふうに書いてありました。ですから、就学援助の方々については、そうであったとしても、一定ですから、必要なものが全部負担というか、保護者の負担がなしでできているというふうには、この文章では受け止められないというふうに思います。

やっぱり就学援助については、様々、私たちはこの間、要求してきましたけれども、1学期の初めのときに、子どもたち全部に就学援助の希望の用紙を渡して、返してもらうという、そういう手続にしていますし、この9月10日号の区報でも、小・中学校に係る学用品等の援助ということで、区報に小さくこういうふうに出てるので、どこまでこれを皆さん気がつかれたか分からんですが、こういう形で、私たちもお知らせしてくださいよということで、年1回だけではなくてということで、要求しておりました。

この間、私も見たんですけども、千葉工業大学の福嶋尚子先生という方が、石川県の公立小・中学校教育事務研究会セミナー、ここでお話ししているのを少し見させていただいたんですけども、この先生がおっしゃるのは、当たり前の学校生活は、実はこの私費、親御さんたちの負担で支えられている、そのようにおっしゃっていて、公教育の無償性と就学援助制度の限界ということをおっしゃっているんですね。

で、読みましたけれども、公教育の無償性の原則とは何かということでいうと、日本国憲法26条2項の後段にあります、義務教育はこれを無償とする、そこにあるわけです。ですから、ここで言っているのは、家庭の状況に左右されることなく、全ての子どもが義務教育を受けるための経済的保障というふうにもおっしゃっているんですが、先ほどは、就学援助の話をしましたけれども、この先生は、就学援助制度には限界があるというふうにおっしゃつ

ているんですね。そこではやっぱり申請主義ということが一番大きいことだというふうに、申請主義ということと、5点おっしゃっているんですが、私は、2つ、文京区にすごく当てはまって重要だと思うんですが、もう一点は、就学援助の限界、制度利用へのためらい、後ろめたさ、こういうものがあるというふうにおっしゃっているんですけども、この就学援助については、今年は保護基準の何倍というふうにしているのか、去年からどのように変化があったのか、お聞きをしたいと思います。

○浅川委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 倍率の話がありましたけれども、本区につきましては、就学援助の認定時に採用している生活保護基準の倍率なんすけれども、第73次の基準値としまして、1.67倍とさせていただいております。

また、昨年度からの変化の部分でいいますと、入学支度金の額等につきましては、保護のほうの基準で、小学校が6万4,300円、中学校は8万1,000円だったものが、小学校は9万1,600円、中学校は10万1,000円という形で引き上げているところでございます。

○浅川委員長 板倉副委員長。

○板倉副委員長 就学援助、入学準備金については、制服とかはここに入らないですよね。やっぱり制服代というのがすごくかかるということで、品川区が来年の10月ですね、制服代も無償にするというふうに発表いたしました、これはやっぱり品川区、教材費の無償化に続いてやるという点では、かなり英断というふうに思っております。

ですので、文京区についても、就学援助には、この制服代というものが入らないわけですから、そういったものもきっと、これは文京区でやることと、あわせて、品川の区長さんがおっしゃるのは、先ほど福嶋先生がおっしゃっていたように、義務教育は無償とするという憲法の趣旨も踏まえて、品川区は、給食の無償化や学用品の無償化を実現してきたというふうにおっしゃっています。なので、先ほどもこの先生がおっしゃっていたように、子どもが義務教育を受けるために、やっぱり全員が受けられるということが大事ですから、品川の区長さんがおっしゃっているのは、義務教育に係る主な費用は全て区が負担をする、このようにおっしゃっているんですね。

ですから、やっぱり教育に係る部分というのは、就学援助だけでは十分ではないということは、この間、明らかだというふうに思いますので、文京区としても、ぜひともこの教育費無償化に踏み出させていただきたい。今年の予算委員会の私たち予算修正でも、3億6,000万円あれば文京区でこうした費用の無償化ができるという提案もさせていただきましたので、

文京区もやっぱり教育の文京区と言われているわけですから、ぜひとも、文京区でも教育に係る費用の無償化を実現していただきたいということを強く要望して、終わります。答弁、要りません。

○浅川委員長 それでは、藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 先ほどの小林委員に対する答弁、一部修正をさせてください。

部活動指導員と部活動指導補助員の配置率でございます。部活動指導員は53%でございます。
そして、部活動指導補助員は30%となります。大変失礼いたしました。

○浅川委員長 それでは、以上で、10款教育費の質疑を終了させていただきます。

理事者の移動がございます。

続きまして、11款の諸支出金及び12款予備費の質疑に入ります。

主要施策の成果の268ページから271ページまでの部分です。

それでは、質疑のある方は举手をお願いいたします。

それでは、石沢委員。

○石沢委員 287ページ、一般会計繰入金、(6)のその他繰入金のところです。

先日——あ、違う。

○浅川委員長 諸支出金、268から271……。

(「なし」と言う人あり)

○浅川委員長 なしですか。では、よろしいですか。はい。

それでは、以上で、11款及び12款、終了させていただきます。

報告第1号の令和6年度文京区一般会計歳入歳出決算の質疑を終了させていただきます。

理事者の御移動がございます。

○浅川委員長 次に、報告第2号、令和6年度文京区国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

本会計につきましては、歳入歳出一括で質疑することといたします。

主要施策の成果の280ページから301ページまでの部分です。

それでは、御質疑のある方は、举手をお願いいたします。

それでは、石沢委員。

○石沢委員 大変失礼しました。

287ページの一般会計繰入金の(6)その他繰入金のところです。

先日、我が党の千田区議の9月の代表質問で、国保は社会保障との認識があるかと区長に質問したのに対して、区長は答弁で、国民健康保険は、国民皆保険制度の最後のとりでであり、国の社会保障体系の中核の一つと、このように答弁されました。社会保障ということで、言明があったというふうに思うんですけども、この社会保障については、生活保障ということで、かつて国は生活保障の責任は国家にあると、こういうふうに言っていました。

こういう認識に立てば、今、区は、一般会計からの繰入金、法定外繰入れについては、来年度に向けて100%解消していくと。割戻しの分は、まだ続けておりますけれども、保険料減免の法定外繰入れ、やっぱりこれはこういう立場に立てば、ぜひ引き続き続けていただきたいということで、これは要望ということで求めたいというふうに思います。

○浅川委員長 後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 法定外繰入れについてなんですけれども、国から通知も出ておりまして、国民健康保険は、原則として必要な支出を保険料や公費で賄うことによって、国民健康保険の特別会計において収支が均衡していることが必要であるというふうな見解が示されておりまして、一般会計から補てんする法定外繰入れは、原則として削減、解消すべき赤字に該当するというふうに捉えております。

また、国保以外のお勤め先の健康保険などに加入されている区民の方との負担の公平性の観点からいっても、望ましいものとは言えないため、法定外繰入につきましては、計画的、段階的に解消を見据えて対応していくべきものであるというふうに考えております。

○浅川委員長 石沢委員。

○石沢委員 かつて、社会保障、つまり生活保障の責任は国家にあると、こういうふうに言っているわけですから、国の責任ということは明確に言われているわけです。ですから、この立場に立って、法定外繰入れも続けていただきたいということで、求めたいと思います。

以上です。

○浅川委員長 続きまして、白石委員。

○白石委員 国保の安定的な運営のために、逆に私のほうは、今まで御努力いただいていることに感謝申し上げたいと思います。いわゆる、国保の財政の健全化計画からはじめとして、国保の運営協議会を通じて、様々御議論いただいて、その中で、後発品の活用とか、様々なことの御協力をいただきながら運営をされているというふうに認識しています。

その中で、区市町村の財政健全化計画を立てられて、平成30年から立ち上がっていると思うんですけど、この中に、赤字解消のための基本方針というのは掲げられて、行ってきてい

ただいていると思います。その中に、ジェネリックもあれば、柔道整復師の被保険者照会業務に対する業務委託とか、様々なことを書かれてやつていただいている。

で、私、ここでちょっとチェックしたいのは、いわゆる国保が不法、不当に利用されない、利用しないために、不当利得、利用する側にしてみれば。逆に、この間、議会にも報告があったように、特別区であった、不法なのか不当なのか分からぬけれども、請求。この件について、しっかりとそこはやっていただきたいなと思っております。

で、今回、報告があつたことと同時に、3会計全部そうなんでしょうけれども、やはり不當に、不法に利用さぢや困るわけで、後期高齢者のところでは、渋谷区で大きな額が不当なのかな、請求されて、医師ががんの治療薬を投与したことによって、でもしてなかつたんだよか、そういう報告が上がつてくるわけですよ。

そうすると、不当利得の場合には、ちょっと間違えちゃつたで済むけれども、不法の場合には、億という金ががんがんと動くので、そのチェックをしっかりとやつていただきたいなと思っているんですが、文京区の現状、そういうことがないのか。特に、私が議員をやつている限り、マッサージの件について、区が動いたということもあるので、もしそういうことがあれば早急に改善していただきたいなと思っていますが、その現状についてお聞きしたいと思います。

○浅川委員長 後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 明らかに事実と異なるような内容をわざと請求するような悪質な不正請求というものは、文京区国保では現在、把握している事例はないんですけども、おっしゃるように、本来請求できないはずの加算を間違つて請求してしまつたというような不当利得といわれる請求というのは、どうしても起きてしまうことがあります。

また、ほかの保険者では、おっしゃるように、東京都広域連合ですけれども、不正請求の被害に遭つて、民事とか刑事の手続を進めているというような事例もあるというふうに聞いているところでございます。

東京都広域の場合は、被保険者に医療費通知という書類をお送りしまして、これは文京区の国保でも送つているんですけども、確定申告の医療費控除などにお使いいただけるよう、かかられた医療機関の名前ですか日時ですね、そういうものを記載した通知を皆様にお送りしているんですけども、それを御覧になつた被保険者の方から、身に覚えのない内容が記載されているということでお問合せが入つたことで、不正とか不当の利得が判明するという事例がございます。

文京区では、こういった医療費通知の発送ですとか、あとはA Iを活用したレセプト点検、そういうことも進めております。また、審査支払機関であります国保連合会において、ダブルチェックもしていただいているような状況でございます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 日本が誇る医療制度の一つであるので、持続可能なふうにしていただくには、まずそこが一番大きなチェックポイントだと思っていますので、今、お聞きしたところ、文京区では起きていませんよと。不当利得のほうは、多少起きてしまうと。この辺は、啓発をしていただければ、きっと分かっていただけるというような案件だと思うので、ぜひとも、今後ともしっかりと運営をしていただきたいというふうに思います。

○浅川委員長 白石委員は、御自身の持ち時間を超過いたしました。あとは、会派の中で調整をお願いいたします。

以上で、報告第2号、令和6年度文京区国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終了させていただきます。

理事者の御移動がございます。

○浅川委員長 次に、報告第3号、令和6年度文京区介護保険特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

本会計につきましては、歳入歳出一括で質疑することといたします。

主要施策の成果の310ページから329ページ迄の部分です。

それでは、御質問のある方は、挙手をお願いいたします。

沢田委員。

○沢田委員 私からは、326ページ、4款1項1目の介護給付費準備基金積立金について、1個だけです。

準備基金が順調に積み立てられてきているということで、これを機にというか、10期で取り崩して保険料抑制をしてはどうかという話ですが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 令和6年度末の介護給付費準備基金につきましては、令和6年度は1億742万996円を計上しておりますが、年度末残高が21億7,412万9,276円というところになってございまして、第9期の計画で見込んでおります保険料と、あと介護給付費に係るというところの見込みの中で、計画しているところの範囲内で今、推移しているというところで認

識してございます。

また、10期に保険料にどういうふうに反映していくかというのは、これから来年度、10期の計画を立てていく中で、そのときの給付の見込みですとか、そういうところを勘案した上で、次の保険料に反映していくというところの基金の状況を見て、反映していくということになります。

○浅川委員長 沢田委員。

○沢田委員 この状況が繰り返すことですので、お話しをいただきとおり、ぜひ御検討いただければと思います。

以上です。

○浅川委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。

私からは、327ページの2の(2)の行方不明認知症高齢者等ゼロ推進事業について、質問させていただきたいと思います。

「ただいま！支援登録」の登録者などの行方が分からなくなつたときに、迅速な発見・保護につなげるために、一斉メールを受信していただく地域の協力サポートについてですけれども、現時点における登録者数を教えてください。

また、「ただいま！支援SOSメール」が、訓練ではない場面で活用された例があるのかという点も併せて教えてください。

○浅川委員長 鈴木地域包括ケア推進担当課長。

○鈴木地域包括ケア推進担当課長 今、御質問いただきました、ただいま応援メールなんですが、サポーターにつきましては、現在1,000名弱の方が登録いただいております。また、この支援メールについては、町会ですとか商店会の方にもお伝えをしておりまして、商店会の方から、もう少し商店会としては見守りができるんじゃないかなというところでお声をいただきしております、こちらをさらに進めていくとともに、実際に見守る側についても、さらに周知を進めたいというふうに考えております。

○浅川委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、1,000名弱のサポーターがいらっしゃるということで、しかも支援メールについては、商店会の方の見守りもやっていけるのかという検討中ということなんですねけれども、商店会の方がどのように支援メールで関わっていくのかという点は、もっと具体的に教えていただきたいという点と、あと、先ほどちょっと質問した、実

際に活用された例があるのかといったところを教えてください。

○浅川委員長 鈴木地域包括ケア推進担当課長。

○鈴木地域包括ケア推進担当課長 すみません、先ほどの活用された例があったかというところなんですけれども、令和6年度については、メール配信は1件ございました。その前の年については3件ございましたので、多くはないんですが、役立っているかなというところでございます。

また、商店会についてなんですけれども、商店会のほうから、こちらの「ただいま！支援SOSメール」については、商店会の各町の中で広めていただくとともに、実際にこういった方がいるよというところを商店会を通じて、支援する側ではなくて、支援される側についても、こういう方がいるというふうな連携を取っていけるのではないかというふうに提案をいただいているところでございます。

○浅川委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、活用例なんですけれども、令和6年度1件で、その前の年、令和5年度ですかね、は3件あったということで、こういった認知症の方というのは、ふらふらとどこかに、知らないうちに患者の方が家の中を出ていってしまったりとかして見つからなくなってしまうという、やっぱり懸念があるので、それが実際に活用されて、この支援メールが発令されたといいますか、そういった事案が1件とか数件、あまり数が多くればいいというものでも本当にはないので、こういった体制が整備されているということは非常に重要なと思っております。

区報の10月10日号にも、それなりの大きなスペースで、受信の御協力をという広報もしていただいているところなんですけれども、引き続き、サポーターの登録というものを広く呼びかけていただければと思いますし、商店街の方々、まちの中で広げていくというのは本当に重要で、一般の家庭の方も重要なわけですけれども、商店街の方は常にお店を構えていて、そこで商いをしているということは、平日の昼間にもそこに従業員だったり、マスターだったりとか、分からないですけれども、どなたが存在しているというところが非常に多いので、そういう方々が、ふとしたときにそのメールを見て、ちょっと外を見てみるとか、通ったときとかに気づくということにもつながってくると思いますので、ぜひ、商店街との積極的な連携をさらに検討を進めていただければと思っております。

あと、以前、本会議の一般質問でも質問させていただきましたけれども、認知症に対する正しい理解の推進を図ることによりまして、認知症患者に対する偏見もなくなりまして、認

知症を疑われている方が早期に医療機関を受診することにもつながるということで、早期受診が本当に認知症の患者について重要であると言えますので、その啓発活動というものは引き続きしっかりと行っていただきたいと思っております。

認知症サポーターについては、今後、活躍できる場を増やしていくかと以前おっしゃっていたんですけども、現在の活躍状況というものを教えてください。

○浅川委員長 鈴木地域包括ケア推進担当課長。

○鈴木地域包括ケア推進担当課長 認知症サポーターについてなんですかと、認知症サポーターについては、現在、人数としては2万人弱、1万9,148人が登録しているところでございます。そして、その中で、さらにステップアップしたいですかと、地域でのボランティア活動を行いたいというところで、ステップアップ講座というところを実施しておりますけれども、こちらについては、令和6年度、28名の参加がございました。サポーターになりたいという方は多い一方で、その後、どのように活用していくかというところは、こちらも課題と感じておりますので、ステップアップ講座ですかLINE等を通じて、さらに活躍できる方を増やしていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、サポーター2万人弱ということをおっしゃっていて、認知症サポーターの方の活躍の場をもっと増やしてほしいというのは、議会でも以前から言われているところかなと思いますけれども、ステップアップ講座とか、あと令和6年は28名が参加されたということで、着実にそういった方が増えているというのはすばらしいことです。

あと、サポーターの方も、この認知症サポーターになる意義というのは、認知症のことをより深く知る人間が増えるという、その啓発活動もあると思うんですね。なので、積極的に行っていただきたいですし、これが例えれば、私がよく質問している成年後見とかにも本当に関連していて、成年後見の意義とか、そういった法定後見、任意後見の種類とかを啓発することによって、そういった方々が自分がいざというときとか、家族がそういう状況になったときに、こういう制度があって、どうやったら利用できるのかということが分かることが重要だということを私も常日頃から言っているんですけども、それと一緒に、認知症についての正しい知識の啓発とサポーターさんを増やすこと、そして、成年後見制度の、例えば遺言書の、終活とかにもつながってくるんですけども、そういったものの正しい理解とか、そういったサポートを続けていただければと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひ

いたします。

○浅川委員長 それでは、山本委員。

○山本委員 325ページのシニアフィットネス事業のところで、まず数字のほうだけちょっと後で教えて。健康寿命、今、文京区はどれくらいの年齢で、他区に比べて順位は何位ぐらいだとかいうのをちょっと最後に教えてもらえばいいんすけれども。

という振りの中で、シニアフィットネス事業、以前にも厚生委員会等で御報告をいただいたと思いますが、文京区のほうで、区内のフィットネス事業者に、区民の方を対象に啓発をして、健康増進のために自らフィットネスに通ってもらおうということで、その呼び水的なことで、チケットを配って、無料券を配って、健康維持増進を図るという事業だというふうに思っておりますが、非常にすばらしい取組だというふうに当初から思っておりまして、特に文京区の中にも、今、数多くフィットネスをやっている民間事業者はあると思います。

この登録をされて、そしてそこに登録したところで、区民の方が、どこに通われようかということで、つなげていくということなんすけれども、この登録というか、区内にあるフィットネスの件数がかなりあると思うんですが、そこで登録事業者として選ばれるには、一応ホームページのほうも見させていただきましたけれども、大体、区内全域に地域別に結構登録者を入れられているのかなと思いますけれども、その登録者のつくり方ですね、決め方、選定の仕方、この辺はどうなっているのかなとます。

○浅川委員長 大武健康推進課長。

○大武健康推進課長 まず最初に、健康寿命についてのお尋ねでございますが、こちら23区の順位というのはちょっと把握してないんですけども、令和5年度の文京区の健康寿命につきましては、男性が83.57歳、女性が86.36歳となってございます。

ちなみに、平均寿命のほうは、東京都全体に比べると文京区のほうが高くなっていますので、健康寿命も同じように高くなっているかと、可能性があると推察しているところでございます。

○浅川委員長 鈴木地域包括ケア推進担当課長。

○鈴木地域包括ケア推進担当課長 委員から御質問をいただきましたフィットネス事業所なんすけれども、令和6年度は10か所ございまして、そちらの条件といたしましては、1名以上の従事者の配置をされているですか、1年以上事業の実績がある。また、介護予防に関する知識、理解があるというところで、選定しているところでございます。

○浅川委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございました。私、聞きたいことは、ある意味、文京区が、公共自治体が主体となって、無料券をお配りして、65歳の方にやってもらうのはいいんですけども、こういったところがありますよという御紹介をするという意味で、これが非常にどうなのかなって、非常にいいことなんんですけど、公的な立場の人が民間の事業者を紹介するというのは、非常に見方によると悩ましいところかなというふうな発想にもなっていましたが、そういうところがどうなっているのかと確認と。

あと、事業者も、1回決まつたらそこにずっとじゃなくて、何年かに1回とか1年に1回とか替えていくとか、そういう、いろんな方にも参加してもらうということで、公平性も保たれると思うんですけど、その辺はどうかなと。

○浅川委員長 鈴木地域包括ケア推進担当課長。

○鈴木地域包括ケア推進担当課長 本事業につきましては、これまで運動習慣がない方に運動を始めていただきたいということがございまして、こちらは従来の介護予防事業でアプローチが難しかった前期高齢者ですとか、男性がこの事業をきっかけに運動習慣を意識してもらえるということを期待しております。

文京区については、12枚券があった中で、10事業者どこを使ってもいいというふうに言っておりますが、まずはジム等で運動を始めていただいて、その後は御自身で運動習慣をつけいただければと考えております。

○浅川委員長 山本委員。

○山本委員 すみませんね、鈴木課長、そこを聞いているのではなくて、公共の立場として、民間事業者、いわゆるあっせん的な、こういうところありますよという御紹介の仕方が、見方によるとどうかなというところから、逆に言うと、そこをよくそういう取組をしたなどということで、私はすばらしいということで確認の意味で聞かせていただいたんですけども、また、こういったことができるのであれば、知恵を絞って、いろいろ自治体が中心となって、民間活力を活用するという意味でやって広めていただきたいということで聞かせていただいたんですが、時間があればそれを聞いて終わりたいと思います。

○浅川委員長 御答弁はいかがですか。

鈴木地域包括ケア推進担当課長。

○鈴木地域包括ケア推進担当課長 こちらの事業については、事業開始時に区内の事業所にお声をかけして、その中でやりたいという事業者に今、選定をして行っているところでございます。さらに、事業者として広めていきたいという気持ちはありますけれども、選定した

事業者については、文京区の中でこういった目的でというところは進めているところではございますが、区全体に広がるというところで、区の高齢者の方が運動習慣を始めていただくということを目的にしておりますので、さらに周知を進めていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 ただいま、永久の会さんの持ち時間を超過いたしました。大変……。

続きまして、浅田委員。

○浅田委員 私は、介護従事者の確保についての質問です。

2024年に報酬改定で、訪問介護の基本報酬が引き下げられて、全国的に随分撤退ないしは倒産をした事業者さんが多いというふうに伺っています。文京区で、この事態というのは、実際どの程度のものなのか、区として把握しているのか、してないのか。それをお伺いしたいと思います。

なお、国のはうでは、これは26年ですか、には一定の引上げを含めた方向で、今、議論が行われようとしているというふうには伺っています。だけれども、制度としては、国のはうで議論があったとしても、直接介護を担うのは、それぞれの自治体で、文京区のわけですね。ここが、やっぱり介護従事者、介護労働者をきちんと確保するということは、責務だらうと思うんですが、この辺に向けてのお考えをちょっと一言まずお伺いいたします。

○浅川委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 事業者の数でございますが、時点において、数のはう変わってございますので、その都度確認をしているという形ではなくて、年に一度、確認をさせていただいているというような状況でございますが、数的には、報酬が下がったから、事業者を辞めたというような形の理由まで確認をしている形ではございませんので、それを理由で減っているというような形のものについては、区のはうで把握はしてございません。

介護保険制度については、先ほど委員がおっしゃられたとおり、介護報酬、それから利用者の負担分の収益に基づいて事業運営を行っているというものでございますので、その辺、区というよりも、国のはうの、今、議論をしているということでございますので、そちらのほうの議論を待って、対応するという形になってございます。

一方で、都心区にある本区におきましては、介護施設の開設時の負担等が多いことから、建設地の整備費補助ですとかを助成して、運営基盤の支援をしているところでございます。

また、社会情勢の変化に対応する食材費ですとか光熱費の高騰に対する支援等も適切に行っておりまして、国ですか東京都の動向も注意しながら、引き続き必要な支援を展開して

まいりたいと思っています。

○浅川委員長 浅田委員。

○浅田委員 では、ちょっと関連して、区として、今、非常に介護従事者が足りないという状況の中で、マスコミの報道でも、隙間バイトを介護施設に導入するというのをよく聞かれますよね。あるいは、派遣の方を導入するというのもよく聞かれますよね。こういう実態を把握されているのかどうか。というのは、隙間というのは、要は、夜の3時間なら3時間やつていただぐくというようなことなんですかけれども、こういうことが常態化していくと、そこにいらっしゃる職員の方との連携であったり、あるいは引継ぎのときに必ずしも連絡事項がうまくいかなかつたりして、そういうところでミスが起きやすいんですね、事故が起きやすい。

ですから、こういう事態、今、事業者さんが隙間バイトを入れてでも運営しているというような状況を把握しているのか、していないのか、そこをお願いいたします。

○浅川委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 事業者との懇談の中では、必要に応じて使っているというような事業者があるというふうには聞いておりますが、全体的に把握をしているという数字は持ってございません。ただし、事業者につきましては、運営の基準がございますので、その基準に従って、職員の配置ですとかに基づいて行っているというふうに認識しております。

○浅川委員長 浅田委員。

○浅田委員 だから、基準を満たさなきやいけないから、派遣であったり、あるいは隙間バイトを入れているというのが今の状況なんですよ。

で、先ほど来伺っていると、区内の事業者さんの状況を、私は、区がもうちょっと一緒になって事態の把握はしていただきたいということなんです。そうじゃないと、本当の意味での介護というのは、介護保険制度ですからね、区はお金を出してやっていただいているということだけじゃないんです。文京区が介護保険を担わなきやいけないわけですよ、事業者さんと一緒に。ですから、もうちょっと事態の把握というのは、私は、一緒になってね、ちょっと表現が適切かどうか分かりませんが、悩みや苦しみも分かち合うような介護保険制度でなければ、私はならないんじゃないかなというふうにずっと思っているんです。それが高齢者の方への本当の介護の気持ちも伝わるし、家族の方も納得されるんじゃないかなというふうに思うんです。

繰り返しになりますけれど、白山の郷であったり、あるいは千駄木の郷で、あるところの

撤退されたということに対して、私は、本当に一緒になって文京区が介護保険を担っていくということであれば、もうちょっと違う形であったんじゃないかなという気もしているんです。

今回、千駄木の郷の新しい事業者さんとの引継ぎに関する資料を、もう2週間ぐらい前ですかね、情報公開請求を出させていただいているけれども、何のお返事もまだいただきていません。そういうことだと、ぶっちゃけた話、まとも議論ができるんですよね、正直言って。私は、こういう姿勢は改めていただきたいと思いますし、ただ、僕らと、理事者の皆さん、努力されているの、それは分かります。ここが、がちやがちややっていると、肝心な、そこに介護を受けなきやいけない高齢者の方、御家族の方に……。

○浅川委員長 すみません、ただいまAGORAさんの持ち時間を超過しましたので、質問を速やかに終了していただけますでしょうか。

○浅田委員 残念ですが、ぜひ、一緒にやっていただきたいということを述べて、終わりにいたします。

○浅川委員長 御協力ありがとうございました。

大武健康推進課長。

○大武健康推進課長 先ほどの平均寿命につきまして、順位のほう確認ができました。あ、ごめんなさい、健康寿命について確認が取れました。男性のほうが、特別区で4番目、女性のほうが5番目でございました。

○浅川委員長 はい、ありがとうございます。

佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 介護のサービス事業者の運営の、経営上の難しさにつきましては、区のほうでも認識しているところでございますが、運営につきましては、事業者のほうで考えていくというような形のものになってございますので、区としましては、いろいろな会議の中で、施設長、センター長会議ですとか、地域密着型の事業者の会議ですとか、そういうところで事業者の声を拾っていきまして、こちらのほうと一緒に、事業者と一緒に考えていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 はい、ありがとうございました。

続きまして、板倉副委員長。

○板倉副委員長 では、ちょっと要望だけにしておきます。

介護報酬の基本報酬のところの訪問介護のところが引き下げられたということで、この間、

本当に事業者の皆さんがあつただというのを私たちもお聞きをしております。先ほど浅田委員がお聞きしたときに、区のほうは、そういう状況がどういうふうになっているのかというのをきちと把握してないような、そういう御答弁だったかと思うんですけども、品川区では、報酬が改定された後、訪問介護事業所が半数以上が減収になった、また、4事業所が廃止に至った、こういうことを言っているわけですから、区としても、きちとやっぱり把握をすると同時に、品川区が1事業者当たり12万から240万円程度をこうした事業者の皆さんに、差額ですよね、報酬引下げ分の差額分を支援しているということで、補正予算3,930万円、予算を計上しております。

そういう点では、介護保険、次の改定は2027年4月ですから、それまでに廃業や倒産、そういうことが起きる危険が本にあると思いますので、ぜひとも、文京区としても、この間、私たちも何回もお願いをしていますけれども、区としての支援も改めてやっぱり考えていたい、来年度予算にはそれを盛り込んでいただきたい。なぜかというと、やはり品川区で言っているように、訪問介護と高齢者の命を守るために、緊急的、臨時にそういう対策を講じている、そういうふうにおっしゃって、やっぱり区民の皆さんの命を守るという点で、このように財政支援しているわけですから、文京区としても、来年度予算にぜひこうした支援の補助をしていただきたいということ、これは要望しておきます。

○浅川委員長 ただいま、共産党さんの持ち時間を超過しました。

佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 先ほど答弁もさせていただきましたが、介護保険制度では、介護報酬と利用者の負担額の収入に基づいて事業者が運用しているという形のものでございます。国におきましては、介護報酬の改定が実施されまして、処遇改善についての加算等も引き上げられているというような状況もございます。東京都におきましても、介護職員の介護支援専門員ですか居住支援、特別手当等の開始もしているというところでございます。介護報酬、介護保険制度の充実につきましては、区長会を通じまして、要望も区のほうではさせていただいているというような状況でございます。

○浅川委員長 それでは、以上で、報告第3号、令和6年度文京区介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を終了させていただきます。

理事者の御移動がございます。

○浅川委員長 次に、報告第4号、令和6年度文京区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を

議題といたします。

本会計につきましては、歳入歳出一括で質疑することといたします。

主要施策の成果の338ページから349ページまでの部分であります。

それでは、質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

宮野委員。

○宮野委員 後期高齢者医療特別会計については、制度そのものに構造的な課題があることをこれまでも指摘をさせていただいてまいりました。制度導入以降、現役世代が負担する後期高齢者支援金は増加を続けており、創設当時と比べて約1.7倍に拡大しています。今後も、医療費の伸びとともに、現役世代の負担がさらに重くなることが見込まれます。

一方で、高齢者自身の保険料負担についても、人口減少局面を迎えても上昇を続ける構造となっており、世代間で支え合うという理念が形骸化しかねない状況です。

また、令和6年度からは、出産育児一時金の支給額の一部を後期高齢者医療制度でも負担する仕組みが導入され、経過措置もありますが、将来的には7%負担することとされています。既に、過去最高を更新し続けている保険料に対し、こうした新たな負担項目が追加されることは、さらなる保険料上昇につながる要因となりかねません。

以上のことから、制度全体としての持続可能性に重大な課題があることを改めて指摘をさせていただきます。

○浅川委員長 よろしいですか。はい。

後藤国保年金課長。

○後藤国保年金課長 御指摘いただきましたとおり、後期高齢者医療制度におきましては、国保、それから社保の方も含め、現役世代からの支援金というところで、経費の4割を賄っているという状況がございます。公費の負担は5割でございまして、後期高齢者の方からの保険料による負担の部分は1割というふうになっております。國の方針としましても、持続可能な全世代型の社会保障の実現のためには、一定程度負担能力のある高齢者の方からは御負担をいただくことが避けられないものであるというふうな考えが示されております。

区といたしましても、引き続き、高齢者の方の負担に留意しつつ、国や広域連合の動き、検討内容を注視してまいりたいというふうに考えております。

○浅川委員長 それでは、以上で、報告第4号、令和6年度文京区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を終了させていただきます。

これをもって、4会計歳入歳出決算についての質疑は全て終了いたしました。

態度表明に移ります。

次に、4会計歳入歳出決算について、各会派の態度表明をお願いいたします。

各会派6分以内でお願いをいたします。

それでは初めに、自由民主党さん。

○名取委員 それでは、令和6年決算審査における自由民主党文京区議会の態度表明を申し上げます。

令和6年度一般会計の当初予算は、区の財政規模として過去最大の約1,275億円に達し、その後5回の補正予算を経て、最終執行予算額は約1,359億円に達しました。

歳入においては、引き続き高い収納率を維持しつつ、その総額は年々増加傾向にあります。

また、区民サービス向上を目的とした施策の実施に当たっては、スピード感を持って補正予算に取り組むとともに、それらの財源についても、国や都の補助金、また都区財政調整基金交付金などを積極的に確保し、区民生活の向上を目指した健全な財政運営が実現されていましたことを確認いたしました。

特に、歳出につきましては、当会派が要望した子育て世帯への支援や、幅広いニーズに応える教育環境の整備、原油価格や物価高騰に対する区内店舗支援、さらに、高齢者支援や生活困窮者支援など、喫緊の課題に対し、基金や特別区債を適切に活用し、スピード感を持って対応された点を大いに評価いたします。

今後も文京区独自の施策を積極果敢に推進し、区民の皆様が住んでいてよかったです、住み続けたいと感じる地域づくりを進め、区民生活のさらなる向上につなげ、24万人都市へ向かう区政運営の向上を期待いたします。

以下、決算審査において当会派が指摘した事項について、十分検討の上、実施に向けた御対応をお願い申し上げます。

森林譲与税の使途充実、特別区財政調整特別交付金の協議強化、建築確認申請時の民間委託による区担当者のレベルアップ、ふるさと納税の返礼品の充実、男女平等センター相談事業の拡充、職員や心のケアを含む研修の充実、職員ケアや心のケアを含む研修の充実、防災用ドローンの導入、選挙投票率の向上策、AEDマップの整備、スマート基準に基づいた避難所の整備、コミュニティバスの造設、花の五大まつりへの助成金、スポーツ活動等で頑張る区民への表彰、町会事業補助、商店街のエリアプロデュース事業の拡充、地域通貨の発行、中高生の居場所づくり、児童館エリアマネージャーの増員、保育士の加配、AI活用の推進、公契約の適正化推進、ひきこもり対策の拡充、里親制度の周知・推進、誰でも通園制度の充

実、若者支援の充実、全児童放課後児童の朝への拡充、ネズミ対策推進、民泊事業者取締強化、区報配布方法の検討、防災井戸の改修・活用、災害時トイレの充実、ペットSFTSの検討、少年野球場のネットの造設、空家対策推進、自転車レーンの適正利用、独居高齢者の支援強化、プラスチックごみの分別回収の周知徹底、持続可能なごみ行政と資源回収の在り方の改善、給食費無料化や教材費等を含む教育に係る物価高騰対策の推進、認知症施策の充実、いじめ対策の強化、学校防災宿泊体験学習の充実、成年後見人制度の利用促進等、幅広い課題について、今後も積極的に取り組んでいただきたいと考えます。

以上、上記の要望を付して、自由民主党文京区議会は、令和6年度一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の4会計を認定いたします。

○浅川委員長 続きまして、日本共産党さん。

○金子委員 日本共産党の態度表明を行います。

自民党政権が、過去3回の消費増税と7回の法人減税で、税の所得再分配の機能を壊した末に、物価高騰と社会保障の負担増・給付減が、暮らしと福祉や地域経済を壊し、今ほど新たな支援策が求められているときはありません。

区財政は、総基金538億円を確保し、実質収支比率は適正值の3倍超の10.8%で、税金を80億円余らせ、10億5,000万円を留保し、隠せるほど潤沢・順調で、財政力は23区で7番目なのに、各区で進む教材無償化や介護施設への独自支援、中小事業者への光熱費支援拡充など、新規支援が行われないのは問題です。

指定管理は、健全な財政運営、サービス向上、品質志向を標榜したものの、総合体育館や目白台運動公園では、5年で4割もの維持費が増え、総合体育館プールでは、カビ、さびが収まらず、築13年にして大規模改修が必要となり、サービスの品質は低下し、経費が増大しています。

さらに、千駄木と白山の交流館の更新は、2034年以降に先送り、不忍通りふれあい館は築28年なのに大規模改修計画がなく、浅草町や猫又橋際公衆便所は、洋式化しない一方、シビックセンターには、建設時に関連経費を含め850億円と、建設債利子33億円を投じ、2012年度から先行改修28億円、2018年度からの大規模改修に120億円を費やし、維持費を含め、シビックには31年間で1,438億円の税金が投じられ、今年度の改修費は20億円、来年度からは議会フロアに30億円を注ぎ込む構えで、シビック最優先の区政運営は認められません。

区長の人間関係の中から始まったIB研修は、区長による教育への介入であり、徹底検証

が必要で、要求します。

以下、委員会で指摘したように、申請による換価の猶予をさらに周知し、申告納税の趣旨に基づく税務行政を。株式配当や株式譲渡所得への課税強化で公平な税制実現を国に求める。事業者に納税義務を負わせ、滞納を生み、地域経済を壊す消費税は廃止を目指し、減税を。都区財調協議の対象は、23区の固有財源であることを沿えて配分割合の前進を。議長交際費の使い方を検証し、実績見合いで増額は慎むこと。東京砲兵工廠の隧道を平和マップに収録し、増刷するなど、平和事業拡充を。ふるさと納税の実態は、富裕層優遇であり、検証の上、見直し・廃止を求ること。非難備蓄食料2日目以降分の輸送訓練の実績はなく、区独自に3日分の備蓄を。中途退職者が5年で4倍の55人に達したこと教訓に、全体の保護者として福祉増進に傾注できる環境確保と、職員育成と増員を急ぎ、会計年度職員の処遇改善を。シビックの耐火性能の欠くガラス製の吹き抜け天井とアトリウムの防火区画は既存不的確であり、法令適用に向け、説明と検証を。千石・白山・大塚の交通不便地域に、区役所まで走るB-1ぐるを。借換え融資、リースや商店街装飾灯の電気代ゼロで、事業者支援拡充を。区の責任で千駄木の郷の職員を次期法人に継承させ、職能を守り、利用者の願いに応えること。放課後デイ無償化と聴覚障害者へのタブレット支給を実施し、国に地域生活支援事業費の5割負担を強く求めること。私立園での隙間バイトアプリ利用は止めるよう指導し、園庭なく酷暑でプール遊びもできない保育園での子ども発達保障のため、遊び場とプール確保を。誰でも通園制度は、公的保育の一環として実施できるよう、保育公定価格の抜本引上げと、あわせて国に求ること。育成室の待機解消と保育料の無償化を。生活保護の申請権をためらいなく行使できるよう、周知ポスターを作り、活用を。7割の地域で規制するものの、営利追求で、住環境を脅かす民泊規制強化を。戦災復興が目的の環三の計画地は、既に復興しており、計画廃止を都に求めること。資源ごみ回収ボックスは、一括して区の責任で設置管理を。学校快適化のコンサル業務と有効性に関する教育長答弁の検証を。35人学級を中学全学年に一気に広げ、学校図書館司書は直接雇用に。

そして、個人番号、自衛隊募集、馬券配分金、国民保護措置は認めません。

以上の理由で、日本共産党文京区議団は、2024年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、それぞれの決算を認定しません。

○浅川委員長 続きまして、公明党さん。

○田中（香）委員 公明党文京区議団の態度表明をさせていただきます。

令和6年度は、現下の物価高騰が区民生活に影響を及ぼす中、社会活動や経済活動の活発

化や納税義務者数の増加により、特別区税、区民税の增收、株式譲渡や消費税の交付金の上振れも加わり、決算の歳入総額は1,440億円となりました。

また、第2期「文の京」総合戦略の主要課題の解決のため、歳出総額は、育成室加速化プランによる増室や、障害者グループホームをはじめ、施設整備を進めるために、1,359億円となりました。

公明党が推進した子ども・子育て支援法の改正により、児童手当が高校生に拡充され、さらに医療費助成も高校生世代に拡充されたこと、今後はさらに大学生、若者支援に広がることを期待しております。

こういった喫緊の課題にスピード感を持って対応するために、補正予算を5回組み、本年発生した能登半島地震を受け、「文の京安心ブック」を全戸配布するなど、災害対策の強化や、それに加えて、保育施設や学校、介護事業所、商店街、公衆衛生施設へ電気代等の補助や、賃上げにつながる支援に取り組んだことを評価いたします。

歳入歳出決算の差引額は80億の剰余金となりましたが、これは自然災害や景気動向など不透明な中にあっても、区民生活や地域経済の振興と将来の備え等に反映されることを確認いたしました。懸念としては、ふるさと納税の流出や、今後、公共施設総合管理計画に伴う施設改修は、待ったなしであり、大きな予算が必要ということあります。

このような状況でありながらも、総基金残高が減っていることや、区債が増えていることは、楽観できない状況でございますので、あらゆる調達方法の模索と、弾力性が担保されるよう、健全な財政運営に取り組むことを要望いたしました。

今後も社会情勢の変化が激しい状況にあっても、区民ニーズを的確に捉えて、総合戦略に掲げる主要課題の解決に向け邁進し、質の高いサービスの提供を要望いたします。

なお、決算審査の過程におきまして、我が会派が指摘いたしました、次に掲げる意見、要望につきましては、今後、十分に検討の上、実現を図られるよう強く望みます。

保育、教育、介護施設、公衆衛生施設、商店街等に対する物価高騰対策と賃上げ支援の継続。カスハラ対策の強化。財源を生み出す等の多様な調達方法での財源確保。ふるさと納税の增收に向けた協定大学連携等の寄附金事業の充実。女性のエンパワーメントの推進。DX化の推進と外部人材の活用。多文化共生の醸成。実効性のある災害時のトイレ確保・管理計画の策定。特殊詐欺事件対策の強化。公共事業入札に当たり円滑な契約締結。公共施設管理計画のマネジメントシステム活用。大塚・千石・白山エリアでのコミュニティバス導入。区民の憩いの場である交流館、地域活動センターの老朽化対策と温水便座等の点検の徹底。勤

労福祉センターの改修に向けた都協議の推進。スポーツ施設等のキャッシュレス化の導入。猛暑時の屋内遊び場の創出。通州区等との国際交流。障害者スポーツの充実。中小企業の価格転嫁を促すパートナーシップ制限の推進。商店街エリアプロデュースの充実をはじめとする事業の充実。障害者グループホーム等の施設増と定員増。また、ニーズの高い生活介護の拡充。医療的ケア児を含むレスパイト事業。放課後等デイサービスのサービス量の拡充と経済的負担軽減。保育園の質の充実と職員適正配置。朝と放課後の子どもの安全な居場所確保。育成室職員の適正配置・人材確保。改正された児童手当と高校生世代までの拡充した医療費無償化の継続と高校生、大学生世代の支援の拡充。若者や困難女性の居場所の創出。中高生の声を反映した第二b-labの開設。文京つながる相談窓口での相談事業の充実。介護予防・認知症検診事業の充実。高齢者の目や耳のフレイル予防の充実や眼科検診の導入。医療機関に移行した認知症検診の充実。IOTをはじめとする高齢者の見守りの充実。帯状疱疹ワクチン接種補助事業の充実。がん検診の受診率向上に向けた対策の強化。乳がん患者に対するアビアランス支援の充実とその他の疾病の対象拡大。ネウボラ制度、産前産後ケアの切れ目のない支援とデイサービス量の拡充。不妊治療に悩んでいる家庭への寄り添った支援の充実。安心で適切な支援につながる5歳児健診。都の連携強化した火葬の在り方検討の推進。地域住民の安心につながる民泊事業。

以上の意見を付しまして、公明党文京区議団は、令和6年度一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の4会計決算を認定いたします。

○浅川委員長 続きまして、AGORAさん。

○沢田委員 AGORAの態度表明を行います。

令和6年度の歳入決算総額は、過去最大となり、拡大基調の財政状況の下、福祉や教育をはじめ、区民生活の向上に資する施策が適正に執行されたかを審査しました。

以下、総括質問や委員会で当会派が指摘、要望した点の改善を求めます。

まず、財政運営について。

補正予算を重ねながら、剰余金を積み増す運用は改め、当初予算の計画性を担保すること。補正予算編成の透明性を確保し、予算の計画性と時宜を得た柔軟な対応を両立すること。事業特性に応じたKPIを設定し、各部の評価を通じて、ワーク配分方式を進化させること。区の将来像を区民参画で進化し、誰一人取り残さない社会の実現を明記すること。

続いて、歳入についてです。

人口動態や課税所得水準の変化を踏まえ、特別区税収入の伸びの見込みを見通すこと。区の強みや魅力に対する転入希望者の認識を調査し、定住・転入を促進すること。利子割交付金など静かに削られる制度改正には、明確な反対意見を発信すること。ふるさと納税の寄附メニューを区民に身近な生きた寄附にして、税流出を抑制すること。ふるさと納税と若者参画予算で若者応援基金をつくり、若者の当事者意識を育むこと。子育て支援金制度導入による保険料負担増を丁寧に説明し、相談体制を整備すること。

続いて、歳出についてです。

まず、区民生活について。

区内の中小零細企業や個人商店への実質賃金の連続低下を踏まえた支援を行うこと。公契約条例の労働報酬加減額を確保し、委託、下請、孫請などの公開制を高めること。デジタル消費券キャンペーンに参加困難な高齢者を支援すること。B-ぐるの運転手を確保し、第4路線を早期に計画すること。老朽化した白山・千駄木交流館は、地域の声を生かし、建て替えること。区の顔であるホームページを見やすく、検索しやすく改善すること。生まれ育った若者が愛着を持って住み続けられるよう、定住を支援すること。町会・自治会運営マニュアルにダイバーシティ推進とアンコンシャスバイアス解消を明記すること。

続いて、職員育成、福利厚生についてです。

人事制度のジェンダー格差を解消し、管理職への昇任意欲と女性比率を改善すること。多面評価、フィードバックを導入して、係長職の板挟みを解消し、成り手を確保すること。区民も利用できる職員食堂の代替場所を確保し、コミュニケーションを充実すること。

次に、議会、そして区民参加についてです。

議会ネット中継や、AI議事録システムで、情報公開と区民参加を進め、予算執行の適正性を確保すること。体験・見学ツアーなど選管の主権者教育を進め、若者の選挙事務への信頼と参加意識を高めること。地球温暖化対策、地域推進協議会を見直し、オープン参加型の気候区民会議を設置すること。

次に、健康、福祉についてです。

がん健診の平日・夜間・休日対応を拡充し、働く世代の受診率向上を図ること。障害者差別解消法の合理的配慮への共通認識を図り、各課の窓口を明確にすること。子ども食堂の地域の居場所としての多様な活動や物価高騰への対応を支援すること。アクティのおやつは全校に拡大し、配食を17時から15時に変更すること。小1の壁に対応する朝の学校の居場所を確保すること。育成室、小学校で課題を抱える子どもについての意思疎通の場をくること。

就学資金制度や資格取得支援など、地域定着型の介護人材確保策を検討すること。特養事業者と区の定期的な協議の場をつくり、千駄木の郷の職員を伴奏支援すること。認知症基本計画に地域の自主的な高齢者見守り活動を組み込むこと。民泊の上乗せ条例を見直し、悪質な事業者による近隣住民への被害を予防すること。

そして、まちづくり、防災についてです。

東京ドームの存続に向けた姿勢を明確にし、環状3号線計画の再考を都に求めること。緊急輸送道路の確保のため、都との役割分担や連携訓練を進めること。緊急輸送道路から避難所へのラストマイルの無電柱化と輸送経路の検証を進めること。国際基準に応じた避難所環境を整備し、非難者のあふれに備えて、二次的な避難所を確保すること。非難所運営ガイドラインの改定で、想定外のリスクシナリオを自主防災組織に周知すること。そして、自主防災組織や自治組織の若い担い手同士の横のつながりを深め、若者の愛着形成を支援すること。

続いて、観光・都市交流についてです。

協定宿泊施設は、国内交流事業と連携して、協定自治体などエリアと金額を工夫すること。山村体験宿泊事業を拡充し、春の山菜や夏・秋の野菜の収穫を組み込むこと。

最後に、教育についてです。

給食以外の隠れ教育費への支援を強化し、実効性のある就学援助を行うこと。こどもの権利条例を生きた教材にするため、学校での意見表明の環境を整えること。子ども、若者に自治基本条例を周知し、政治的有効性感覚とウェルビーイングを高めること。教育委員会定例会の情報公開と区民参加を進め、意思決定の適正性を担保すること。平和事業を区制80周年事業に組み込み、在住被爆者の証言映像の上映や、被爆樹木アオギリの植樹拡大を進めること。うるま市との中学生の平和交流を拡充し、被爆地広島、長崎にも派遣すること。集積所に置かれたままの埋蔵文化財を歴史教育に活用し、予算措置を国に求めること。地域の書店と図書館との連携を進め、地域の書店からの資料購入を拡充すること。スポーツや音楽の大会に誰もが出場できるよう、交通費や宿泊費を支援すること。吹奏楽や合唱など、卒業後も継続する活動を支援し、音楽の聞こえるまち文京区にしていこうではありませんか。

以上の意見を付して、政策チームA G O R Aは、令和6年度一般会計決算及び3特別会計決算を認定いたします。

○浅川委員長 続きまして、区民が主役さん。

○依田委員 区民が主役の会の令和6年度決算への態度表明をいたします。

区が、物価高騰の中で、区民生活を支える様々な施策を打ち出したことは、一定評価いた

します。今後も区民ニーズを的確に捉えた行政サービスの提供を要望いたします。

ただ、区は、IB研修では、安易に外部からの売り込みに乗って、新たな事業を随意契約で始めるなど、適正な行政手続の観点から危うい点も見られます。その点は反省をいただきたいと思います。

区民が主役の会は、今後も適正な予算の執行についてしっかりとチェックをしていきます。決算審査の過程で我が会派が触れた要望事項は、御検討の上で実現に向けて動いていただくようお願ひいたします。

以下、項目のみ、再度言及いたします。

物価高騰の影響を受ける若者、シングルマザー、高齢者などに住宅支援を。支援の対象や内容を拡充し、国や都の制度外は区で補うこと。若者向けの家賃補助や空家活用のシェアハウスを推進。移転費補助を若者、低所得者にも拡大し、収入が増えない場合は、家賃補助を継続。住まいは人権として、住宅政策を抜本的に拡充。シルバーピア区営住宅を増やし、スマイル住宅も低家賃で借りられるように。都営住宅の空室貸出しや、大塚の老朽住宅の区移管、改修を都に要請。生活補助の住宅扶助を引き上げること。生活保護の夏季加算を実施。特養ホームを増設し、待機者や住所地特例を解消。区内特養に低所得高齢者も入れるよう多床室を増やす。発達相談支援、放課後デイ、障害者グループホームを拡充。精神障害者や強度高度障害の方の住まい支援体制を整備。教員不足を解消し、国に給特法改正を要請。不登校児童・生徒の学習権を保障。てらまっちをボランティア任せにせず、予算をつけて継続支援。子ども宅食プロジェクトを安定運営できるよう支援。子どもの貧困防止策を充実させ、食支援が不要な社会を目指す。学校改修は委員会だけでなく、幅広く住民の声を反映。給食無償化に続き、教材費、修学旅行費、卒業アルバムも無償化。学校のプールは温水化し、地域開放できる設計に。部活動の地域移行では、関係者の意見を聞き、指導員等の報酬を引上げ。後楽二丁目再開発は、高層マンション中心とせず、公共性を重視。公共施設等総合管理計画を見直し、シビック改修費を抑制。低入札随意契約では、工事の質と安全を確保し、人件費を適正管理。竹早公園・小石川図書館計画は、区全体の視点で見直し。図書館は、多世代が集える場所としてユニバーサルデザイン対応を強化。竹早公園は、緑と木陰を守り、ボール遊び場広場と防災機能を確保。テニスコートは多目的化し、区内外全体で面数を再検討。公園整備計画をホームページで分かりやすく公開し、住民参画を促進。バス運転手不足の解消へ、23区で連携し、処遇改善を要望。大塚・千石・白山の交通不便地域にB-ぐる第4路線を。環状3号線計画は、丁寧に情報提供し、住民の声を都へ伝える。大塚公園の滑り台を

保存し、文化財保護を推進。ヒートアイランド対策として、緑の保全・拡充を強化。公園、学校整備では、樹木の保全と樹冠被覆率の向上を図る。学校改築時は、スフィア基準に沿った避難所設計を。在宅避難を進め、耐震化・不燃化を加速。避難所と二次避難所に3日分の食料備蓄。ペット同行避難の実態調査とルールづくりを当事者参加で。議会の委員会議事録は可能な限りWebサイトに掲載を。情報公開審査会の審査の迅速化を。東京砲兵工廠の意向を調査、保全、公開へ国と協議開始。民泊や無人ホテルの規制指導を強化。

以上の意見を付して、区民が主役の会は、令和6年度一般会計決算及び3特別会計決算を認定いたします。

○浅川委員長 続きまして、文京維新さん。

○宮崎委員 文京区議会日本維新の会の会派意見を申し上げます。

令和6年度におかれましては、物価高騰などの社会経済情勢の著しい変化等に的確に対応し、また、新型コロナウイルスが2類から5類に移行して2年目という年でもあり、多くの事業が積極的に執行、運営され、その取組は、行事・イベント等にも多くの区民の方が参加されたりしたことなど含め、区民のニーズにしっかりと応えられていた点なども確認でき、「文の京」総合戦略に掲げる主要課題の解決等につなげられましたことを評価いたします。今後も、区政運営が適正に執行されるよう、態度表明に先立ち、文京区議会日本維新の会の要望、指摘事項を確認させていただきます。

男女平等事業は、固定的役割分担意識や、無意識の思い込みの解消に向けて、普及啓発の推進を。ふるさと歴史館に関しては、区の文化資源、歴史に触れる機会の創出と魅力発信のためにもシビックセンター内での特別展の開催を。今の子どもたちが将来文京区を故郷として思い出せるように、文京区の過去歴史も、文京区の魅力の一つになるような周知発信を。増加傾向にある外国人住民の方との相互理解や共生に向けた取組の推進をしっかり行うこと。区職員の健康予防対策体制の強化推進を。文京区内で行われる選挙において、選挙管理委員会と警察との連携のさらなる強化をしていくこと。共創フィールドプロジェクトによるスタートアップ企業との地域の課題解決の推進を。災害時のマンショントイレ対策セミナーの引き継ぎの実施、推進を。家具転倒防止器具設置事業は、こちらも引き継ぎ推進を。AEDに関しては、現状に合わせた周知、啓発をしていくこと。水害時に関水地域の区民が新宿区へ避難する際の周知の強化を。神田川流域における垂直避難先の誘致のさらなる推進を。ナイトライフ事業は、区内区外の方をはじめ、外国人観光客の方に夜の文京区の魅力を伝えていっていただけるよう、周知の推進を。女性や氷河期世代のリスクリング、リカレント教育の

さらなる機会拡充。エシカル消費への理解啓発のさらなる推進を。大塚地域に新設するb-labには、できるだけ多くの中高生、今後利用することになる今の小学校、地域周辺の方々の様々な意見を反映させていくこと。放課後全児童向け事業については、子どもたちが安全に過ごせる居場所の確保の推進を。ひきこもり等自立支援事業については、地域の方への啓発度とひきこもり当事者へ向けた支援情報の発信を引き続き推進していくこと。熱中症対策では、文京涼み処についてのさらなる周知と、初めての方でも使用しやすい雰囲気づくりをさらに工夫して実施していくこと。鬱病、自殺対策については、ゲートキーパー人材育成のさらなる推進をしていくこと。交通安全普及活動については、区民の方への交通安全の啓発、交通ルールや自転車運転ルールの周知の推進を。ごみ捨て場以外でごみ捨てをする問題に対しては、ごみ捨て禁止ステッカーの作成、配布の検討を。早退の頻度が高い児童の保護者へのフォローをしっかりと行っていくこと。子どもたちが、自分以外の人と共によりよく生きるための道徳性を育んでいけるための道徳教育の推進。小・中学校における移動教室、修学旅行費の無償化の検討を。

以上の意見を付しまして、文京区議会日本の維新の会は、令和6年度一般会計決算及び3特別会計に賛成します。

○浅川委員長 続きまして、永久の会さん。

○山本委員 文京永久の会の会派意見を申し上げます。

令和6年度は、輝く明るい未来に力強く踏み出す施策を展開するとして、区民一人一人が輝く明るい未来に力強く踏み出すため、全ての世代を支える施策を積極的に展開するとともに、区民の利便性と行政サービスの向上を図るためのDXの推進や、バックキャスティングの考え方に基づき、「文の京」総合戦略に掲げる主要施策の解決等に邁進するため、現場の視点を重視し、職員の創意工夫により、効率的、効果的で、質の高い行政サービスを提供するべく、子どもたちに輝く未来をつなぐ施策をはじめ、健康で安全な生活基盤を整備する施策や、活力と魅力あふれるまちを創造する施策、また、文化的で豊かな共生社会を実現するための施策、環境の保全と快適で安全なまちづくりを推進する施策を展開するべく、過去最大規模の予算が編成されました。

執行状況としては、歳入の総額が1,435億3,300万円で、対前年度比15.9%の増、それに対し歳出の総額が1,354億4,800万円で、対前年度比14.8%の増と、歳入歳出ともに増加となりました。

一方、基金の状況としては、令和7年9月の補正後に359億円となりましたが、ここ数年、

微減傾向に推移している現状となっております。財源の根幹をなす特別区税の顕著な增收には支えられつつも、基金が減少傾向にある状況は、大規模な災害発生に備える観点や、持続可能な行財政運営を維持するためにも、歳入の確保と歳出の抑制を図りつつ、計画的な基金の積み増しをお願いするところです。

区財政においては、特別区税収入の増加が続いているものの、ふるさと納税による税の流出は拡大傾向にあり、また、今後の老朽化等による学校の公共施設の整備を踏まえると、決して楽観視できない状況にあります。

令和6年度は、次期「文の京」総合戦略の初年度にも当たることから、これら決算で見いだされた様々な状況を踏まえて、さらなる主要課題の解決に向けた戦略的な施策の推進を期待するところです。

なお、委員会において、各項目にわたり、文京永久の会として、様々な意見、要望、指摘をさせていただきましたが、中でも、区民斎場、民泊、ネズミ対策の問題については、十分な対応を図られることと、進路フェアについても、実施者の理解が得られるよう、できる限りの支援を要望するところです。

今後もさらなる内部努力の徹底と、費用対効果の観点に立ち、変化する多様な区民ニーズを的確に捉え、区民福祉の向上に努められるとともに、安心安全でいつまでも住み続けたい魅力あふれる文京区を構築されること。また、よりスマーズに行政課題を解決するためにも、区民の分断や対立を生ませない意見集約の方法や意見交換会の仕組みについても、十分に検討されるよう望むものです。

以上の意見を付しまして、愛と勇気の結束を誇る文京永久の会は、令和6年度一般会計歳入歳出決算及び3特別会計の歳入歳出決算を、愛と感謝を持って、全て認定いたします。

○浅川委員長 続きまして、市民さん。

○宮野委員 令和6年度の決算に対する市民フォーラムの態度表明を申し上げます。

令和6年度予算編成では、景気動向が不透明な中、コロナ禍後の新しい時代にふさわしい、全ての世代を支える施策が求められました。決算では、特別区税収入の堅調さが示されましたが、株式等譲渡所得割交付金の著しい増加が示すように、一部の株主等の納税額の増が全体を押し上げている構造です。多くの区民にとって、物価高騰が賃金上昇を上回り、経済回復の実感は乏しい状況が続いています。数字上の税収増が区民生活全体の豊かさを示すわけではなく、区財政の基礎的体力も恒常に強化されているとは言えません。税収増を過度に楽観せず、区民に寄り添った堅実な区政運営を求めます。

その上で、無駄の排除と適正な実質収支比率の維持に努め、行政の最も重要な役割は、困難な状況にある区民に寄り添うことであることを改めて認識し、限られた財源を真に必要な分野に配分し、区民生活の下支えと福祉向上に一層の力を注ぐことを求めます。

以下、委員会で指摘した意見の実現を図られるよう要望します。

職員採用・育成・定着による組織力向上と多世代が強みを生かせる職場環境づくり。学校や保育、介護施設における帰宅困難者対策の浸透と帰宅困難児を想定した引取り訓練の実施。在宅避難の推奨に加え、避難判断の目安を区民に明確に周知すること。災害における断水時の衛生確保に向けた排泄物の処理手順の周知と迅速な収集体制の構築。ペット同伴避難専用避難所の設置。空家予備軍を居住支援に生かすための不動産遺贈を促す中長期的な取組の着手。介護事業所など地域福祉の担い手と顔の見える信頼関係を構築し、現場の声を丁寧に聞くこと。障害者文化芸術活動推進事業の展示先拡充、画材バンクや製作相談の場の設置。長短時間勤務雇用の促進による就労支援の裾野拡大。障害者グループホーム、放課後等デイサービス、移動支援の拡充。虐待通告義務化に伴う幼児保育課、児童相談所、子ども家庭支援センターの連携強化による子どもの心身の安全確保と家庭支援。保育園、幼稚園への防犯カメラ設置拡充。子どもの体験格差解消のための支援団体との共同による取組拡充。子ども支援センターにおける予防的視点による困難家庭への積極的な支援と事業評価の仕組み構築。女性のほほえみネットワークにおける支援を求めるにくい女性に寄り添う共同体制の強化。格差や孤立の深刻化を踏まえ、自己責任論や生産性による価値づけを排し、誰もが尊厳を持って生きられる社会を盛る区政運営を行うこと。生活困窮世帯への学習支援における地域での見守り体制強化。飼い主のいない猫対策事業における現場の声を踏まえた支援継続と高齢化を見据えた動物の命を守るための啓発と支援の強化。無痛分娩無償化によるお産の集約化を見据えた産後ケア等を担う地域の小規模産院の持続化対策。区立小中学校創立記念式典の補助額引上げ。中学校部活動地域移行における所得格差に左右されない子どもの参加保障のための国の財源確保と基金創設の検討。不登校対応の校内居場所設置校における受入れ体制強化と全校配置の推進。隠れ教材費負担軽減の検討加速と一時的な自己負担のない補助制度構築。国民保護措置については、問題があることを指摘します。

以上の意見を付し、市民フォーラムは、令和6年度一般会計決算、国民健康保険特別会計決算、介護保険特別会計決算は認定し、制度に課題がある後期高齢者医療特別会計決算は認定しません。

○浅川委員長 続きまして、文京子育てさん。

○たかはま委員 文京子育てネットは、令和6年度一般会計決算を不認定といたします。

指摘は1か所、柳町小学校第二仮設校舎です。理由を2点申し上げます。

まず、本件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定められた、性質または目的が競争入札に適しないという用件に該当しないおそれがあります。法の趣旨に反して随意契約が締結されたものというのが、当会派の判断です。

質疑の中で、本区の随意契約ガイドライン第2号5(23)並びに第5号2のいずれにも該当しないものと評価いたしました。他者の見積りを取っていることからも、特定のものでないと契約の目的を達することができないとは言えず、矛盾があります。

2点目として、そもそも本事業が行われる必要性が不明瞭です。埋蔵文化財による工期の遅れが判明するまでの計画では、令和7年度の1学期のみであれば、学級数増について、既存校舎内を改修して対応していくことが検討されていました。教室不足への対応策には、既存校舎改修だけでなく、複数の選択肢が考えられ、学校現場だけでなく、児童、保護者への丁寧な説明と合意を図るべきでした。

区有施設の活用も十分に検討されたように見えません。1年5か月使って、すぐ壊す校舎に5億円の特命隨契という異例の歳出にもかかわらず、区民、議会に対する説明責任を欠いているという点も指摘したい。千代田区、北区のように隨契理由書を公開すべきです。

以上、本件随意契約締結に当たっては、法令とガイドライン遵守、区民等への説明責任の不備を指摘いたします。決算審査意見書で指摘のあるとおり、全ての職員が適法な事務処理ができる環境構築と、コンプライアンス意識の向上に向けた全庁的な取組を私からも強く求めます。

次に、予算執行の実績についての評価を申し上げます。

令和6年度は、過去最大約1,275億円の当初予算を編成し、5回の補正予算により区政運営が行われました。

旧元町小学校整備、児童相談所建設、児童手当など、大型の歳出が目立ち、特に能登半島地震を受けての緊急防災対策事業は、不安な思いを抱える区民ニーズを捉えた事業であったことと認め、大部分は適切に執行されたと高く評価しております。

行政手続のオンライン化、自治体DXのさらなる取組により、より効率的な区政運営に期待をしております。

今後の予算編成に当たっては、比較的財政状況が安定している今だからこそ、子どもたちの未来に向けてのより積極的な投資を求めます。

そのほか、各事業の質疑内容について振り返ります。

区役所庁舎の適切な運用については、多々申し上げました。25階展望レストランスペースは、区民の声を聞き取って計画すること。空いている議場の区民開放と改修に当たって、議会フロアを聖域化せず、見直すこと。13階職員食堂の執務スペース化は反対。シビックセンター駐車場料金の適正化による混雑緩和を。

次に、改善すべき指摘事項を、重要と考える順に5点申し上げます。

まずは第5位、総合体育館のプールは劣化が著しい、管理体制の見直しを。4位、杉並区の事故を例に、崖、擁壁の区内状況把握と助成内容強化を。3位、区報をA4冊子にフルモデルチェンジを行い、区民により質の高い情報を。2位、認可保育所の一般指導検査実施結果を早急に公表すること。そして、第1位、自転車レーンにポストコーンを設置してください。Xで206件の「いいね」があり、大変区民の皆様に御注目いただいております。

そのほか、決算審査において質疑、要望した事項を確認させていただきます。

ふるさと納税の課題を区民にしっかりと周知すること。ふるさと歴史館の決済コストを精査し、無償化を検討すること。子ども宅食の事業スキームの見直し。人件費は区の財源も視野に入れてください。委員会のライブ配信を早急に進め、議論の経過を公開すること。年賀会でただ酒をやめること。子どもDXを最優先に、郵便料金の削減を。施設警備にロボ導入を。有線テレビ放送は費用対効果の検証を。福祉避難所の訓練加速化を。共通投票所によって投票所のバリアフリー化を。協定宿泊施設は見直し、やまびこ荘への区民送迎を。交通不便地域解消に向けて、AIオンデマンド交通を再検討すること。乗合バスの検討に当たっては、最新の小型EVバスも視野に。技能名匠の海外展開を支援し、匠を小・中学校に派遣すること。BUNレンジャーは、文京区の公式キャラへ。区立保育園に防犯カメラ導入による不適切保育の防止を。子ども食堂は、都の補助金を確保し、補助額を拡充すること。民活相談事業の相談範囲拡大を。神田川護岸は区民の散策路として整備を。八ヶ岳高原学園のネット予約を。台町収蔵庫の見直しを。

以上、質疑した点については、十分な検討と改善を求めて、文京子育てネットは、令和6年度一般会計を不認定、3特別会計を認定いたします。

○浅川委員長 それでは、審査の結果を申し上げます。

報告第1号、令和6年度文京区一般会計歳入歳出決算につきましては、賛成が13、反対が4。したがいまして、一般会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定いたしました。

次に、報告第2号、令和6年度文京区国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、

賛成14、反対3。したがいまして、国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定いたしました。

次に、報告第3号、令和6年度文京区介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、賛成14、反対3。したがいまして、介護保険特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定いたしました。

次に、報告第4号、令和6年度文京区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、賛成13、反対4。したがいまして、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定すべきものと決定いたしました。

以上をもって、4会計歳入歳出決算の内容審査を終了いたします。

○浅川委員長 今後の日程ですけれども、明日10月17日、金曜日は、視察となりますので、委員の皆様は午前10時に第一委員会室にお集まりいただきますよう、お願いいいたします。

また、10月20日、月曜日、午前11時から、委員会報告文案につきまして協議するための委員会を第一委員会室で開催いたしますので、委員の皆様は出席のほど、よろしくお願いいいたします。

なお、理事者の方々には、御出席いただく必要はありません。

以上で、本日の委員会を終了させていただきます。お疲れさまでございました。

午後 5時24分 閉会